

**宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請等の手引き**

令和7年7月時点版

香川県土木部建築指導課

開発・盛土規制室

はじめに

本手引は、香川県内（高松市を除く）における宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律 191 号。以下「盛土規制法」という。）の許可制度等の運用に関する考え方を掲載し、実務上のマニュアルとしてまとめたものです。

許可制度の運用は、法令の定めに従い、本手引に掲載している基準により、盛土、切土もしくは土石の堆積に伴う崖崩れまたは土砂の流出による災害の防止上支障がないか、個別案件ごとに審査を行います。本手引きに記載する審査基準は、行政手続法に基づく審査基準としており、盛土規制法の規定に基づく工事に適用されます。ただし、当該行為に係る関係法令に別途、定めがある場合には、各法令等にも適合する必要があります。

許可制度等の適切な運用を通じ、盛土等による災害の防止を推進するため、一層のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

法令等の略語

略語	法令等名称
法律	宅地造成及び特定盛土等規制法
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
細則	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次構成

1	宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	3
1.1	法の目的	3
1.2	用語の定義	4
1.2.1	用語の定義全般	4
1.2.2	盛土規制法の規制対象外	5
1.2.3	土地の形質の変更（宅地造成、特定盛土等）	6
1.2.4	崖	7
1.2.5	土石の堆積	8
1.3	宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域の指定	9
2	工事の許可等	10
2.1	手続きの要否の判定	10
2.2	許可を要する工事	11
2.3	届出を要する工事（特定盛土等規制区域のみ）	14
2.4	規制対象行為に関する考え方（土地の形質の変更）	15
2.5	規制対象行為に関する考え方（土石の堆積）	17
2.6	宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域をまたぐ計画の取り扱い	18
2.7	法令の規定等により許可または届出が不要となる工事	19
2.7.1	他法令により確認が行われる等により、許可または届出が不要となる工事	19
2.7.2	一定規模以下のため、許可または届出が不要となる工事	21
2.7.3	工事の施行に付随して行われる土石の堆積のため、許可または届出が不要となる工事	22
2.7.4	通常の営農行為として、許可または届出が不要となる工事	23
2.7.5	その他、許可を要しない行為の考え方	25
2.8	国または都道府県の特例	27
2.9	都市計画法の開発許可との関係（みなし許可・届出）	28
2.10	法に適合していることの証明証の交付	30
2.11	関係法令	31
3	土地の保全	32
4	許可申請等の手続き	33
4.1	許可申請～工事完了に関する手続きの流れ	33
4.2	事前相談	36
4.3	許可申請の提出窓口・許可担当部署	36
4.4	標準処理期間	38
4.5	許可申請または届出に必要な書類等	38
4.5.1	許可申請書等の必要部数	38
4.5.2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類・図面（法第12条・30条関係）	39
4.5.3	土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類・図面（法第12条・30条関係）	42
4.5.4	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類・図面（法第27条関係）	43
4.5.5	許可申請にかかる図書の作成要領	44
4.6	申請手数料	47
4.7	許可または不許可の通知	50
4.8	許可等情報の公表	51

5	許可基準	52
5.1	住民への周知	52
5.2	技術的基準への適合	54
5.3	設計者の資格	55
5.4	工事主の工事を行うための資力・信用	57
5.5	工事施行者の能力	58
5.6	土地所有者等の同意	59
5.7	土石の堆積に関する工事の期間	60
6	その他の手続	61
6.1	規制区域指定の際の工事の届出（法第21条第1項、第40条第1項関係）	61
6.2	擁壁等を除却する工事の届出（法第21条第3項、第40条第3項関係）	65
6.3	公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出（法第21条第4項、第40条第4項関係）	66
7	土地の形質の変更（宅地造成及び特定盛土等）に関する工事の技術的基準	67
7.1	地盤について講ずる措置に関する技術的基準	67
7.2	擁壁に関する技術的基準	83
7.3	崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	122
7.4	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	124
7.5	排水工に関する技術的基準	128
8	土石の堆積に関する工事の技術的基準	142
8.1	土石の堆積の設計に関する技術的基準	142
8.2	堆積した土石の崩壊を防止する措置に関する技術的基準	144
8.3	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する技術的基準	145
9	工事施工中の手続き	146
9.1	標識の掲示、工事着手の届出	146
9.2	定期の報告	148
9.3	変更の許可等	151
9.4	変更の届出	152
9.5	軽微な変更	153
9.6	工事の中止・再開・廃止に関する届出	155
10	検査等	156
10.1	中間検査	156
10.2	完了検査等	158

参考資料

盛土規制法関係規定、各種様式

1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

1.1 法の目的

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

解説

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という）は、宅地、農地、森林等の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に伴う崖崩れまたは土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

■制度の改正経緯

① 昭和36年11月7日宅地造成等規制法公布（昭和37年2月1日施行）

昭和36年6月の梅雨前線豪雨により、各地で崖崩れや土砂の流出が起こり人命や財産に多大な被害が発生し、実行性のある宅地造成の基準が緊急に求められ、「宅地造成等規制法（宅造法）」が公布・施行されました。

宅造法では宅地造成に伴い崖崩れ若しくは土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地または市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定し、宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行うことが可能となりました。

② 平成18年改正（平成18年4月1日法律第30号、平成18年9月30日施行）

平成7年1月の兵庫県南部地震、平成16年10月の新潟県中越地震及び平成17年3月の福岡西方沖地震等により、大規模に谷を埋めた盛土造成地等で地滑りの崩落による被害が多発したことを受け、宅地造成に係る耐震性を確保するための技術基準を法令上明確にするとともに、新規造成工事を規制する「宅地造成工事規制区域」とは別に、崩落等の危険のある既存の宅地造成された地域を「造成宅地防災区域」として都道府県知事等が指定し、宅地所有者等に対して必要な勧告及び命令を行うことが可能となる改正が行われました。

③ 令和4年改正（令和4年5月27日法律第55号、令和5年5月26日施行）

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を契機として、盛土等による災害から人命を守るため「宅地造成等規制法（宅造法）」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」とし、次の内容が盛り込まれました。

- 1) 宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- 2) 造成行為だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な土石の堆積についても規制（許可）の対象
- 3) 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準の設定
- 4) 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査、③工事完了時の完了検査を実施
- 5) 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 6) 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等の命令が可能
- 7) 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下）

1.2 用語の定義

1.2.1 用語の定義全般

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

解説

(1) 盛土規制法の規制対象

規制対象		規制対象外
宅地	農地等	公共施設用地
農地等及び公共施設用地以外の土地	農地、牧草地及び森林	道路、公園、河川、政令で定める公共の用に供する施設

(2) 盛土規制法における規制対象行為

土地の形質の変更 (盛土や切土を行うこと)	宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更
	特定盛土等	宅地または農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該農地または農地等に隣接または近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの
土石の堆積	宅地または農地等において行う土石の堆積（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る）	

(3) その他

- ・工事主とは、工事の請負契約の注文者または自ら工事をする者をいいます。
- ・工事施行者とは、工事の請負契約の請負人または自ら工事をする者をいいます。

1.2.2 盛土規制法の規制対象外

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

【政令】

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

解説

- ・本法においては、公共の用に供する施設（以下、「公共施設」）の用に供されている土地（以下、「公共施設用地」）は規制対象外となっているため、盛土や切土、土石の堆積を行う場合でも、本法による規制は受けません。下記に代表的な事例についての考え方を示します。
- ・公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地も含むものとします。

【道路】

- ・道路法による道路等の、国または地方公共団体が管理、監督する道路については規制対象外となります。
- ・私道は、私人により管理・監督されることから、通常は規制対象となります。
- ・農道や里道（法定外公共物）は、公的機関が関与する仕組みが明確化されていないことから、通常は規制対象となりますが、最終的には国または地方公共団体の管理の状況等を踏まえて判断します。

【学校】

- ・国または地方公共団体が管理するものを規制対象外としていることから、私立学校は規制対象となります。幼稚園は学校教育法に基づく学校であるため、公立の場合は規制対象外となります。

【農業用ため池】

- ・ため池法第2条第1項の要件に適合する農業用ため池は規制対象外となります。この農業用ため池の所有者等は、適正管理義務が課せられ、安全の確保に関して公的監視を受けていることから、集落・個人等が所有する農業用ため池も公共施設として取り扱い、規制対象外となります。
- ・そのほか土地利用のために土地の形質を維持する行為は、災害の危険性を増大させるものではないため、規制対象外です。（2.7を参照のこと）

1.2.3 土地の形質の変更（宅地造成、特定盛土等）

【政令】

（宅地造成及び特定盛土等）

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが一メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

解説

（1）盛土、切土、埋戻しについて

- ・「盛土」とは、周辺の地盤高よりも高く土を盛り上げる行為です。
- ・「切土」とは、地盤を削り取って地盤を低くする行為です。
- ・「埋戻し」とは、周辺の地盤高まで土を充填する行為です。
- ・盛土材料となる土の性質についての規定はありませんが、材料の性質を考慮し、適切な施工箇所を選定した計画とする必要があります。なお、吸水性、圧縮性が著しく高い、例えばベントナイト、酸性白土、腐植土や土の状態を害するおそれがある凍土・生ごみ等は盛土材料として使用してはいけません。
- ・廃棄物が混ざっている土については、建設現場等において土と廃棄物を分別したうえで、分別された廃棄物においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正な処理を行う必要があります。
- ・建築物の建築や解体に伴う掘削や埋戻しについては、埋戻しが周囲の地盤高さまでで、許可対象規模を超えるような崖を生じないものについては、土地の形質の変更とは取り扱わないものとし、盛土規制法の規制対象とならないため、許可等は不要です。

（2）土地の形質の変更の定義

- ・盛土規制法における「土地の形質の変更」とは、盛土や切土を行うことで、基本的には目的を問いません。
- ・規制対象となる規模は、下記のとおりです。（「崖」の定義は、1.2.4を参照。）

要件	① 盛土で高さが1m超えの崖を生ずるもの	② 切土で高さが2m超えの崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超えの崖を生ずるもの（①、②を除く）	④ 盛土で高さが2m超えとなるもの（①、③を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超えとなるもの（①～④を除く）
イメージ図					

1.2.4 崖

【政令】

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）

以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

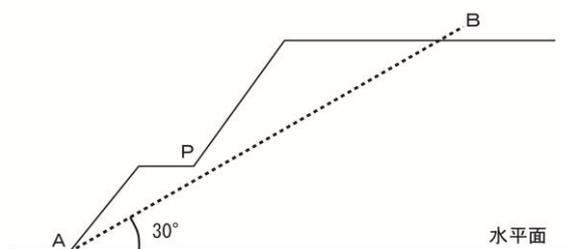
4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

解説

・「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。なお、①のような場合は、上下に分離されているように見えても、一体の崖として扱います。

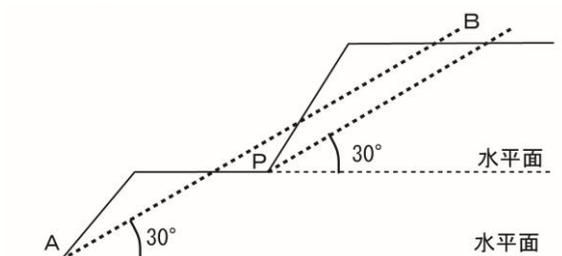
① 一体の崖とみなすケース

・下段の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上段の崖面の下端 P が上方にある場合は、別の崖とみなします。



② 別の崖とみなすケース

・下段の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上段の崖面の下端 P が下方にある場合は、別の崖とみなします。



1.2.5 土石の堆積

<p>【法律】 (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。）をいう。</p>
<p>【政令】 (土石の堆積) 第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 高さが二メートルを超える土石の堆積</p> <p>二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの</p>

解説

(1) 土石の堆積について

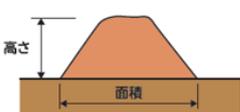
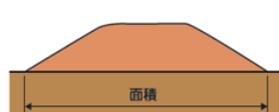
- 盛土規制法における「土石の堆積」は、土石を積み重ねたものをいい、「土石」とは、土砂若しくは岩石またはこれらの混合物を指します。

土砂	次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいう
	<p>①地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）</p> <p>②地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの</p> <p>③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの</p> <p>④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良剤を混合等したもの</p> <p>⑤建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの（たとえば、コンクリート再生骨材など）</p>
岩石	石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう

- 次に掲げるものについては、本法の規制対象とはなりません。
 - 試験、検査等のための試料の堆積
 - 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
 - 岩石のみを堆積する土石の堆積であつて勾配が30度以下のもの
 - 主として土石に該当しない商品または製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品または製品の原材料となる土石の堆積
- なお、主たる商品または製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品または製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品または製品である土石を堆積する場合のいずれについても規制対象となります。

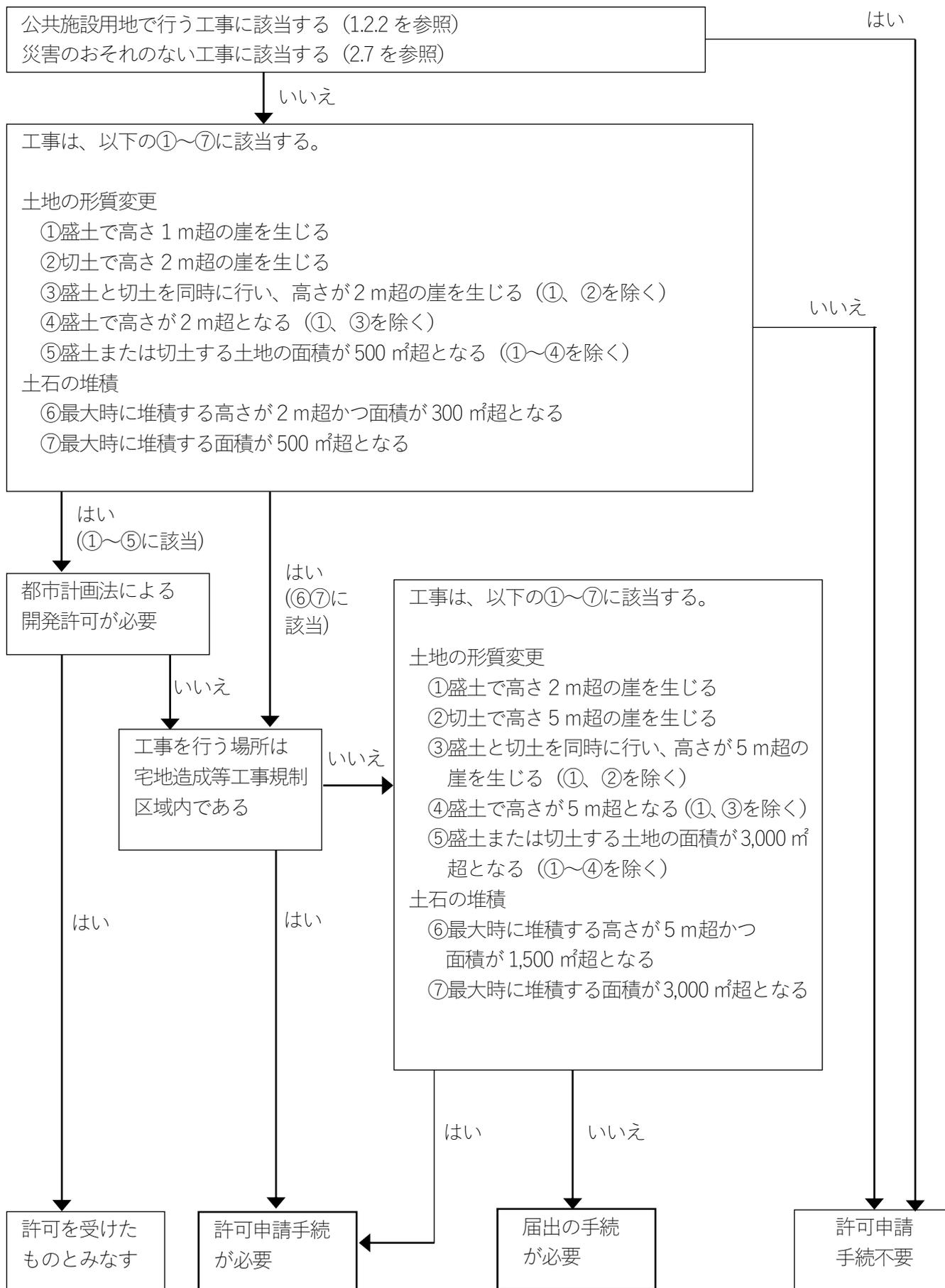
(2) 土石の堆積と扱う規模

- 盛土規制法において「土石の堆積」となる対象の規模は、下記のとおりです。

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2mを超えかつ面積が300㎡を超えとなるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡を超えとなるもの
イメージ図		

2 工事の許可等

2.1 手続きの要否の判定



2.2 許可を要する工事

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

【政令】

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第二十八条 法第三十条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土を同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

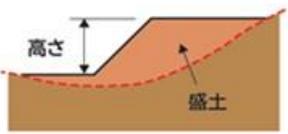
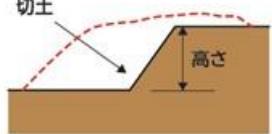
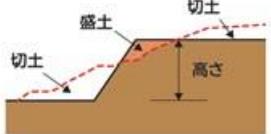
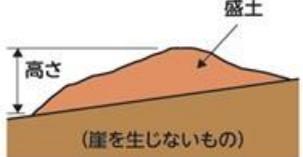
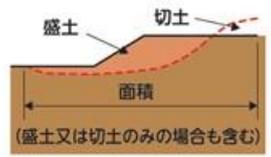
2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

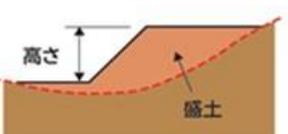
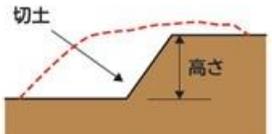
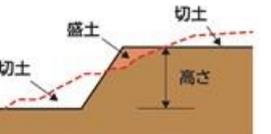
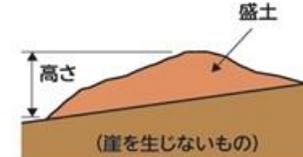
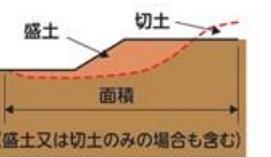
- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

解説

(1) 許可を要する工事

- ・宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域において行われる宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事は、工事に着手する前に、知事に許可を受ける必要があります。
- ・許可を要する工事は、次頁のとおりです。

区域	行為	許可			
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①,②を除く)
		イメージ図			
	要件	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①,③を除く)		⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 *1となるもの(①~④を除く)	
	イメージ図				
一時的な土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 *2となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 *2となるもの		
	イメージ図				

区域	行為	届出	許可		
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①,②を除く)
		イメージ図			
	要件	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①,③を除く)		⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 *1となるもの	
	イメージ図				
一時的な土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 *2となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 *2となるもの(①~④を除く)		
	イメージ図				

※1 盛土または切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

※2 土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面との標高差が30cm以下の部分を除く。

(2) 工事の着手に関する考え方

- ・本法における工事の着手とは、請負契約の締結またはそれに基づく労務者の雇い入れ、資材の購入、草刈もしくは看板の設置の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の土砂の搬入や掘削の開始を指します。

2.3 届出を要する工事（特定盛土等規制区域のみ）

【法律】

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

解説

- ・特定盛土等規制区域内で行われる下記の規模の工事は、その工事に着手する30日前までに、当該工事の計画について、知事に届け出る必要があります。

特定盛土等（宅地造成も含む）	土石の堆積
①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く） ⑤盛土または切土する土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）	①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ②最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの

- ・なお、法第30条第1項による許可を受けるときは、本条による届け出は不要です。

■届出に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		特定盛土等	土石の堆積
特定盛土等に関する工事の届出書	省令様式第十九	法第27条第1項	-
土石の堆積に関する工事の届出書	省令様式第二十	-	法第27条第1項
※その他、必要な図書等は、4.5に記載	-	省令第58条第1項	省令第58条第2項

2.4 規制対象行為に関する考え方（土地の形質の変更）

（1）盛土または切土を行う面積等の考え方

- 盛土または切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の場合、災害の発生のおそれがないと認められる工事として許可等不要とされています（政令第3条第5号関係）。
 - 盛土または切土をする前後の地盤面の標高差が、30cm以下の部分と30cmを超える部分がある工事を行う場合は、盛土等を行う前後の地盤面の標高差が30cmを超える部分（右図のAの部分）の面積が、規制対象規模以上になる場合は、許可や届出が必要になります。
 - なお、上記の考え方に基づき規制対象となった場合は、全体として土地の形質の変更を行っているものと考え、30cm以下の部分も含めて許可等を受ける必要があります。（右図のA+Bの部分）
-
- アスファルトやコンクリートによる舗装を行う場合、舗装、路盤および路床は、構造物として取り扱うため、当該部分の厚みは盛土とは取り扱わないことができます。

（2）工事の一体性の判断について

- 工事の一体性については、次のとおり取り扱います。
- 許可対象規模の造成と一体的に行われる許可対象規模未満の工事は、許可対象に含まれます。

①盛土等の工事中または工事完了後と同じ場所で工事が行われる場合

- 事業者の別に関わらず、物理的一体性、機能的一体性、時期的近接性の観点から一体性を有すると認められる工事は、一体的な盛土として扱い、規制対象規模以上になる場合は、許可等の手続きが必要です。
- 一体的な工事として扱わない場合においても、新たな盛土にかかる技術的基準の適用に当たっては、既存の盛土等も新たに行われる盛土等の基礎地盤として安全性を確認する必要があります。

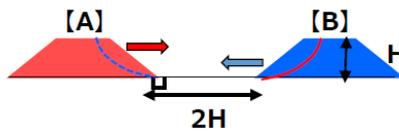
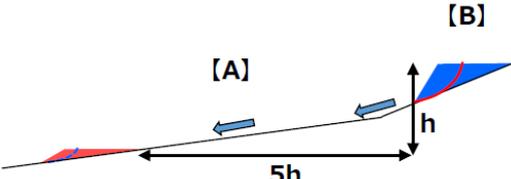
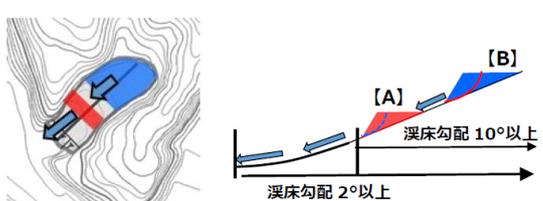
②盛土等の工事中または工事完了した土地に隣接して工事が行われる場合

- 事業者の同一性、物理的一体性、機能的一体性、時期的近接性の観点から、総合的に判断し、一体性を有すると認められる工事は、一体的な盛土として扱い、規制対象規模以上になる場合は、許可等の手続きが必要です。
- そのうえで、1つの工事ではないと認められる場合は、それぞれの工事として規制対象規模要件を判定します。1つの工事ではないと認められる場合の例として、下記ア～エのすべてに該当する等です。
 - ア) 工事主（申請者）がそれぞれ違うこと
 - イ) 土地の所有者がそれぞれ違うこと
 - ウ) 工事がそれぞれ独立して行われること
 - エ) 土地の利用形態に一体性がないこと
- 一体的な工事として扱わない場合においても、新たな盛土にかかる技術的基準の適用に当たっては、既存の盛土等も新たに行われる盛土等の基礎地盤として安全性を確認する必要があります。

③盛土等の工事中または工事完了した土地に近接して工事が行われる場合

- 基本的には、一体的な工事としては扱いませんが、平地等において一定の離隔距離が確保されていない場合や、溪流等において盛土が上下に位置する場合には、事業者の同一性、物理的一体性、機能的一体性、時期的近接性の観点から、総合的に判断し、一体性を有すると認められる工事は、一体的な盛土として扱い、規制対象規模以上になる場合は、許可等の手続きが必要です。
- 一体的な工事として扱わない場合においても、新たな盛土にかかる技術的基準の適用に当たっては、既存の盛土等も新たに行われる盛土等の基礎地盤として安全性を確認することや必要があります。

【一体的な工事として扱う場合があるケース（例）】

<p>平地盛土の場合</p>	<p>盛土等の間隔が、盛土ののり尻から最大高さの2倍以上の距離が確保されていない場合</p>	
<p>腹付け盛土の場合</p>	<p>上側の盛土のり肩までの高さに対して、下側の盛土のり肩から水平距離で5倍以上の距離が確保されていない場合</p>	
<p>溪流等における盛土の場合</p>	<p>溪流等において盛土が上下に位置する場合</p>	

2.5 規制対象行為に関する考え方（土石の堆積）

（1）土石の堆積を行う原地盤面について

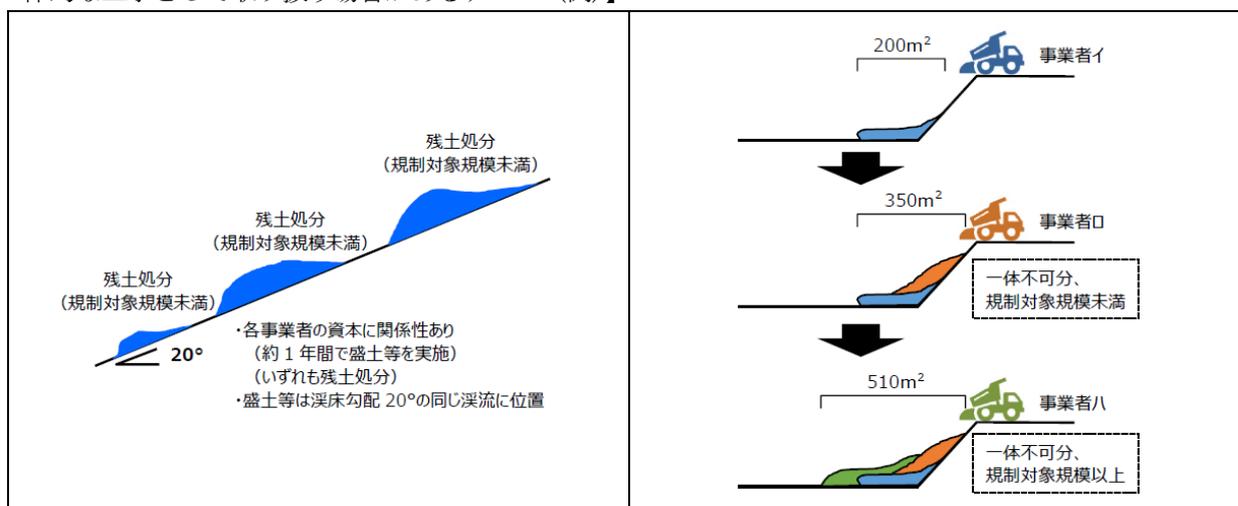
- ・原地盤面については、堆積する地盤の一部に凹凸がある場合、「土石の堆積を行う土地」の周囲に設ける「空地」の両端をつなぐ直線を下層の地盤面とし、当該地盤面から堆積の高さを測るものとします。

（2）一体性の判断について

- ・事業者の同一性、物理的一体性、機能的一体性、時期的近接性の観点から、総合的に判断し、一体性を有すると認められる工事は、一体的な土石の堆積として扱い、規制対象規模以上となる場合は、許可等の手続きが必要になります。

（たとえば、同一ストックヤード内において、規制対象規模未満の土石の堆積を複数に分けて行う場合であっても、状況によっては一体性を有すると認め、規制対象となる場合があります。）

【一体的な工事として取り扱う場合があるケース（例）】



2.6 宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域をまたぐ計画の取り扱い

- ・盛土等の工事が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがって行われる場合の手続の要否は、下記のとおり取り扱います。

ケース	規制区域の別と工事を行う面積		手続き等の考え方
	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	
ケース1	3,100 m ²	(なし)	宅地造成等工事規制区域内で行う工事が許可要件に該当するため、許可を受ける必要がある。法12条に基づく手続きを行う。
	許可対象規模の工事を行う	-	
ケース2	2,700 m ²	400 m ²	宅地造成等工事規制区域内で行う工事が許可要件に該当するため、許可を受ける必要がある。一体の工事として、特定盛土等規制区域内で行う工事も含めた全体として法12条に基づく手続きを行う。
	許可対象規模の工事を行う	届出対象規模の工事を行う	
ケース3	600 m ²	3,100 m ²	宅地造成等工事規制区域内で行う工事が許可要件に該当するため、許可を受ける必要がある。一体の工事として、特定盛土等規制区域内で行う工事も含めた全体として法12条に基づく手続きを行う。
	許可対象規模の工事を行う	届出対象規模の工事を行う	
ケース4	400 m ²	2,700 m ²	工事の計画全体が特定盛土等規制区域の許可要件に該当するため、許可を受ける必要がある。一体の工事として、宅地造成等工事規制区域内で行う工事も含めた全体として法30条に基づく手続きを行う。
	許可対象規模未達の工事を行う	届出対象規模の工事を行う	
ケース5	50 m ²	3,050 m ²	工事の計画全体が特定盛土等規制区域の許可要件に該当するため、許可を受ける必要がある。一体の工事として、宅地造成等工事規制区域内で行う工事も含めた全体として法30条に基づく手続きを行う。
	許可対象規模未達の工事を行う	許可対象規模の工事を行う	
ケース6	(なし)	3,100 m ²	特定盛土等規制区域内で行う工事が許可要件に該当するため、許可を受ける必要がある。法30条に基づく手続きを行う。
	-	許可対象規模の工事を行う	
ケース7	400 m ²	400 m ²	工事の計画全体が特定盛土等規制区域の届出要件に該当するため、届出を行う必要がある。一体の工事として、宅地造成等工事規制区域内で行う工事も含めた全体として法27条に基づく手続きを行う。
	許可対象規模未達の工事を行う	届出対象規模未達の工事を行う	
ケース8	400 m ²	750 m ²	特定盛土等規制区域内で行う工事が届出要件に該当するため、届出を行う必要がある。一体の工事として、宅地造成等工事規制区域内で行う工事も含めた全体として法27条に基づく手続きを行う。
	許可対象規模未達の工事を行う	届出対象規模の工事を行う	
ケース9	(なし)	800 m ²	工事の計画全体が特定盛土等規制区域の届出要件に該当するため、届出を行う必要がある。法27条に基づく手続きを行う。
	-	届出対象規模の工事を行う	

2.7 法令の規定等により許可または届出が不要となる工事

2.7.1 他法令により確認が行われる等により、許可または届出が不要となる工事

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

※特定盛土等規制区域については、第二十九条と同様に規定。

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

- イ 地方住宅供給公社
- ロ 土地開発公社
- ハ 日本下水道事業団
- ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ホ 独立行政法人水資源機構
- ヘ 独立行政法人都市再生機構

解説

- ・許可または届出が必要な規模の工事を行う場合でも、他の法令等により確認が行われるものや森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備工事、国等が行う応急措置工事等については、災害の発生のおそれがないものと認められる工事として、盛土規制法による許可申請や届出は不要です。

(1) 他の法令等により確認が行われるもの

行為の内容	所管部署
鉱山保安法に基づく鉱物の採取	経済産業省 中国四国産業保安監督部 鉱山保安課
鉱業法に基づく鉱物の採取	四国経済産業局 資源エネルギー環境 部 資源・燃料課
採石法に基づく岩石の採取	香川県土木部土木監理課
砂利採取法に基づく砂利の採取	香川県商工労働部経営支援課
土地改良法に基づく土地改良事業	香川県農政水産部土地改良課
火薬取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等	香川県危機管理総局危機管理課
家畜伝染予防法に基づく家畜の死体等の埋却	香川県農政水産部畜産課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等	香川県環境森林部循環型社会推進課
土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出または処理等	香川県環境森林部環境管理課
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物もしくは除去土壌の保管または処分	環境省

(2) 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備工事

- ・工事を行う土地の市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、国が示す森林作業道錯節指針や主伐時における伐採・搬出指針に即して整備されるものが対象となります。

(3) 応急措置工事等

- ・国や地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事が対象となります。

2.7.2 一定規模以下のため、許可または届出が不要となる工事

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

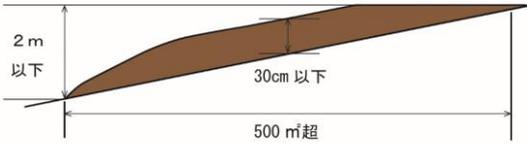
十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

解説

- 一定規模以下の工事については、災害の発生のおそれがないものと認められる工事として、盛土規制法による許可申請や届出は不要です。

<p>宅地造成 または 特定盛土等</p>	<p>高さが2m以下で、盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下の盛土または切土をするもの</p>	
<p>土石の堆積</p>	<p>土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が2m超であるものの、堆積を行う土地の面積が300㎡以下のもの</p>	
	<p>土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるものの、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cm以下のもの</p>	

2.7.3 工事の施行に付随して行われる土石の堆積のため、許可または届出が不要となる工事

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

【解説】

- ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積として、主体となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第26条第1項）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものについては、許可または届出の手続きは不要となります。

[堆積する土石の性質についての考え方]

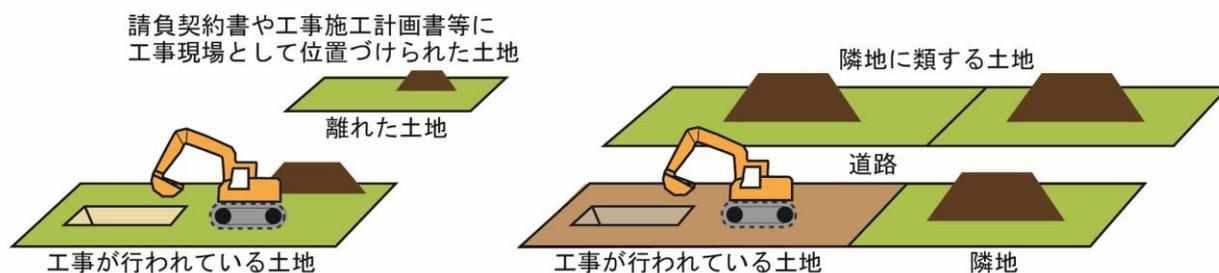
- ・工事で行う盛土や埋立て等の恒久物に用いる土石
- ・工用道路等の仮設構造物を構築するために用いる土石

[工事の現場についての考え方]

- ・工事が行われている土地
- ・請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他書類に工事現場として位置づけられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）とすることができる。

[工事の現場の付近についての考え方]

- ・工事の現場の付近とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に付随する土地。
※隣地に付随する土地：道路を挟んだ向かいの土地等



2.7.4 通常の営農行為として、許可または届出が不要となる工事

(1) 通常の営農行為の考え方

- 農地及び採草放牧地（農地等）において行われる生産活動及びほ場管理のための「通常の営農行為」は、土地利用のために土地の形質を維持する行為であり、災害の危険性を増大させないことから、盛土規制法の規制対象外とされています。

区分	土地の形質の維持に該当する行為 (通常の営農行為) → 規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 → 盛土等の規模によって規制対象 ※2
行為の例	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 耕起、代かき、整地、畝立て ▶ 畦畔の新設・補修・除去 ▶ 土壌改良材(基肥、堆肥等)の投入 ▶ 表土の補充 ※1 <p><イメージ></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 表土の入れ替え ▶ 農業用暗渠排水の新設・改修 ▶ 樹園地における樹木の改植 ▶ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根、整地等) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ほ場の大区画化・均平・勾配修正 <p><イメージ></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 盛土を伴う田畑転換 ▶ 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 ▶ 農道の整備 <p><イメージ></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業用施設用地の整備
	農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等の原状回復をする行為は、土地の形質の維持に該当する行為として規制対象外	

※1:表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令第8条第10号ロ(災害の発生のおそれがないと認められる工事)を踏まえて都道府県等が定める値を超えないもの

※2:土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事(省令第8条第1号)は許可不要

(2) 「通常の営農行為」のうち、表土の補充等に係る基準について

- 農地等における表土の補充の行為については、当該行為の前後の土地の地盤面の標高差の値を県が定める場合、その値を超えないものは、「通常の営農行為」として、盛土規制法の規制対象とならないこととされていることから、本県では、「農地転用許可を要しない形質変更(*)であって、嵩上げ盛土の高さと表土の補充高の合計値が1mを超えないもの」を本県の基準として取り扱うこととします。

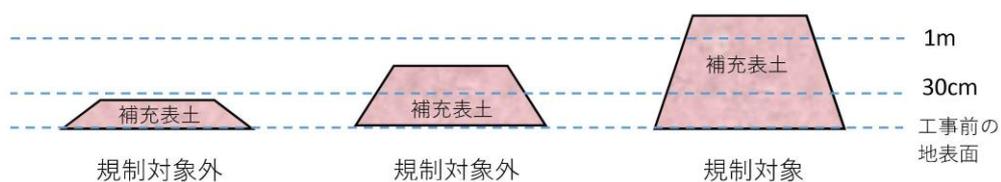
*農地の形質変更に該当する(農地転用許可を要しない)もの

- 形質変更に係る農地の合計面積が1ha未満であって、次に掲げる事項の全てを満たしているもの

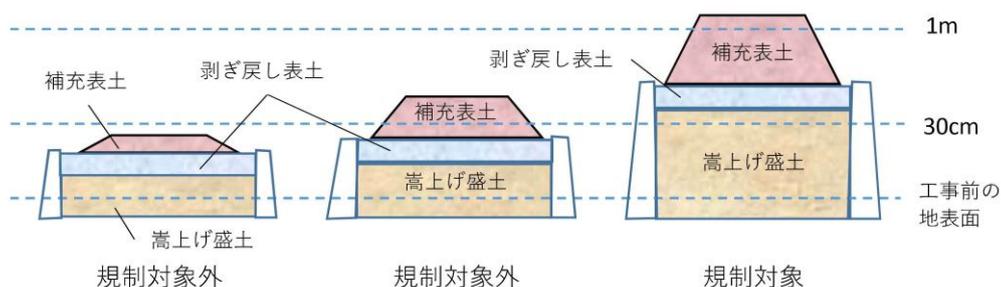
- ①工事施行主体が、形質変更に係る農地の所有者又は耕作者であること
- ②工事施行期間が、最長でも6か月を超えないこと
- ③工事施行後、耕作の用に供されることが確実であると認められること
- ④工事施行前と比較して、耕作の利便性が向上すると認められること
- ⑤盛土を行う場合にあつては、耕作に適した良質土砂のみであること
- ⑥切土を行う場合であつては、土石等の採取を目的としたものでないこと

□イメージ

【表土の補充のみの場合（面積500㎡超）】



【嵩上げ盛土 + 表土の補充の場合（面積500㎡超）】



(3) 通常の営農行為の判断について

- ・計画している工事が、通常の営農行為に該当するかどうかについては、下記までご相談ください。

○相談対応先

香川県農政水産部農業経営課農地マネジメント推進室

住所：高松市番町四丁目1番10号 本館20階

電話番号：087-832-3397

電子メール noukei16300@pref.kagawa.lg.jp

2.7.5 その他、許可を要しない行為の考え方

(1) 窪地に行う盛土の取扱い

- 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い四方の土地の地盤面と平坦にする場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならないものとして扱います。

<p>事例1</p>	<p>窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面（基準面）を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要です。</p>
<p>事例2</p>	<p>埋め立てる盛土と人工池の堤体を一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合、許可等が必要になります。</p>

(2) 既存の崖、自然崖の取扱い

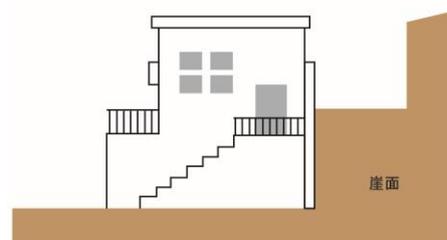
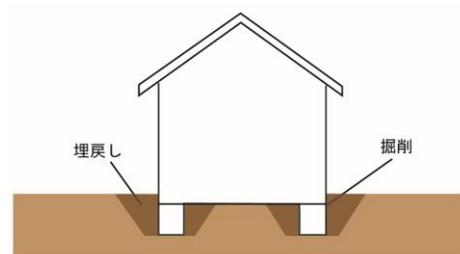
- 既存の崖に盛土や切土を行う場合は、盛土や切土を行うことにより発生した崖の高さにより、規制対象となるかを判断します。
 - 自然崖や自然崖を保護するために設置する擁壁等は、本法の規制を受けません。
 - 古くから存する棚田や段々畑については、地山の地形に即して小規模な盛土、切土により造成され、長年にわたって変化のない地形であって、造成時の盛土、切土によって災害の危険性が增大しないことから、規制対象外となります。(以下①～③のいずれの工事も行われていない農地)
 - ①農業振興地域の整備に関する法律（開発許可）、土砂条例等の法律・条例等に基づく許可・届出に係る工事
 - ②土地改良事業等による面整備（区画整理・農地造成等）に係る工事
 - ③農地法の運用により届出される農地の改良工事、パトロールや通報等の情報から確認した盛土等に係る工事、衛星画像等から確認した農地以外の土地を農地にする工事のうち、①および②以外の工事
- ※なお、地山の地形に即して造成された農地の上で行われる盛土や土石の堆積は、当該盛土等の規模により規制対象となるかを判断します。

(3) 盛土や切土を行う土地の区域内に存する既存の擁壁の取扱い

- 新たに盛土等を行う土地において、当該土地内に既存の擁壁等が設置されているものの、新たに行う盛土等が当該擁壁等に影響を与えない場合は、必ずしも擁壁等として技術的基準への適合までは求めません。なお、既存擁壁等に係る土地の部分が、新たに行う盛土等の基礎地盤になる場合は、原地盤の一部として安定性等を考慮する必要があります。
- 通常の擁壁等の改修であって、土地の形質の変更を伴わない場合であっても、構造が改修等の前後で大きく変わる場合や擁壁等が覆う崖面や擁壁等の位置の変化の程度、擁壁等を設置する盛土等の面積の変化の程度により規制対象とする場合があります。

(4) 建築物

- ・建築物等の工作物の建築、築造に伴う掘削及び埋戻しは、土地の形質が変更されものとみなされないため、規制対象外です。
(埋戻しの範囲は、周囲の地盤高までとする)
- ・建築物等の工作物の解体に伴う地中埋設物（建築物の基礎、浄化槽等）の撤去のための床掘りや埋戻しは、規制対象外です。（埋戻しの範囲は、周囲の地盤高までとする）
- ・建築物の一部が擁壁を兼ねる場合は、土地の形質が変更されたものとみなされないため規制対象外です。



(5) 公共事業関係

- ・公共施設管理者が、公共施設用地内における工事（道路の拡幅工事等）に必要なものとして、公共施設用地外の私有地等で接続道路の整備、切土、擁壁の再築等の工事を一体的に行う場合は、主体となる公共施設用地内の工事に含めるものとして規制対象となりません。
- ・公共工事により発生した残土の処分であっても、残土処分を行う土地が公共施設用地外であれば、規制対象となります。
- ・地方公共団体が整備する残土処分場やストックヤードは、公共施設用地でなければ、規制対象となります。
- ・公共施設用地に関する工事であっても、土石の堆積が契約書や工事施工計画書等に定められておらず、土石の堆積を行う場所が工事現場または工事現場の付近に該当しない場合は、規制対象となります。この場合、当該土石の堆積の工事主は、請負業者となります。

(6) 本項に記載の取扱いに係る適用の判断について

- ・(1)～(5)に記載の取扱いについては、既存の盛土等の有無や状況、周辺の土地との関係性等によっては許可等の手続きが必要となる場合もあります。
- ・計画している工事に対する適用の判断にあたっては、建築指導課 開発・盛土規制室あてに、事前に相談してください。

2.8 国または都道府県の特例

【法律】

(許可の特例)

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十四条で規定。

解 説

- ・国、県または中核市が行う宅地造成または特定盛土等、土石の堆積に関する工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。これ以外の自治体が行う工事については、許可を受ける必要があります。
- ・なお、法第27条第1項に規定する届出については、特例の規定はありませんので、該当する場合は届け出る必要があります。(公共施設用地は、不要。)
- ・協議が成立し、みなし許可となった工事については、標識の掲示、中間検査、定期の報告、完了検査の対象となります。

■協議に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	細則第3号様式	法第15条第1項	-
土石の堆積に関する工事の協議申出書	細則第4号様式	-	法第34条第1項
※その他、必要な図書等は、4.5に記載 (申請者確認書類、申請者の資力・信用確認書類、権利者全ての同意を得たことを証する書類、周辺住民への周知を行ったことを証する書類、工事施行者の能力に関する書類、誓約書は不要です。)	-	省令第58条第1項	省令第58条第2項

2.9 都市計画法の開発許可との関係（みなし許可・届出）

【法律】

（許可の特例）

第十五条

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

第十六条

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十四条、第三十五条で規定。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第二十七条

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

解 説

（1）みなし許可

- ・都市計画法に基づく開発許可を受けた工事で、当該工事内容が盛土規制法の許可が必要な規模の場合は、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。また、当初の開発許可から盛土規制法のみなし許可となっている場合は、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出及び完了検査についても同様に、それぞれの手続きが行われたものとみなされます。
- ・都市計画法第33条第1項第7号に基づき、都市計画法に基づく開発許可を受けるためには、当該開発行為に含まれる、盛土規制法の規制区域内で行われる盛土規制法の許可が必要な規模の工事については、盛土規制法の技術的基準にも適合する必要があります。香川県では、都市計画法に基づく開発許可の権限のうち、一定規模未満の開発行為（都市計画区域内で行う開発区域の面積が4.5ha未満）については、市町に移譲しており、技術的基準に関する審査は、各市町の開発許可に関する審査において行われます。また、盛土規制法で必要となっている資格を有した設計者による設計についても開発許可のみなし許可にあたって必要となります。
- ・なお、盛土規制法に基づく周辺住民への周知については、みなし許可となる場合は不要です。
- ・土石の堆積については、都市計画法の開発許可では審査の対象とならないため、開発行為に関連して土石の堆積を行う場合は、盛土規制法に基づき土石の堆積の許可を受ける必要があります。
- ・みなし許可は、当初の開発許可にのみ適用されるため、開発許可の変更許可時に盛土規制法の許可対象に該当した場合は改めて盛土規制法の許可を受ける必要があります。

（2）みなし許可となった場合に必要な措置

- ・みなし許可となった工事は、盛土規制法に基づき、以下の措置が必要となります。

【標識の掲示】

- ・都市計画法の開発許可および盛土規制法の許可に関する、それぞれの標識の掲示が必要です。（必要な規定に準拠していれば、一体となった標識でも可）
- ・盛土規制法の標識に掲載する許可番号、許可年月日は、都市計画法の開発許可番号、許可年月日を記載し

てください。また、許可または届出担当の都道府県部局名称連絡先については、「香川県土木部建築指導課開発・盛土規制室 087-832-3614」と記載してください。

【中間検査（法18条、法37条に該当する場合）】

- ・対象規模以上で、特定工程がある場合は、盛土規制法に基づく中間検査が必要です。

【定期の報告（法19条、法38条に該当する場合）】

- ・対象規模以上の場合は、盛土規制法に基づき、定期の報告を行う必要があります。

(3) みなし届出

- ・都市計画法の開発許可を受けた工事で、当該工事内容が盛土規制法第27条に基づき届出が必要な規模である場合、盛土規制法による届出がされたものとみなします。当該工事について都市計画法による変更許可を受けた場合も同様に、届出がされたものとみなします。

2.10 法に適合していることの証明証の交付

【省令】

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

解 説

- ・建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。このことから、本適合証明書を建築確認申請書に添付することなどが考えられます。
- ・なお、本適合証明書は、法に適合する場合に交付するものであり、許可が必要な規模等の要件を満たさず、宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。

■証明申請に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成又は特定盛土等に関する適合証明交付申請書	細則第15号様式	省令第88条	-
建築確認申請に添付する位置図、配置図、平面図	(任意)	-	-

2.11 関係法令

- ・盛土規制法は、盛土等による災害防止を目的として規制を行うものですが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性があり、自然環境の保全や、良好なまちづくり等の観点から、盛土規制法以外の法令において、盛土等の行為について許可を要する場合があります。

(1) 関係法令について

- ・代表例を下記に示しますが、ここに記載のない他法令を含めた違反がないか、確認したうえで許可等の申請を行ってください。
- ・道路法、河川法、砂防法、自然公園法、国土法、農振法その他宅地造成等に関する法律の規制がある場合は、許可等の手続きが必要です。

法令等	対象区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
森林法	保安林及び保安施設地区の区域 地域森林計画対象民有林
自然公園法 及び香川県立自然公園条例	国立公園及び県立自然公園
自然環境保全法 及び香川県自然環境保全条例	香川県自然環境保全地域、香川県緑地環境保全地域 及び自然記念物
景観法 及び市町景観条例	景観形成重点地区
都市計画法	風致地区
農地法・農業振興地域の整備に関する法律	農用地区区域及び第1種農地
文化財保護法 並びに県及び市町文化財保護条例	国・県・市町指定の史跡・名勝・天然記念物の指定地、 伝統的建造物群保存地区および周知の埋蔵文化財包蔵地
瀬戸内海環境保全特別措置法 及び香川県自然海浜保全条例	自然海浜保全地区
大気汚染防止法（届出）	県内全域
特定工場における公害防止阻止の整備に関する法律（一般粉じん関係公害防止管理者の選任）	県内全域
みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	県内全域
香川県生活環境の保全に関する条例	県内全域
香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン	県内全域

(2) 建築基準法関係

①確認申請（第6条、第88条関係）

- ・盛土規制法の許可を受けて設置される擁壁については、建築基準法による工作物の確認手続きの必要はありません。なお、盛土規制法による届出により高さが2mを超える擁壁を設置する場合は、建築基準法上の手続きが必要になる場合があります。

②道路の位置指定（第42条第1項第五号関係）

- ・建築物の敷地として利用するために、建築基準法による道路位置指定を受ける場合、一定規模以上（2.1参照）の盛土等を行うものであれば、盛土規制法の手続きも必要です。

3 土地の保全

【法律】

(土地の保全等)

第二十二條 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第二十三條 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

※特定盛土等規制区域内については、第四十二条で同様に規定。

解説

・盛土規制法では、盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地の所有者、管理者または占有者は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。許可等の手続きの有無にかかわらず、必要な措置が取られていない場合には、許可権者である知事が土地所有者等に対し勧告または改善命令を行うことがあります。

【維持管理のポイント】（「盛土等防災マニュアル」V・7 盛土の維持管理から引用）

- ・土地の所有者、管理者または占有者は、盛土に伴う災害が生じないように適切な維持管理により、土地の保全に努める必要がある。維持管理に当たっては、盛土の変状や湧水等の発生状況について定期的に確認することが望ましい。
- ・維持管理にあたっては、「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）」や「わが家の宅地安全マニュアル（国土交通省、平成21年3月）」を参考にしてください。

□盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001611604.pdf>

□わが家の宅地安全マニュアル（国土交通省、平成21年3月）
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000065.html

4 許可申請等の手続き

4.1 許可申請～工事完了に関する手続きの流れ

- (1) 宅地造成または特定盛土等に関する工事の手続きの標準的な流れは、図4.1-1のとおりです。
- (2) 土石の堆積に関する工事の手続きの標準的な流れは、図4.1-2のとおりです。
- (3) 各種届出について
 - ・届出については、必要な事項を記入した届出書等を提出することによって手続きは完了となります。
 - ・なお、届出書や添付図書等に疑義が生じる場合は、問い合わせることがあります。

図 4.1-1 宅地造成または特定盛土等に関する工事の手続の流れ（標準）

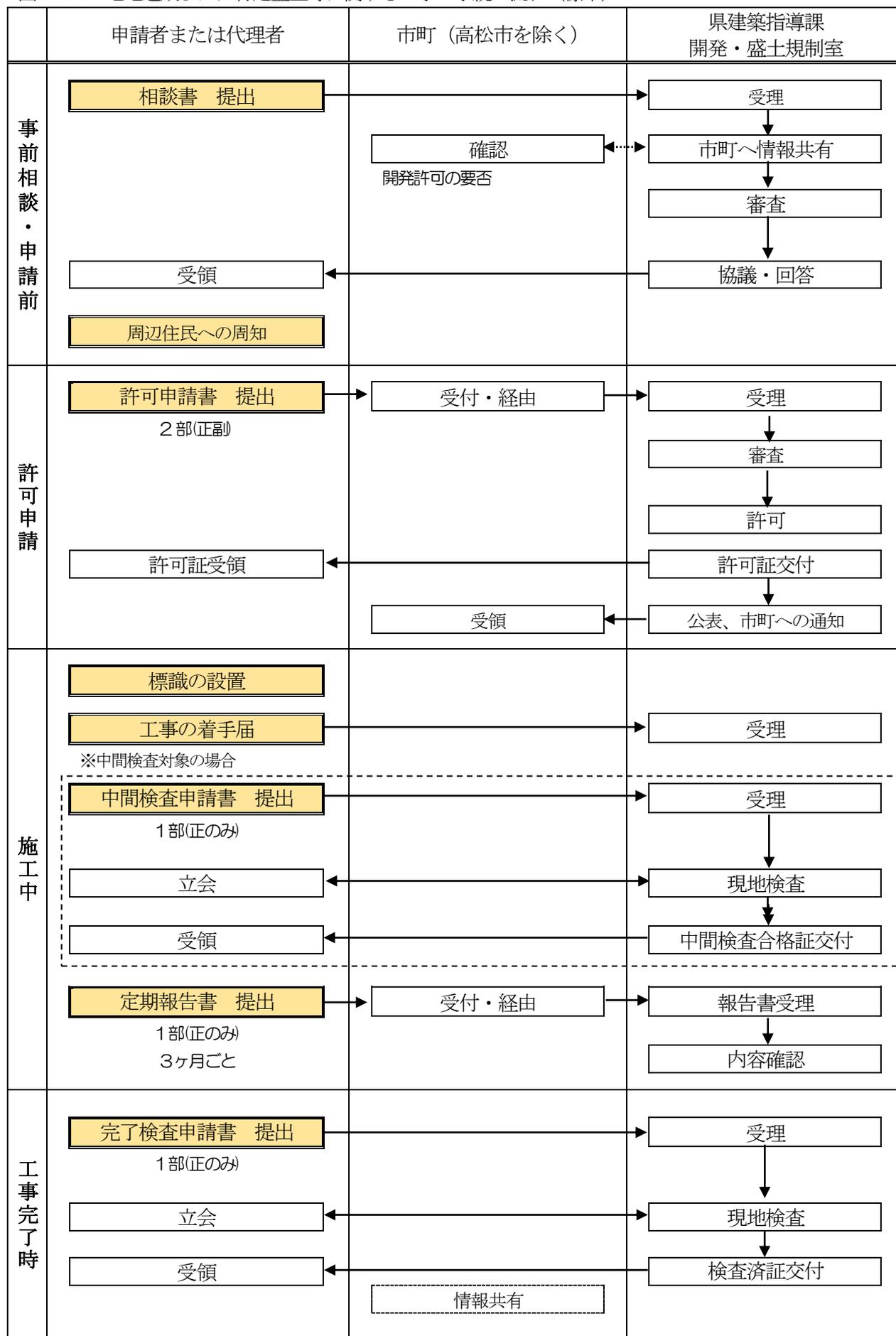
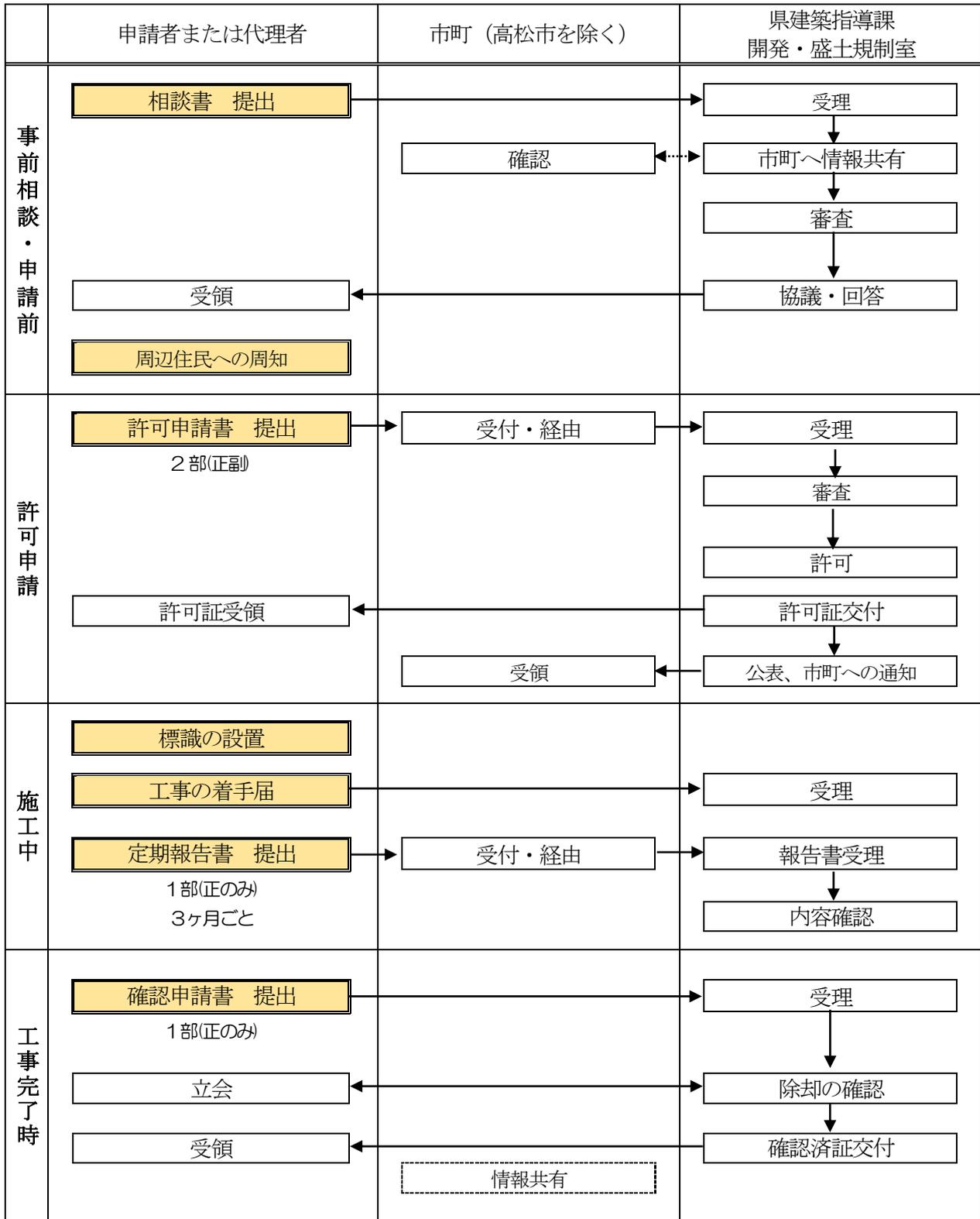


図 4.1-2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ（標準）



4.2 事前相談

- ・許可申請には、多くの書類や技術基準に適合していることを示す図面や計算書等が必要となります。香川県では、円滑な許可処分を行うため、事前相談を受け付けていますので、ご相談ください。
- ・下記まで事前にご連絡いただき、事前相談書（鑑）に、4.5.2に記載の許可申請書や届出書その他の必要な書類、図面等をご用意ください。
- ・なお、許可や届出の可否等に関する一般的な相談を希望される方は、土地の位置図、平面図、断面図、その他排水施設や擁壁の詳細図等により、相談してください。

○事前相談窓口

香川県土木部建築指導課 開発・盛土規制室
 住所：高松市番町四丁目1番10号 東館7階
 電話番号：087-832-3614、087-832-3615
 電子メール kenchiku@pref.kagawa.lg.jp

4.3 許可申請の提出窓口・許可担当部署

(1) 許可申請・届出等の受付について

- ・香川県事務処理の特例に関する条例に基づき、下記の手続きは、市町が受付を行うこととなりますので、申請書等は市町へ提出してください。市町による受付を経た後、県が審査および許可等を行います。
- ・その他の手続きについては、県に直接提出してください。

対象の手続き	条文
宅地造成及び特定盛土等並びに土石の堆積に関する工事の許可申請 (変更許可を含む)	法第12条第1項・第30条第1項 法第16条第1項・第35条第1項
宅地造成及び特定盛土等並びに土石の堆積に関する工事の許可協議 (変更協議を含む)	法第15条第1項・第34条第1項 法第16条第3項・第35条第3項
宅地造成及び特定盛土等並びに土石の堆積に関する工事の定期報告	法第19条第1項・第38条第1項

※高松市内で盛土等を行う場合は、すべての書類について高松市に提出することとなります。

(2) 許可申請書等の提出窓口及び許可担当部署

許可申請書の提出窓口	許可担当部署
工事を行う場所の市役所・町役場 (次ページに詳細を記載しています)	香川県土木部建築指導課 開発・盛土規制室 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 東館7階

■受付を行う市町一覧

市町名	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
丸亀市	都市計画課	763-8501	丸亀市大手町二丁目4番21号	0877-24-8812
坂出市	都市整備課	762-8601	坂出市室町二丁目3番5号 合同庁舎4階	0877-44-5017
善通寺市	都市計画課	765-8503	善通寺市文京町二丁目1番1号	0877-63-6317
観音寺市	都市整備課	768-8601	観音寺市坂本町一丁目1番1号	0875-23-3918
さぬき市	都市整備課	769-2195	さぬき市志度5385番地8	087-894-1113
東かがわ市	都市整備課	769-2792	東かがわ市湊1847番地1	0879-26-1304
三豊市	都市整備課	767-8585	三豊市高瀬町下勝間2373番地1	0875-73-3048
土庄町	建設課	761-4192	小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2	0879-62-7006
小豆島町	建設課	761-4492	小豆郡小豆島町片城甲44番地95	0879-82-7009
三木町	土木建設課	761-0692	木田郡三木町大字氷上310番地	087-891-3307
直島町	建設経済課	761-3110	香川郡直島町1122番地1	087-892-2224
宇多津町	地域整備課	769-0292	綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町役場西館2階	0877-49-8012
綾川町	建設課	761-2392	綾歌郡綾川町滝宮299番地	087-876-5280
琴平町	地域整備課	766-8502	仲多度郡琴平町榎井817-10	0877-75-6708
多度津町	政策課	764-8501	仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号	0877-33-1116
まんのう町	建設土地改良課	766-8503	仲多度郡まんのう町吉野下430	0877-73-0107

4.4 標準処理期間

- ・「標準処理期間」とは、申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安となる期間です。
- ・提出された書類の不備の訂正等に要する期間や審査のため申請者に必要な資料の提供等を求め、申請者がその求めに応答するまでの期間は、含みません。
- ・香川県では、香川県行政手続法に基づき下記のとおり、標準処理期間を定めています。(下記においては、土日祝祭日も含みます)

条項	種類	標準処理期間	(内 訳)			
			経由機関		処分庁	
			機関	期間	機関	期間
法第12条第1項 法第30条第1項	宅地造成等の許可	45	市町長	14	知事	31
法第16条第1項 法第35条第1項	変更の許可	28	市町長	14	知事	14

4.5 許可申請または届出に必要な書類等

4.5.1 許可申請書等の必要部数

手続き	必要部数
宅地造成及び特定盛土等並びに土石の堆積に関する工事の許可申請 (変更許可を含む)	正本及び副本の計2部
その他、各種届出、検査申請、報告等	正本1部

■許可申請に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令様式第二	法第12条第1項 法第30条第1項	-
土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令様式第四	-	法第12条第1項 法第30条第1項
※その他、必要な図書等は、次頁に記載	-	省令第7条第1項 省令第63条第1項	省令第7条第2項 省令第63条第2項

■届出に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
特定盛土等に関する工事の届出書	省令様式第十九	法第27条第1項	-
土石の堆積に関する工事の届出書	省令様式第二十	-	法第27条第1項
※その他、必要な図書等は、次頁に記載	-	省令第58条第1項	省令第58条第2項

4.5.2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類・図面（法第12条・30条関係）

No	書類の名称	内容等	備考
1	許可申請書	・省令様式第二	・作成要領は、4.5.5を参照。
2	構造計算書	・擁壁の概要、構造計画、応力算定、断面算定	・鉄筋コンクリート造または無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 ・崖面崩壊防止施設を設置する場合 ・地盤の許容支持力を100kN/m ² 以上とする場合は、地耐力試験報告書
3	安定計算書	・土質試験等に基づく安定計算	・施行令第7条第2項第2号に規定する土地に盛土をする場合 ・崖面を擁壁で覆わない場合
4	設計者資格証明書	必要書類は設計者の資格により異なります。 (例) ・卒業証明書 ・設計者経歴書 ・資格、免許の写し	・作成要領は、5.3を参照。 ・高さ5m超えの擁壁を設置する場合 ・盛土または切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設を設置する場合
5	現況写真	・盛土または切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	・工事をしようとする土地の状況（全体、周囲等）、その付近の状況を明らかにしたものとすること。 ・撮影箇所・方向を示した地図を添付すること。
6	申請者確認書類	【個人が許可を受けようとする場合】 ・氏名及び住所を証する書類（住民票の写し、個人番号カードの写し等） 【法人が許可を受けようとする場合】 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所を証する書類（住民票の写し、個人番号カードの写し等）	・個人番号カードは、番号を黒塗りしてください。
7	申請者の資力・信用確認書類	【共通】 ・資金計画書 ・預金残高証明書 ・資金借入または融資証明書 ・誓約書 【個人が許可を受けようとする場合】 ・最近3年間の所得税の納税証明書 【法人が許可を受けようとする場合】 ・法人の登記事項証明（全部事項証明書） ・最近3年間の貸借対照表、損益計算書 ・最近3年間の納税証明書 ・事業経歴書 ・発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当する者の住民票または個人番号カードの写し及び当該株主の有する株式の数または出資の	・作成要領は、5.4を参照。 ・個人番号カードは、番号を黒塗りしてください。

		金額が確認できる書類	
8	権利者全ての同意を得たことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行に関する同意者一覧表 ・工事の承諾書 ・工事区域内の土地の登記事項証明書 ・工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し） ・印鑑登録証明書、印鑑証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成要領は、5.6を参照。 ・公図の写しは敷地境界を朱書きで明示すること
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・周知措置報告書 【説明会開催の場合】 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録または議事要約、説明会に用いた資料等） ・開催案内を周知した範囲を明示した位置図等 【書面配布の場合】 ・配布した書面 ・配布した範囲を明示した位置図等 【掲示及びインターネットによる場合】 ・掲示状況の写真 ・掲示場所を明示した位置図等 ・インターネットページの写し（URLを含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成要領は、5.1を参照。
10	工事施行者の能力に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・事業経歴書 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成要領は、5.5を参照。
11	工事工程表		<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な工事（9.2に記載の規模に該当しないもの）には不要。
12	土量計算書		
13	手数料納付票	<ul style="list-style-type: none"> ・細則第16号様式（香川県証紙により納付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料額は4.6を参照。

No	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路、目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	・方位、土地の境界線	1/2,500 以上	・等高線は、2メートルの標高差を示すもの。 ・土地の境界線は、朱書き。
3	土地の平面図	・方位、土地の境界線 ・盛土または切土をしようとする土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地すべり防止ぐいまたはグラウンドアンカーその他土留めの位置	1/2,500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記載する。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載する。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記載する。 ・盛土、切土部は凡例を付してそれぞれ着色する。
4	土地の断面図	・盛土または切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・高低差の著しい箇所について作成する。
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置 ・放流先の名称	1/500 以上	
6	崖の断面図	・崖の高さ・勾配、土質（土質の種類がに以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土または切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50 以上	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことは要しない。
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法・勾配、擁壁の材料の種類・寸法、裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置・寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置・材料・寸法	1/50 以上	
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜き穴の位置・材料・内径 ・透水層の位置・寸法	1/50 以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法・勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類・寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置・寸法	1/50 以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜き穴の位置・材料・内径 ・透水層の位置・寸法	1/50 以上	
11	求積図・丈量図	・許可申請に関連のある土地の全面積 ・盛土または切土を行う土地の面積		

4.5.3 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類・図面（法第12条・30条関係）

No	書類の名称	内容等	備考
1	許可申請書	・省令様式第四	・作成要領は、4.5.5を参照。
2	土石の崩壊防止措置の設計書	・構台等の設計書 ・周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 ・堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	・堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合のみ必要。
3	土砂流出防止措置の設計書	・鋼矢板の設計書 ・土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ・土砂の傾斜部の安定化に関する計画	・土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合のみ必要。
4	現況写真	・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	・4.5.2の5と同様とすること。
5	申請者確認書類	【許可を受けようとするのが個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類（住民票の写し、個人番号カードの写し等） 【許可を受けようとするのが法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所を証する書類（住民票の写し、個人番号カードの写し等）	・個人番号カードは、番号を黒塗り。
6	申請者の資力・信用確認書類	【共通】 ・資金計画書 ・預金残高証明書 ・資金借入または融資証明書 ・誓約書 【個人が許可を受けようとする場合】 ・最近3年間の所得税の納税証明書 【法人が許可を受けようとする場合】 ・法人の登記事項証明 ・最近3年間の貸借対照表、損益計算書 ・事業経歴書 ・最近3年間の納税証明書 ・発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当する者の住民票または個人番号カードの写し及び当該株主の有する株式の数または出資の金額を確認できる書類	・作成要領は、5.4を参照。 ・個人番号カードは、番号を黒塗り。
7	権利者全ての同意を得たことを証する書類	・工事の施行に関する同意者一覧表 ・工事の承諾書 ・工事区域内の土地の登記事項証明書 ・工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し） ・印鑑登録証明書、印鑑証明書	・作成要領は、5.6を参照。 ・公図の写しは敷地境界を朱書きで明示。
8	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	・周知措置報告書 【説明会開催の場合】 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録または議事要約、説明会に用いた資料等） ・開催案内を周知した範囲を明示した位置図等 【書面配布の場合】 ・配布した書面 ・配布した範囲を明示した位置図等 【掲示及びインターネットによる場合】 ・掲示状況の写真	・作成要領は、5.1を参照。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場所を明示した位置図等 ・ インターネットページの写し (URL を含む) 	
9	工事施工者の能力に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記事項証明書 ・ 事業経歴書 	・ 作成要領は、5.5 を参照。
10	工事工程表		・ 小規模な工事 (9.2 に記載の規模に該当しないもの) には不要。
11	土量計算書		
13	手数料納付票	・ 細則第 16 号様式 (香川県証紙により納付)	・ 手数料額は 4.6 を参照。

No	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・ 方位、道路、目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	・ 方位、土地の境界線	1/2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 等高線は、2メートルの標高差を示すもの。 ・ 土地の境界線は、朱書き。
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、土地の境界線 ・ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置・当該措置の内容 ・ 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 ・ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置・当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置・当該措置の内容 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記載する。 ・ 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるよう番号を記載する。 ・ 土石の堆積を行う土地の部分 (最大堆積土量の範囲) は凡例を付して着色する。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	・ 高低差の著しい箇所について作成する。
5	求積図・丈量図	許可申請に関連のある土地の全面積 土石の堆積を行う土地の面積		

4.5.4 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類・図面 (法第 27 条関係)

No	書類の名称	内容等	備考
1	届出書	・ 省令様式第十九、省令様式第二十	
2	現況写真	・ 盛土または切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	・ 4.5.2 の 5 と同様とすること。
3	申請者確認書類	【許可を受けようとするのが個人の場合】 ・ 氏名及び住所を証する書類 (住民票の写し、個人番号カードの写し等)	・ 個人番号カードは、番号を黒塗りしてください。
		【許可を受けようとするのが法人の場合】 ・ 登記事項証明書 ・ 役員の氏名及び住所を証する書類 (住民票の写し、個人番号カードの写し等)	・ 個人番号カードは、番号を黒塗りしてください。

※図面は、土地の形質の変更の場合は 4.5.2、土石の堆積に関する工事の場合は 4.5.3 を参照してください。

4.5.5 許可申請にかかる図書の作成要領

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

- ① 「工事主住所氏名」
 - ・法人であるときは、当該法人の名称および代表者の氏名を記入します。
 - ・法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入します。
- ② 「設計者住所氏名」
 - ・法人であるときは、当該法人の名称および代表者の氏名を記入します。
 - ・資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付けてください。
- ③ 「工事施行者住所氏名」
 - ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施工する者を記入します。
 - ・未定のときは、「未定」と記載し、工事着手までに届け出てください。(9.1を参照すること)
- ④ 「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」
 - ・申請地内の土地について、地番まですべてを記載します。(一部の場合は、「～の一部」としてごさい。)
 - ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番まですべてを記入します。(申請書の記載欄に記入できない場合は、別紙を用いてもかまいません。)
 - ・土地の代表地点は、世界測地系に従って測量し、小数点第一位以下まで記入します。(工事を行う場所のおおよそ中心としてごさい。)
- ⑤ 「土地の面積」
 - ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない敷地内通路や法面等を含む面積を記入します。
 - ・申請地を工区に分けたときは、工区ごとの面積をあわせて記入してください。
- ⑥⑦ 「工事着手前の土地利用状況」「工事完了後の土地利用」
 - ・土地利用状況を宅地、農地等（農地、採草放牧地及び森林）または公共施設用地のうち、該当するものを記入します。(複数記入可)
 - ・工事完了後の土地利用は、別表「工事完了後の土地利用」記入欄についてを参照して記入してください。
- ⑧ 「盛土のタイプ」
 - ・下記を参考に、該当する盛土のタイプに○印を付けてください。(複数選択可)
 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの。
 腹付け盛土：勾配1/10超えの傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの。
 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土。
- ⑨ 「土地の地形」
 - ・溪流等への該当の有無のいずれかに○印を付けてください。
 - ・溪流等の範囲については、「7.1(9) 溪流等における盛土」に記載の考え方をもとに判断します。
- ⑩ 「工事の概要」
 - ・「盛土又は切土の高さ」の欄は、盛土、切土または盛土と切土を同時に行うときの最大高さ（現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所の数値）について記入します。
 - ・「盛土又は切土をする土地の面積」または「土石の堆積を行う土地の面積」の欄は、許可申請の対象となる土地の面積、すなわち、盛土、切土または土石の堆積を行う土地の面積であって、許可申請の要否や許可申請手数料の額を判定する面積となります。
- ⑪ 「その他必要な事項」
 - ・宅地造成または特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入します。

※許可証の交付を受けた後に、記載が実態と照らして不適切であったり、不十分であったりする場合は、変更許可の申請が必要になる場合があります。

(2) 土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

①～⑤については、(1)と同様。

⑥「工事の目的」

- ・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事には付随せず一定期間運営するもの等について具体的に記入します。特定の工事に付随する場合は、その工事の期間についても記入してください。

⑦「工事の概要」

- ・「ヌ 工事中の危害防止のための措置」の欄は、豪雨時等緊急事態に対処する方法、山留め等工事施行中の防災対策、資材等の搬出入に伴う安全対策等を記入します。
- ・「カ 工程の概要」の欄は、年間の搬入・搬出量及び搬入・搬出時期を記入します。

⑧「その他必要な事項」

- ・土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入します。

※許可証の交付を受けた後に、記載が実態と照らして不適切であったり、不十分であったりする場合は、変更許可の申請が必要になる場合があります。

別表. 「工事完了後の土地利用」記入欄について

宅地造成または特定盛土等	土石の堆積
① 建築物（住家）	① スtockヤード
② 建築物（工業・事業用地）	② 処理済み廃棄物
③ 太陽光発電設備	③ 土石が製品になる工場
④ レジャー施設（建築物を伴わない）	④ 工事に付随する土石の堆積
⑤ 資材等置き場	⑤ その他（※具体的な内容を記載すること）
⑥ 駐車場・駐輪場	
⑦ 農地（田畑）・採草放牧地	
⑧ 農業用施設（畜舎、温室、用排水路等）	
⑨ 残土処分場	
⑩ その他（※具体的な内容を記載すること）	

(3) 代理申請に関する留意事項

- ・申請書の提出を申請者以外の者が行うときは、申請に必要な書類・図面に加えて、委任状が必要です。様式は任意ですが、委任する者が作成してください。
- ・行政書士でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。
(建築を伴う場合には、建築士による書類の作成の代理も可能です。(建築士法第21条))

(4) 工区分けについて

- ・宅地造成、特定盛土等、土石の堆積に関する工事の施行区域を工区に分けて申請することができます。工区を分けた場合は、工区ごとに完了検査等を受けることができます。
- ・工区分けする場合は、当該工区の位置、区域及び規模を、土地の平面図等に明示してください。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項 の規定により、許可を申請します。 ○○年○○月○○日 ○ ○ 県 知 事 殿 申請者 氏名 ○○ ○○		※手数料欄	<申請者>(注2) 法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	○○県○○市○○丁目○○ 株式会社○○開発 ○○ ○○ (○○県○○市○○丁目○○ 代表取締役 ○○ ○○)	<工事主住所氏名>(注3) 法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入				
2	設計者住所氏名	△△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△設計 △△ △△	<設計者住所氏名>(注4) 資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印				
3	工事施行者住所氏名	◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇建設 ◇◇ ◇◇	<工事施行者住所氏名>(注5) 未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部 (緯度：◎◎度◎◎分◎秒、 経度：◎◎度◎◎分◎秒)	<代表地点の緯度経度> (注6、留意事項4 1.(2)①イ) 代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入				
5	土地の面積	527.99 平方メートル					
6	工事着手前の土地利用状況	原野					
7	工事完了後の土地利用	宅地(住宅建築あり)	<工事着手前の土地利用状況> (留意事項4 1.(2)①ロ) 宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入				
8	盛土のタイプ	平地盛土・ 腹付け盛土 ・谷埋め盛土					
9	土地の地形	溪流等への該当 有・ 無	<工事完了後の土地利用> (留意事項4 1.(2)①ロ) 宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記入				
10	イ 盛土又は切土の高さ	1.85 メートル	<盛土のタイプ> (注7、留意事項2 1.) 該当する盛土のタイプに○印 (1)平地盛土:勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2)腹付け盛土:勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3)谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	527.99 平方メートル					
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土		424.7 立方メートル			
		切土		5.0 立方メートル			
	ニ 擁壁	番号		構造	高さ	延長	
		別紙1のとおり		メートル	メートル		
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号		種類	高さ	延長	
		該当なし		メートル	メートル		
	ヘ 排水施設	番号		種類	内法寸法	延長	
		1		U型側溝	30センチ	62.54メートル	
2		集水柵	30センチ	3箇所			
3	雨水柵	20センチ	3箇所				
ト 崖面の保護の方法	コンクリート造の擁壁で保護						
チ 崖面以外の地表面の保護の方法	崖とは反対方向に排水勾配を設定						
リ 工事中の危害防止のための措置	・工事区域内にバリケードを設置 ・工事車両について、ガードマンを配置し交通整理						
ヌ その他の措置	なし						
ル 工事着手予定年月日	○○年 ○○月 ○○日						
ロ 工事完了予定年月日	○○年 ○○月 ○○日						
ワ 工程の概要	別紙2のとおり						
11	その他必要な事項			○○法○条の許可を取得済み			
※受付欄		※決裁欄		※許可に当たって付した条件		※許可番号欄	
年月日						年月日	
第号						第号	
係員氏名						係員氏名	
<その他必要な事項>(注9) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入							

4.6 申請手数料

1 許可申請手数料（法第12条第1項、第30条第1項関係）（許可申請1件につき下表の額）

区分 盛土若しくは切土又は土石の堆積をする 土地の面積の合計	手数料（円）	
	盛土又は切土	土石の堆積
500 m ² 以下	16,000	11,000
500 m ² 超 1,000 m ² 以下	27,000	14,000
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	39,000	16,000
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以下	59,000	22,000
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	69,000	30,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	97,000	37,000
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	152,000	43,000
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以下	231,000	58,000
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以下	359,000	80,000
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以下	500,000	116,000
100,000 m ² 超	639,000	140,000

（注）「面積」とは盛土若しくは切土をする部分又は土石の堆積に係る部分の土地の水平投影面積（以下、同じ）

2 変更許可申請手数料（法第16条第1項、第35条第1項関係）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額の上限は盛土又は切土の場合639,000円とし、土石の堆積の場合140,000円とする。

変更の内容		手数料（円）
設計の変更	面積の変更を伴わない設計の変更	変更前の許可面積に対応する許可申請手数料額の1/10
	設計の変更により面積が縮小	変更後の面積に対応する許可申請手数料額の1/10
	新たな土地の編入に係る設計の変更あり 変更前の許可に係る設計の変更なし	新たに増加する面積に対応する許可申請手数料額
	新たな土地の編入に係る設計の変更あり 変更前の許可に係る設計の変更あり	新たに増加する面積に対応する許可申請手数料額＋ 変更前の許可面積に対応する許可申請手数料額の1/10
設計の変更	新たな土地の編入に係る設計の変更あり 変更前の許可に係る設計の変更により当該面積が縮小	新たに増加する面積に対応する許可申請手数料額＋ 変更前の許可面積から減少分を差し引いた面積に対応する許可申請手数料額の1/10
その他の変更	設計の変更を伴わない計画の変更	10,000

3 中間検査申請手数料（法第18条第1項、第37条第1項関係）

区分 盛土又は切土をする土地の面積の合計	手数料（円）
20,000 m ² 以下	5,000
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以下	10,000
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以下	20,000
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以下	36,000
100,000 m ² 超	51,000

4 適合証明書交付手数料（省令第88条関係）

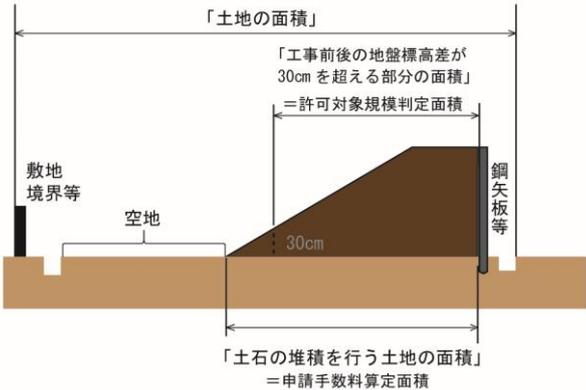
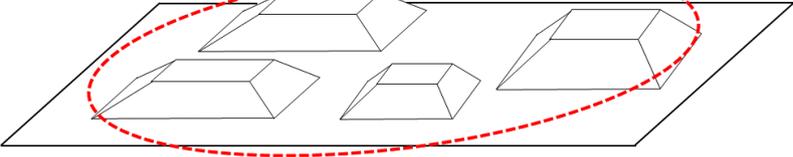
区分	手数料（円）
1件（1通）	400

※手数料は、香川県証紙を手数料納付票に貼り付けるか、申請書に貼り付けてください。

[手数料の額を判定する面積について]

- 許可対象規模あるいは手数料の額の判定および許可申請書等の様式に記載する面積の基本的な考え方は、下記のとおりとします。いずれも、水平投影面積により面積を算定してください。
 なお、下記は代表例を示したものであるため、複数の盛土や切土を行う場合や既存盛土等に追加して盛土を行う場合等、個別に判断が必要な場合は、事前に香川県まで相談してください。
- 図中の「許可対象規模判定面積」は、許可対象規模のうち面積要件を判断する場合の範囲を示すものであり、当該面積が許可対象規模未満の場合であっても、崖や盛土の高さの要件により許可が必要になる場合があります。

土地の形質の変更（宅地造成または特定盛土等）	
盛土のみを行う場合	
切土のみを行う場合	
一体である盛り土と切土を同時に行う場合	
一体でない盛り土と切土を同時に行う場合	

土石の堆積	
<p>土石の堆積を 1箇所で行う場合</p>	
<p>土石の堆積を複数行う場合</p>	<p>土地内で複数の堆積を行う場合は、 堆積面積の合計</p> 

4.7 許可または不許可の通知

【法律】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

解 説

- ・盛土規制法に基づく許可が必要な工事は、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。
- ・審査の結果、許可基準に適合しない場合は、不許可となるため、4.2 に記載の事前相談を行うなど、許可申請に際しては十分注意してください。不許可の場合でも、許可申請手数料は原則として返還しません。

4.8 許可等情報の公表

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域内については、第二十七条、第三十条と同様に規定

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域内については、第六十四条、第六十五条と同様に規定

解 説

- ・許可や届出を行った工事については、法に基づき、県のホームページで、下記の内容を公表します。地域の住民や関係市町長が不法・危険盛土等を発見しやすい環境を整備する目的で公表を行うものであり、変更許可や軽微な変更の届出に伴い公表内容が変更となった場合も、内容を修正して公表します。(工事が完了し、法に基づく完了検査を終えるまで継続して公表します)

[公表する内容]

- ・工事主の氏名又は名称
- ・工事が施行される土地の所在地
- ・工事の許可年月日及び許可番号
- ・工事施行者の氏名又は名称
- ・工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・盛土もしくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・盛土もしくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・盛土もしくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ・工事が施行される土地の位置図

5 許可基準

5.1 住民への周知

【法律】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第二十九条で同様に規定

【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

※特定盛土等規制区域については、第六十二条で同様に規定

審査基準

- ・工事主は、工事の許可申請にあたって、工事をする土地の周辺の住民に対し、あらかじめ工事内容を周知する必要があります。周辺住民から工事の計画に対して、意見・反対があったことをもって不許可となるものではありませんが、周辺環境に十分配慮し、円滑に工事が行われるように丁寧に住民等に説明するよう心掛けてください。
- ・なお、本条に基づく住民への周知は、法第12条および第30条による許可申請に先立って行うものと規定されているため、審査により申請内容が変更になった場合や法第16条および第35条による変更許可を行う場合には、法令上、改めて周知を行う必要はありませんが、工事の計画が大幅に変更になるなどの場合は、周辺住民とのトラブルを避けるため工事に関する情報提供等を適切に行うようにしてください。

[周知の方法]

- ・次のいずれかの方法により行うこととしてください。
- ・なお、政令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土（7.1（9）参照）を行う場合は、省令第6条の規定により、①の方法（説明会の開催）で周知する必要があります。
 - ①工事の内容についての説明会を開催すること。
 - ②工事の内容を記載した書面を、周辺住民に配布すること。
 - ③工事を行う土地またはその周辺の適当な場所に工事の内容を掲示するとともに、インターネットページに掲示すること。（許可証が交付されるまで掲示すること）

[周知内容]

・周知内容には、少なくとも以下の内容を含めてください。

宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称	①工事主の氏名又は名称
②工事が施行される土地の所在地	②工事が施行される土地の所在地
③工事施行者の氏名又は名称	③工事施行者の氏名又は名称
④工事の着工予定日及び完了予定日	④工事の着工予定日及び完了予定日
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大高さ
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量
⑧災害を防止するための措置（工事の内容）	⑧災害を防止するための措置（工事の内容）

[周知範囲]

・説明会や書面の配布を行うときは、少なくとも以下の範囲内に住宅等のある住民は対象としてください。

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	○盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 2h 以内の範囲 ○盛土等を行う土地の隣接地 ○盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲
腹付け盛土	○盛土のり肩までの高さ h に対して盛土法肩から下方の水平距離 5h 以内の範囲 ○盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50 メートルから数百メートル（250m）程度の範囲
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する、溪流等における高さ 15 メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、右の範囲に溪流等の溪床が存在するもの	○下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲

※平地盛土、谷埋め盛土、腹付け盛土については、4.5.5を参照すること。

■許可申請に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
周知措置報告書	参考様式	-	-
[①説明会を行った場合] ・開催案内 ・開催結果が分かる資料（議事録または議事要約、並びに説明会に用いた資料） ・開催の周知を行った範囲が分かる位置図等	(任意)	-	-
[②書面の配布を行った場合] ・配布した書面 ・書面の配布を行った範囲が分かる位置図	(任意)	-	-
[③掲示等を行った場合] ・掲示場所を明示した位置図等 ・掲示状況の写真 ・インターネットページの写し（URLを含む）	(任意)	-	-

5.2 技術的基準への適合

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定。

【政令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

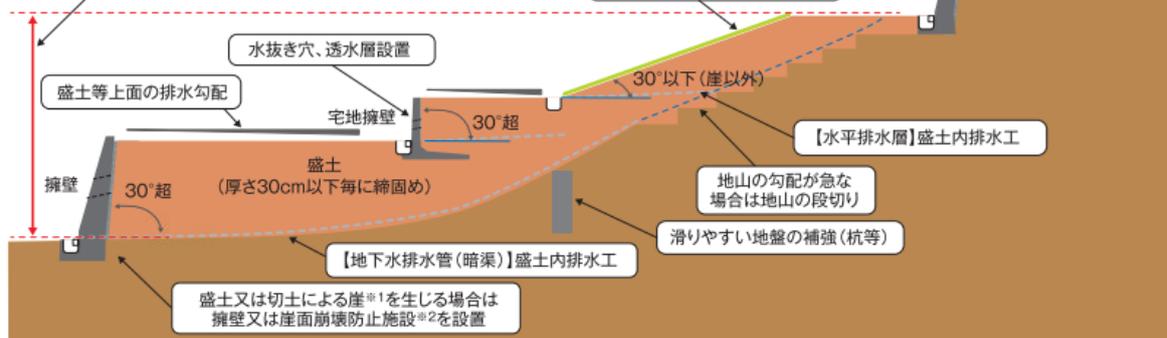
解説

- ・宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事は、技術的基準に従い、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の設置等、工事に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければなりません。
- ・必要な措置に関する具体的な内容や審査基準は、「7 土地の形質の変更（宅地造成及び特定盛土等）」に関する工事の技術的基準」および「8 土石の堆積に関する技術的基準」に記載しています。

土地の形質の変更（盛土・切土）

イメージ図（盛土）

溪流等における15m超の盛土の場合は、安定計算を義務付け



※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。 ※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設（鋼製杭工等）は設置できません。 ※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。
*具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

一時的な土石の堆積

イメージ図



※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。 ※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。 *具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

5.3 設計者の資格

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条と同様に規定。

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、第三十一条と同様に規定。

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【規則】

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

審査基準

- ・法第13条第1項の規定による措置のうち、以下①または②のいずれかを行う場合は、令第22条で定められた資格を有する者の設計でなければなりません。
 - ① 高さが5mを超える擁壁の設置
 - ② 盛土または切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置
- ・下表の資格種別に応じて、その資格を有していることを証する書類を提出してください。

■許可申請に必要な書類

設計者の資格種別	設計者の資格を証する書類（写しで可）
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 設計者経歴書
短期大学（3年制）の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	<input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書 （一般財団法人 全国建設研修センターが開催するもの） <input type="checkbox"/> 設計者経歴書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明書 <input type="checkbox"/> 設計者経歴書
技術士（建設部門等※）	<input type="checkbox"/> 技術士登録等証明書
一級建築士	<input type="checkbox"/> 一級建築士登録証明書

※設計者経歴書は、参考様式を活用してください。

※対象となる部門等については、昭和三十七年建設省告示第千五号（宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者）を確認してください。

5.4 工事主の工事を行うための資力・信用

<p>【法律】</p> <p>(宅地造成等に関する工事の許可)</p> <p>第十二条</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。</p> <p style="text-align: right;">※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定。</p>
--

審査基準

- ・許可申請にあたっては、工事主に工事を行うための資力や信用があることが求められます。下表に示す資料により、工事主の資力・信用を確認します。

■許可申請に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
資金計画書	省令様式第三	省令第7条第1項 省令第63条第1項	-
資金計画書	省令様式第五	-	省令第7条第2項 省令第63条第2項
[共通] 預金残高証明書	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項
[共通] 資金借入または融資証明書	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項
[共通] 誓約書（法令違反、暴力団の排除）	参考様式	-	-
[法人の場合] 工事主の登記事項証明書（全部事項証明書）	-	省令第7条第1項 省令第63条第1項	省令第7条第2項 省令第63条第2項
[法人の場合] 役員の住民票または個人番号カードの写し※1、2	-	省令第7条第1項 省令第63条第1項	省令第7条第2項 省令第63条第2項
[法人の場合] 法人税の納税証明書（最近3年度分）	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項
[法人の場合] 貸借対照表、損益計算書（最近3年度分）	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項
[法人の場合] 事業経歴書	参考様式	細則第4条第2項	細則第4条第2項
[個人の場合] 住民票の写しまたは個人番号カードの写し※2	-	省令第7条第1項 省令第63条第1項	省令第7条第2項 省令第63条第2項
[個人の場合] 所得税の納税証明書（最近3年間分）	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項

※1 例えば、株式会社における会社法上の役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者や事業について決定権を持つ者が対象です。なお、その他の役員や役員以外の者（法人を所管する法令において役員とされていない者）であっても、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する額を出資している等、会社に対して支配力を有する者がいる場合には、提出を求める場合があります。

※2 個人番号カードは、番号を黒塗りしてください。

【工事主が工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とするものである場合】

- ・宅地建物取引業法第3条第1項の規定により免許を受けていることを証する書類

5.5 工事施行者の能力

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定。

審査基準

- 許可申請にあたっては、工事施行者（宅地造成、特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の請負人または請負契約によらないで自らその工事をする者）に工事を完成するために必要な能力があることを求められます。下記の書類に基づき、確認します。

■許可申請に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
事業経歴書	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項
[法人の場合] 工事施行者の登記事項証明書（全部事項証明書）	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項

- 地方公共団体が行う工事等で、工事施行者が未定の段階で許可を得る必要がある場合は、工事施行者を未定として許可申請を行うことができますが、工事施行者が決定した後に、上記の必要書類を提出してください。なお、この場合に、確認の際に工事施行者の能力が不適格と判断すれば、法第20条、第39条の規定に基づく許可の取り消し等の対応を行うこともあります。

5.6 土地所有者等の同意

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条と同様に規定。

審査基準

- ・工事をしようとする土地（盛土又は切土、あるいは土石の堆積を行う土地。許可申請書10ロ（省令様式第二）、7ロ（省令様式第四）に記載する範囲）について、必要な権利者すべての同意を得ている必要があります。

[同意を求める必要がある権利の範囲]

- ① 土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者
 - ② ①のほか、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等）を有する者
- ・抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意を求める必要がある権利の対象とはなりません。なお、建築物または工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）についても、同意は不要です。

■許可申請に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書	細則第2号様式	細則第4条第1項	細則第4条第1項
工事の施行に関する同意者一覧	参考様式	-	-
工事区域内の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項
工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項
[個人の場合] 印鑑登録証明書	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項
[法人の場合] 印鑑証明書	-	細則第4条第2項	細則第4条第2項

- ・なお、土地区画整理法に規定する土地区画整理事業等、政令第5条第2項に規定する事業については、土地所有者の同意に関する手続きは不要です。

5.7 土石の堆積に関する工事の期間

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。）をいう。

審査基準

- ・土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除去するものをいいます。
- ・県では、土石の堆積に関する工事の期間を許可の日から最長5年として運用します。許可の日から5年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から5年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。

6 その他の手続

6.1 規制区域指定の際の工事の届出（法第21条第1項、第40条第1項関係）

【法律】

（工事等の届出）

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第四十条で同様に規定

【省令】

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

※特定盛土等規制区域については、法第八十二条で同様に規定

解 説

- ・規制区域の指定の際、規制区域内で行われている許可・届出対象となる工事に着手している場合は、規制区域が指定された日から21日以内（規制区域の指定が令和7年10月1日（水）のため、令和7年10月22日（水）まで）に届出書を提出する必要があります。
- ・届出書に基づき、工事主の氏名または名称、工事が施行される土地の位置図などを公表します。

■届出に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
届出書	省令様式第15	省令第52条第1項 省令第82条第1項	-
届出書	省令様式第16	-	省令第52条第3項 省令第82条第2項
[委任する場合] 委任状	-		

※届出内容に変更が生じる場合は、細則第13号様式を用いて、届け出てください。

■届出に必要な図面等（行われている盛土等が、特定盛土等規制区域において許可が必要な規模（2.2を参照すること）以上の場合）

図面等の名称	明示すべき事項	備考
写真	届出地及びその周辺の土地の状況を明らかにする写真（盛土または切土並びに土石の堆積をしている土地及びその付近の状況が分かる写真）	・撮影箇所、方向を示した地図を添付すること。（地形図または土地の平面図に記入してもかまいません。）
位置図	縮尺、方位、道路、目標となる地物	・工事を行う地点を明示すること。
地形図	縮尺、方位、土地の境界線	・等高線は、二メートルの標高差を示すもの。 ・土地の境界線は、朱書き。
土地の平面図	[宅地造成、特定盛土等を行う場合] ・縮尺、方位、土地の境界線 ・盛土または切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の位置 (該当する事項を記載すること)	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載すること。 ・土地の境界線は、朱書き。 ・盛土、切土部は凡例を付してそれぞれ着色する。 ・盛土または切土の高さ、面積、土量を記入すること。（届出書と整合させること）
	[土石の堆積を行う場合] ・縮尺、方位、土地の境界線 ・土石の堆積を行う土地の部分 ・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置及び寸法 ・柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 (該当する事項を記載すること)	・土地の境界線は、朱書き。 ・土石の堆積を行う土地の部分（最大堆積土量の範囲）は凡例を付してそれぞれ着色する。 ・堆積する土石の最大高さ、面積、土量を記入すること。（届出書と整合させること）

■宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書作成にあたっての留意点

- ①「工事施行者住所氏名」
 - ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施工する者を記入します。
 - ・法人であるときは、当該法人の名称および代表者の氏名を記入します。
- ②「工事を行っている土地の所在地及び地番」
 - ・工事を行っている土地について、地番まですべてを記入します。（一部の場合は、「～の一部」としてください。）
 - ・土地の代表地点は、世界測地系に従って測量し、小数点第一位以下まで記入します。（工事を行う場所のおおよそ中心としてください）
- ③「工事を行っている土地の面積」
 - ・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路や法面等を含む面積を記入します。
- ④「盛土のタイプ」
 - ・下記を参考に、該当する盛土のタイプに○印を付けてください。（複数選択可）
 - 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの。
 - 腹付け盛土：勾配1/10超えの傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの。

谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土。

⑤～⑩ 工事の概要

- ・「盛土又は切土の高さ」の欄は、盛土、切土または盛土と切土を同時に行うときの最大高さ（現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所の数値）について記入します。
- ・「土石の堆積の最大堆積高さ」の欄は、工事が完了するまでの間で堆積される最大となる高さを記入します。
- ・「盛土又は切土をする土地の面積」又は「土石の堆積を行う土地の面積」の欄は、盛土、切土または土石の堆積を行う土地の面積について記入します。

6.2 擁壁等を除却する工事の届出（法第21条第3項、第40条第3項関係）

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定。

【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定。

【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十五条で同様に規定。

解 説

- ・規制区域内において、擁壁等の全部または一部の除却工事は、災害の発生と密接な関係性があるとともに、当該工事が行われた後の土地は、特に留意して監視する必要があることから、工事に着手する14日前までに届出書を提出する必要があります。なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

[届出が必要な工事]

- ・規制区域内の土地において行う、高さが2m超の擁壁または崖面崩壊防止施設の除却工事
- ・規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ・規制区域内の土地において行う、地すべり抑止ぐい等の除却工事

■届出に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
届出書	省令様式第17	省令第55条 省令第85条	-
[委任する場合] 委任状	-		

※届出内容に変更が生じる場合は、細則第14号様式を用いて届け出てください。

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出（法第21条第4項、第40条第4項関係）

<p>【法律】 (工事等の届出) 第二十一条 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定</p>
<p>【省令】 (公共施設用地の転用の届出) 第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。 ※特定盛土等規制区域については、第八十六条で同様に規定</p>

解 説

- ・規制区域内において、公共施設用地を宅地または農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、届出書を提出する必要があります。なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

■届出に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
届出書	省令様式第18	省令第56条 省令第86条	-
[委任する場合] 委任状	-		

7 土地の形質の変更（宅地造成及び特定盛土等）に関する工事の技術的基準

本手引に記載していない事項については、「盛土等防災マニュアル」、「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」（令和5年5月、国土交通省・農林水産省・林野庁）および『盛土等防災マニュアルの解説』（盛土等防災研究会編集、株式会社ぎょうせい発行）等を参考とすることができる。

7.1 地盤について講ずる措置に関する技術的基準

(1) 盛土の締固め等

【政令】

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

審査基準

- ・盛土をする場合において、盛土をした後の地盤に地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊または滑りが生じないようにするための措置として、締固め等について規定しています。
- ・盛土を行う場合、「30cm以下の層に分けて土を盛り、締固めを行うこと」を図面に明記し、工事着手後、施工時の状況を写真等で記録してください。以下は、施工上の留意事項として、工事の状況に応じて適切に対応してください。

① 原地盤の処理

- ・盛土の基盤となる原地盤の状態は、現場により様々で、現地踏査、土質検査等によって原地盤の適切な把握を行う事が必要です。以下、いずれかの性質の地盤については、軟弱地盤対策が必要な地盤として、『盛土等防災マニュアルの解説 第X章 軟弱地盤対策』を図ることとしますが、有機質土等は全て剥ぎ取ることを原則とします。

ア 地表面下10mまでの地盤に有機質土等や粘性土であって、標準貫入試験で得られるN値が2以下若しくは、スウェーデン式サウディング試験において100kg（1kN）以下で自沈するもの等、

イ 砂質土であって、標準貫入試験で得られるN値が10以下若しくは、スウェーデン式サウディング試験において半回転数（ N_{sw} ）が50以下のもの等

また、盛土施工に先立ち必要に応じて次の原地盤の処理を行うこととします。

- i 抜開除根及び除草
- ii 有機質土の剥ぎ取り
- iii 排水溝、サンドマットを単独若しくは併設
- iv 極端な凹凸及び段差は平坦に均し、締め固める

② 盛土材料

- ・盛土のり面の勾配等、工事の計画にあたっては、盛土に使用する土の種類や特性等を十分に把握した上で設計がされているため、盛土材料の搬入にあたっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認した上で利用する必要があります。
- ・原則として、以下に示す特性を有する良質土により盛土を行うこととします。
 - i 練固め後の強度が大きく圧縮性が少ないこと
 - ii 敷き均し及び練り固め施工が容易なこと

iii 雨水などによる浸食及びスレーキングに対して耐力があり、吸水による膨潤性が低いこと

- 一般的に使用されているが粒度分布のよい砂礫土及び砂質土については地下水位が高い場合に地震時の繰返し荷重により液状化現象が起きやすいので使用箇所の選定に注意が必要です。
- 現地で発生する破碎岩・岩塊玉石等を使用する場合、最大寸法が10 cm、径が3.75 cm以上のものの混入率が40%以下とします。岩塊玉石の場合は盛土下部層で岩径が概ね30 cm以下の転石を含む土砂で、施工に際して間隙部分に土を十分充填できる場合に限り、使用が可能です。
- 粘性土またはシルト等については安定化処理を前提として使用することは認めています。また、ベントナイト、酸性白土、腐植土等については造成地に悪影響を及ぼすため、盛土材料としての一切の使用を認めないこととしています。

③ 敷均し

- 盛土材料の敷均しは水平薄層で行い、敷き均し厚（まき出し厚）については30 cm以下としてください。

④ 締固め

- 盛土の締固めについては、敷き均し毎（30 cm）の締固めを行い、各層毎にプルフローリングを実施し、脆弱部が無いことを確認後に次の層に取り掛かることとしてください。特に、切土と盛土の接合部は十分に締固めることとしてください。
- また、(4)．盛土のり面〔対象となる盛土〕に該当する場合は、盛土の特性試験を実施の上、締め固め度 D_c 管理若しくは空気間隙率 V_a 管理により基準値を決定し、必要に応じて締め固め度管理は水浸（コンプス）沈下、スレーキング沈下の検討し、空気間隙率管理も盛土材の圧密沈下の検討によることとします。
- ただし、盛土量が30,000 m^3 以上もしくは擁壁延長が400m以上の場合は、R I計器を用いて管理を行ってください。盛土量および擁壁延長が下まわる場合は砂置換法等により管理することも可能です。

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ① 砂置換法による土の密度試験（JISA1214） | 最大粒径53 mmまでの土に適用 |
| ② 突き砂による土の密度試験（JGS1611） | 最大粒径150 mmまでの土に適用 |
| ③ 水置換による土の密度試験（JGS1612） | 砂置換法などが困難な土の場合に適用 |
| ④ コアカッターによる土の密度試験（JGS1613） | 細粒土に適用 |

⑤ 含水量調節及び安定化処理

- 盛土材料の自然含水比が締固め時の施工含水比の範囲内で施工できるよう、必要に応じて、ぼつき処理、散水処理などを行ってください。
- また、安定化処理については、石灰、セメント等を添加し科学的に安定化させる方法と、高分子材を添加し土の細粒分を団粒化し安定させる方法があり、この決定については現地で試料を採取の上、予備的な試験を行い施工することとします。

(2) 地すべり抑止ぐい等

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地すべり抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地すべり抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

審査基準

- ・盛土を行う場合、必要に応じて、地すべり抑止杭やグラウンドアンカーその他の土留めの設置等を行うこととされています。
- ・設計の考え方や照査の方法については、「地すべり防止技術指針(国土交通省)」、「地すべり防止技術指針解説(国立研究開発法人土木研究所)」、「土地改良事業計画設計基準 計画 農地地すべり防止対策(農林水産省)」、「河川砂防技術基準 計画編(国土交通省)」など、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

抑止杭工法	
<ul style="list-style-type: none"> ・地表面から鉄筋コンクリート杭、H 鋼杭、鋼管杭等を打設して基礎層（不動層）に固定し、杭の曲げ抵抗およびせん断抵抗によってすべり抵抗を増加させる対策工法である。 ・なお、抑止杭工は地下水の流動阻害を起こさない配置とする必要がある。 	
グラウンドアンカー工	
<ul style="list-style-type: none"> ・盛土のり面や既設の擁壁に高い引張り強度を有する鋼線あるいは新素材からなるワイヤー状の引張材を打設し、緊張力を付加する対策工法である。 ・なお、擁壁補強に用いる場合は、アンカー設置による擁壁の破損を防止するため、アンカー周辺部の擁壁補強が必要となる場合がある。 	

(3) 段切り

【政令】

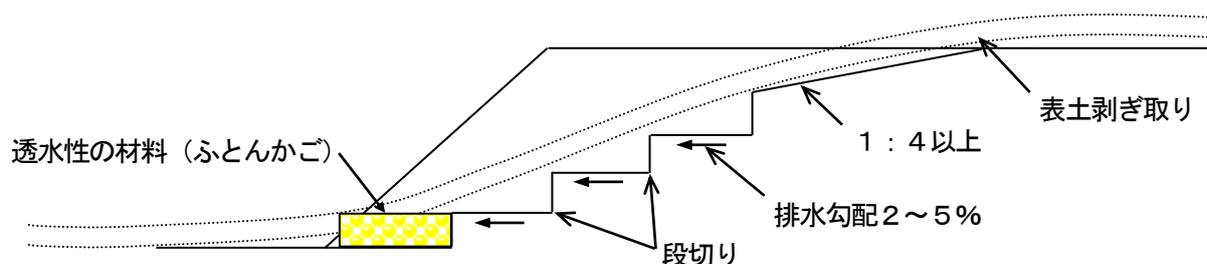
(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

審査基準

- ・ 傾斜地盤（基礎地盤の勾配が 15° 程度（1：4）以上）上の盛土はできるだけ避けることが望ましいですが、やむを得ず計画する場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように表土を完全に除去し、段切りを行う必要があります。段切りの形状は、下記のとおりとしてください。
 - ア 段切り寸法は、最小高さ 50cm、最小幅 100cm とすること。
 - イ 段切り面には、原則、のり尻方向に向かって 3～5% 程度の排水勾配をとること。
 - ウ 頂部については 1：4 の勾配で基礎地盤の表土除去部分に切り合わせること。



(4) 盛土のり面

審査基準

① 盛土のり面の形状について

盛土のり面は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定する必要があります。盛土のり面の標準的な形状は、下記のとおりです。なお、盛土のり高とは、のり肩とのり尻の高低差をいいます。

ア 盛土のり面の勾配は、 30° 以下とすること。(※)

イ 法高5m毎にほぼ水平に幅1.5m以上の小段を設け、排水勾配を下段の法面と反対方向に2～5%の下り勾配をとり、排水施設を設けること。

ウ のり肩または小段に設ける排水工に集められた地表水をのり尻に導くため、縦排水溝を設けること。(詳細は、<7.5 排水工に関する技術的基準>を参照してください。)

エ 法高さが15mを超える場合(切土と盛土で形成された法面を含む)は、高さ5m毎に4.0 m以上の幅広小段を設置し、頂部法肩には防災小堤を設けることとする。

※みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の技術基準において、盛土のり面について「法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表2を参考として現地に適合した安全なものとする」と定められており、盛土のり面の検討にあたり参考とすることができます。

表2 盛土材料及び盛土高に対する標準法面勾配

盛土材料	盛土高	勾配	適用
粒度の良い砂(S)、礫および細粒分混じり礫(G)	5m以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水に影響のない盛土に適用する。 ()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂(SG)	10m以下	1:1.8~1:2.0	
岩塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.5~1:1.8	
	10~20m	1:1.8~1:2.0	
砂質土(SF)、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土など)	5m以下	1:1.5~1:1.8	
	5~10m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土(V)	5m以下	1:1.8~1:2.0	

② のり面の安定性の検討が必要な条件

- ・以下に該当する盛土を計画する場合は、盛土のり面の検討を十分にを行い、常時および地震時の安定計算を行い、盛土のり面の形状を決定する必要があります。

[対象となる盛土]

- i 法の高さが15m以上の高盛土の場合
- ii 盛土が地山からの湧水や常時流水の影響を受ける場合、若しくは傾斜角が 15° 以上の原地盤（剥取り前後共）への片切り片盛り、腹付け盛土、斜面上の盛土、谷埋め盛土などの場合
- iii 盛土箇所の原地盤が軟弱地盤や地滑り地等の場合
- iv のり面崩壊により隣接物（住居、公共物）に重大な影響を与えるおそれがある場合
- v 締固め難い材料を盛土に用いる場合

[盛土のり面の安定性の検討]

1) 安定計算

盛土のり面の安定性については次に示す「盛土のり面の一般的な安定検討フロー」によるものとし、常時と地震時の安定計算を全応力法で行うことを標準とする。

2) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ c ）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

3) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。

しかし、計画地区内における地下水位または間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼすため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土（湧水や常時流水等が認められる傾斜地盤（溪流等を含む）、上方に広い緩傾斜がある傾斜地盤上等における盛土等）では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を、必要に応じて検討すること。

また、溪流等（(9)を参照）においては、高さ15メートル超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部または側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（ u ）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮すること。また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定すること。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ15メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施することとする。

4) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

③ 盛土のり面の安定計算

ア 常時の安定計算

- ・円弧すべり面法のうち、フェレニウス式（簡便法）を用い、静水圧のみを考慮する全応力法を用いることを基本とする。

$$F_S = \frac{M_R}{M_D} = \frac{\sum\{c \times l + (W \cos \alpha - U_s \times l) \tan \phi\}}{\sum W \sin \alpha}$$

F_S : 安全率

M_R : 土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)

M_D : 土塊の滑動モーメント (kN・m/m)

c : 盛土の粘着力 (kN/m²) ※

ϕ : 盛土の内部摩擦角 (°) ※

l : 各スライスの滑り面の長さ (m)

W : 各スライスの単位長さ重量 (kN/m)

α : 各スライスの滑り面の midpoint と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度 (°)

U_s : 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧 (kN/m²)

※ c 、 ϕ : 原則せん断試験により求める。

イ 地震時の安定計算

- ・一般的に円弧滑り面を仮定した震度法による安定計算とするが、予想される滑り面が円弧でない場合は複合滑り面法等により計算すること。また、盛土内に地下水が存在することがあることから地震時においても法面の安定性を損なうので地下水位の設定には十分注意する必要がある。
- ・地震時の安定計算も常時と同様に全応力法によることを標準とする。地震時に土中に発生する間隙水圧を考慮しないで土の透水性に見合った排水条件による静的試験から求めた強度定数を用いる。
- ・また、土の地震時の強度は、常時と同様に基礎地盤の現位置で採取した不攪乱資料により室内試験の結果に基づき、盛土についても現地の施工条件と同じ条件で作成された供試体で試験を実施する他、地震時の飽和した緩い砂質土での過剰間隙水圧の発生が伴う強度減少や、地震荷重の速度効果、繰り返し効果による粘性土の強度変化等を考慮すること。

$$F_S = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum\{c \times l + \{W (\cos \alpha - K_h \times \sin \alpha) - U_s \times l\} \tan \phi\}}{\sum (W \sin \alpha + K_h \times W \times h/r)}$$

F_S : 安全率(地震時)

M'_R : 地震時の土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)

M'_D : 地震時の土塊の滑動モーメント (kN・m/m)

c : 盛土の粘着力 (kN/m²) ※1

ϕ : 盛土の内部摩擦角 (°) ※1

l : 各分割片の滑り面の長さ (m)

W : 各分割片の単位長さ重量 (kN/m)

α : 各分割片の滑り面の midpoint と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度 (°)

K_h : 設計水平震度(地震力の作用位置は分割片の重心位置) ※2

U_s : 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧 (kN/m²)

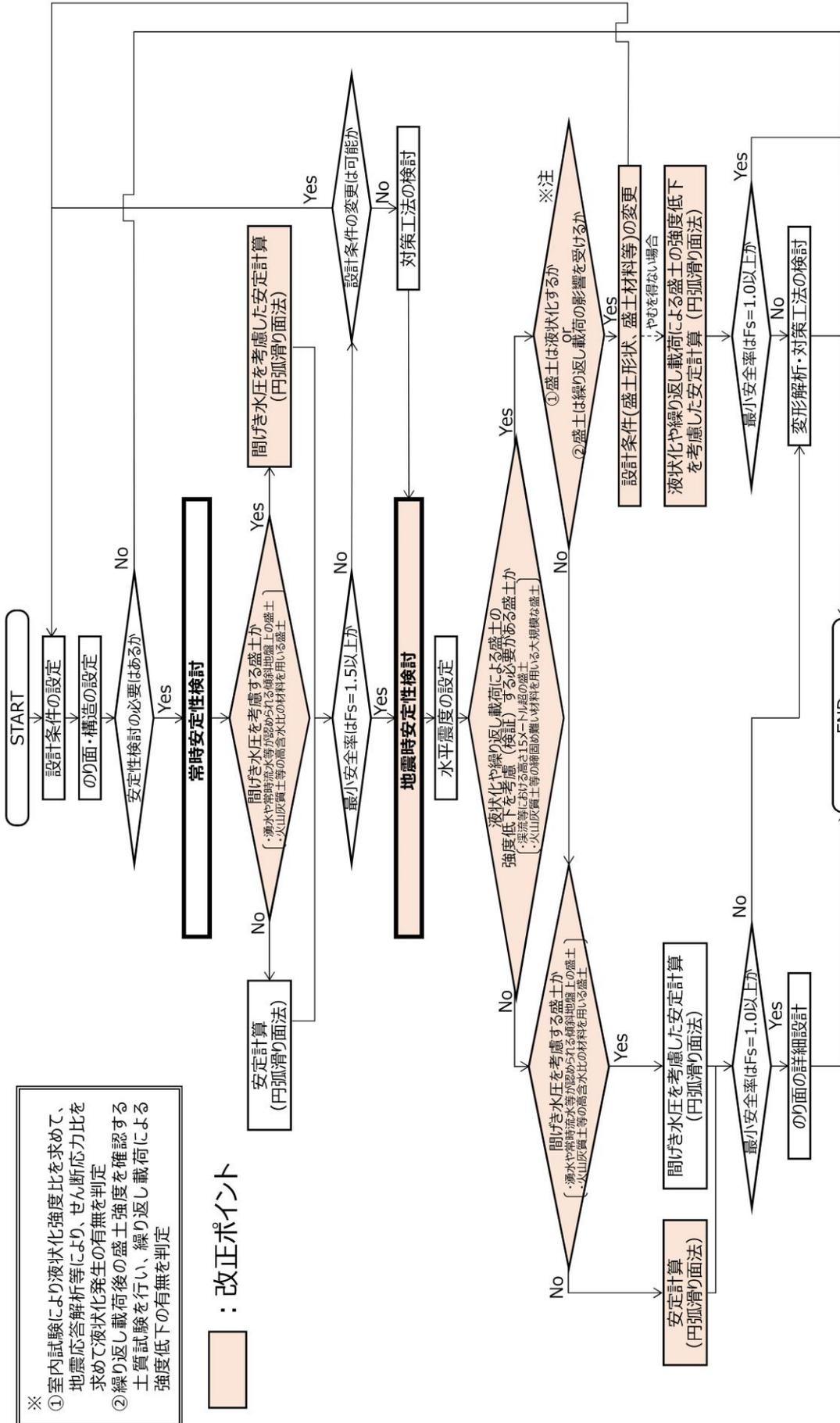
h : 各分割片の滑り面を円弧とする円の中心と各分割片との重心との鉛直距離 (m)

r : 滑り面の半径 (m)

※1 c 、 ϕ : 原則せん断試験により求める。

※2 K_h : 設計水平震度 / 0.25 (大地震) × 地域係数 Z

図. 盛土のり面の一般的な安定検討フロー



(5) 盛土全体の安定性の検討

審査基準

① 盛土全体の安定性の検討を要する条件

- ・ 造成する盛土の規模が、以下のいずれかに該当する場合は、盛土全体の安定性を検討する必要があります。
 - i 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。
 - ii 腹付け型大規模盛土造成地
盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの。

② 盛土全体の安全性の検討

- ・ 検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要があります。ただし、安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣または類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照してください。

1) 安定計算

谷埋め型大規模盛土造成地の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。ただし、溪流等における盛土は「V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方」を参照すること。

腹付け型大規模盛土造成地の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

2) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力(c)及び内部摩擦角(ϕ)の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

3) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。しかし、計画地区内における地下水位または間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安定性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。安定計算に当たっては、盛土の下部または側方からの浸透水による水圧を間げき水圧(u)とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定すること。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ15メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化判定等を実施すること。

4) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率(F_s)は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とする。

③ 盛土全体の安定計算について

ア) 谷埋め型大規模盛土造成地の検討

- 谷埋め型大規模盛土造成地の滑り面は、複数の円弧・直線が複合した形態を成すのが一般的で、安定計算については二次元の分割法により検討すること。

また、盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力は、地盤の特性に応じ全応力法または有効応力法により求める事とする。全応力法で解析する場合には、地震時に土中で発生する間隙水圧を考慮しないで土の透水性に見合った排水条件による静的試験から求めた設計強度定数を用いることとし、有効応力法で解析する場合は地震時に土中に発生する間隙水圧は、間隙水圧の測定を繰り返し三軸試験などから求められる。

$$F_s = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum \{ [c \times l + \{ W (\cos \alpha - K_h \times \sin \alpha) - U_s \times l \} \tan \phi] \times R_t \}}{\sum W \times R_w - \sum (W \cos \alpha - K_h \sin \alpha) \times R_r + \sum K_h \times W \times R_e}$$

F_s : 安全率(地震時)

M'_R : 地震時の土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)

M'_D : 地震時の土塊の滑動モーメント (kN・m/m)

c : 盛土の粘着力(kN/m²) (4) ③盛土のり面の安定計算に準じる。

ϕ : 盛土の内部摩擦角(°) (4) ③盛土のり面の安定計算に準じる。

l : 各分割片の滑り面の長さ(m)

W : 各分割片の単位長さ重量(kN/m)

K_h : 設計水平震度(地震力の作用位置は分割片の重心位置) (4) ③盛土のり面の安定計算に準じる。

U_s : 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧(kN/m²)

h : 各分割片の滑り面を円弧とする円の中心と各分割片との重心との鉛直距離(m)

R_t : 分割されたそれぞれの滑り面のモーメントの腕の長さ(m)

R_w : 各分割片の滑り面上の自重によるモーメントの腕の長さ(m)

R_r : 各分割片の滑り面上の底面反力によるモーメントの腕の長さ(m)

R_e : 各分割片の滑り面上に作用する地震力によるモーメントの腕の長さ(m)

H : 各分割片の滑り面の最下流端と最上流端の標高差を計測した数値(m)

L : 各分割片の滑り面の標高差を計測した2地点間の水平距離を計測した数値(m)

イ 腹付け型大規模盛土造成地の検討

- 腹付け型大規模盛土造成地の滑り面は、単一の円弧で構成されることから、< (4) 盛土のり面 ③盛土のり面の安定計算 > に記載する、二次元の分割法のうち簡便法により検討することとする。

(6) 切土の安定

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

審査基準

・切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層（切土により生ずる斜面の方向に下がり存在する異なる土質の層や粘土層を含む不透水層の直上にある透水層等）があるときは、以下の措置を講ずる必要があります。

- ① すべりやすい層に地すべり抑止ぐいなどを設置するなどすべり面の抵抗力を増大させる措置
- ② 粘土質等の滑りの原因となる層を砂等の良質土と置き換える措置
- ③ 地盤面からの雨水その他の地表水の浸透を防ぐため地盤面を不透水性の材料で覆う措置

(7) 切土のり面の安定

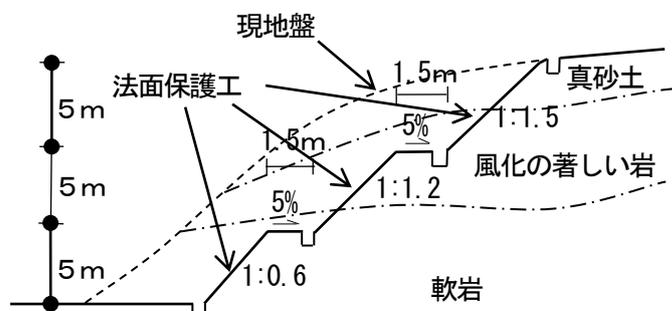
審査基準

- 切土のり面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往のり面の状態等を勘案し、下表を参考として現地に適合した安全な勾配を設定するものとし、その崖面は、＜7.2 擁壁に関する技術的基準 (1) 擁壁の設置義務 擁壁の設置が必要のない切土のり面＞に示すのり面を除いて、原則として擁壁や崖面崩壊防止施設で覆わなければなりません。
- 勾配の取り方は、単一勾配とする場合と土質により法面勾配を変化させる場合があります。土質が深さ方向や法面の縦横断方向にほぼ等しい場合には、通常単一勾配を採用するものとし、さらに、土質が変化して均一でない場合や土質が異なっている場合でも、必要とする勾配が最も緩い土質に対応したのり面勾配に合わせれば、単一勾配ののり面とすることもできます。
- また、土質によりのり面勾配を変化させる場合には、原則として上段のり面はその下段のり面よりも緩くするものとし、のり面勾配の変化点には小段を設けるものとします。これは、地層は上層より下層が必ずしも硬い地層とは限らず、軟らかい地層が硬い地層に挟まっている場合、土質によるのり面勾配を採用すると軟らかい地層部分でのり面が崩壊するおそれがあるためです。

地山の土質		切土高	勾配
硬岩			1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟岩			1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない・粒度分布の悪いもの		1 : 1.5 ~
砂質土	密実なもの	5 m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 ~ 10m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利または岩塊混じり砂質土	密実なもの、または粒度分布の良いもの	10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 ~ 15m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 ~ 15m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘性土、シルト		10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2
岩塊または玉石混じり粘性土		5 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5

- ・小段の構造については、盛土等防災マニュアルにおいては、法高5m程度ごとに幅1～2mの小段を設けることとなっていますが、一般的には、のり高5m以内毎に幅1.5m以上の小段を設け、その小段には反対方向に5%の勾配をとり、排水施設を設けるものとします。また、のり面には法面保護工を施工しがけ面を保護するものとします。のり高さが15mを超える場合は15m以内毎に4.0m以上の幅広の小段を設置すること。
- ・なお、擁壁や崖面崩壊防止施設で覆わないときは、のり面保護工により地盤面を保護する必要があります。

(例)



上端、下端、小段には排水施設を設置する。

(8) 崖面天端の排水

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

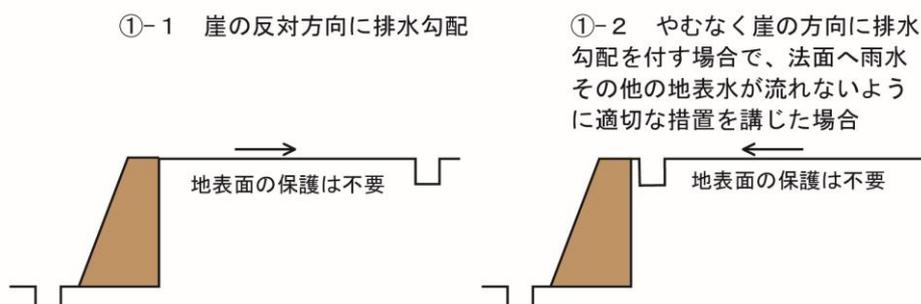
第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

審査基準

- ・雨水その他の地表水による侵食や、崖面上端付近で雨水その他の地表水の地盤への浸透を防止するため、盛土または切土をした崖の上端に続く地盤面には、その崖の反対方向に、2%以上の下り勾配を付することとします。
- ・なお、崖と反対方向に勾配を付して排水することが困難な場合においても、崖の上端に側溝を設けて雨水その他の地表水をのり面の縦排水工に導く等の対策を講じ、のり面へ雨水その他の地表水が流れないように適切な処理を講ずる必要があります。



(9) 溪流等における盛土

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

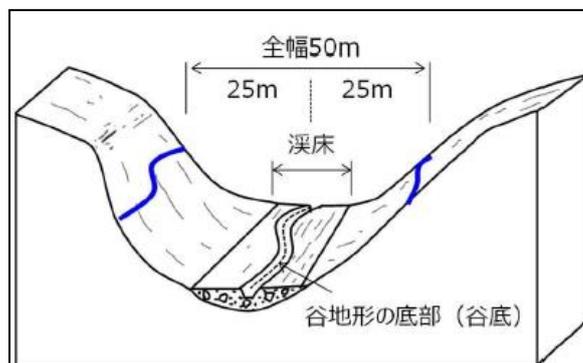
2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

審査基準

① 溪流等の考え方と判断について

- ・溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。
- ・やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水及び地下水等の現地状況を調査し、土砂流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安全性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要があります。また、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様な措置を講ずる必要があります。
- ・溪流等の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とすることとします。
- ・溪流等に該当する土地の判断については、申請者において、縮尺 2 万 5 千分の 1 以上の地形図等を用いて抽出を行ってください。現地にて湧水や地下水の影響が懸念される場合や上記に示す基本の範囲では集水性が高い地形を包含できない場合、また谷幅が狭く明らかに課題と判断される場合は考慮します。なお、計画している盛土を行う土地が一部でも溪流等に含まれる場合は、溪流等に該当するとして扱います。



② 溪流等における盛土の安定性の検討

ア 盛土高

- ・盛土の高さは 15 m 以下を基本とし、(4) 盛土のり面の検討に示す安定計算等の措置を行うものとし、ただし、盛土の高さが 15 m を超える場合は、次のとおりとします。
 - 1) より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安全性を確保しなければならない。
 - 2) 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。
 - 3) 液状化判定等を実施する。
 - 4) 溪流等に対し高さ 15m を超え、かつ 5 万 m³ を超える盛土盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければ、その精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から、二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」

という。)での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

イ のり面処理

- 1) のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁等の構造物を検討するものとする。
- 2) のり面は、必ず植生等によって処理するものとし、裸地で残してはならない。
- 3) のり面の末端が流れに接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し十分安全を確保できる高さまで構造物で処理しなければならない。

ウ 排水施設

- ・盛土等を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの浸出水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けること。
- ・暗渠排水工の計画については、「7.5 排水工に関する技術的基準」を参照すること。

エ その他

- ・上記にかかる具体的な試験方法や試験結果の適用等については、国が示す「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」（令和5年5月）を参照すること。

③ 工事中及び工事完了後の防災

- ・工事中の土砂の流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈泥池等を設ける必要があります。また、工事完了後の土砂の流出を防止するため沈砂池を設けなければなりません。防災ダムは、工事中に土砂の流出がない場合には、工事完了後、沈砂池として利用できます。

7.2 擁壁に関する技術的基準

(1) 擁壁の設置義務

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

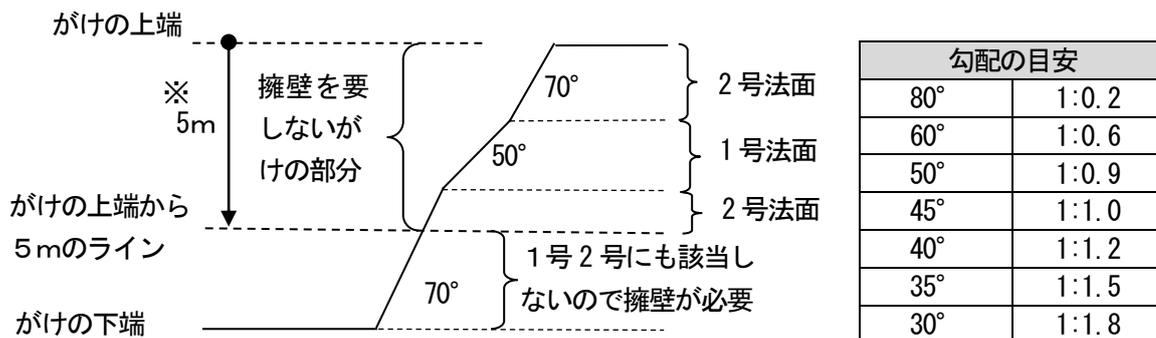
2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

審査基準

- ・開発事業等において、次のような崖が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則としてその崖面を擁壁で覆う必要があります。
 - ① 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える崖
 - ② 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える崖
 - ③ 盛土と切土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える崖
- ・ただし、次のi～iiiに該当する場合は、擁壁を設置する必要はありません。
 - i 切土により生じた崖面であつて、土質に応じ崖の勾配が下表に示すいずれかに該当する場合
 - ii 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが認められた崖面
 - iii 崖面崩壊防止施設が設置された場合

のり面の種類		1号法面	2号法面
がけの上端からの垂直距離		指定なし	5m以内
土質	軟岩	$30^\circ < \text{勾配} \leq 60^\circ$	$60^\circ < \text{勾配} \leq 80^\circ$
	風化の著しい岩	$30^\circ < \text{勾配} \leq 40^\circ$	$40^\circ < \text{勾配} \leq 50^\circ$
	砂利、真砂土等	$30^\circ < \text{勾配} \leq 35^\circ$	$35^\circ < \text{勾配} \leq 45^\circ$

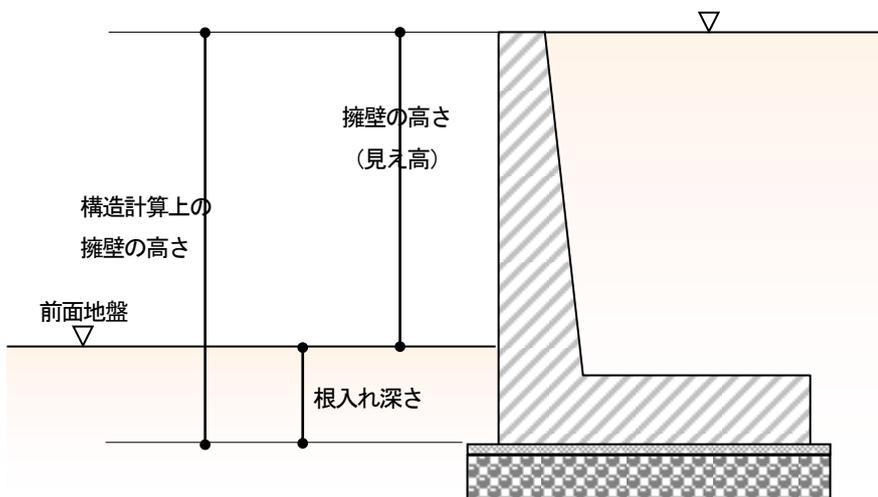
(例) ※切土をしたのり面の土質が「軟岩」の場合



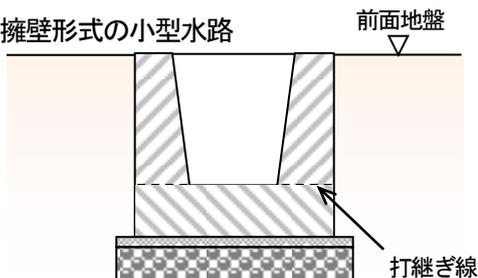
※基準上は1号法面部分の高さを除くとなっているが、実際の法面は勾配が一定でなく判断が難しいので除かずにがけの上端から5mで取り扱っている。

- ・擁壁の高さについては、下図のとおりで、前面地盤と擁壁天端までの距離を擁壁の高さとしています。
- ・また、前面地盤の位置については、前面に水路がある場合、周辺の地盤の状況により判断しますが、一般的に擁壁形式の小型の掘込み水路は掘込み前の地盤面を、その他の水路は水路の底を前面地盤とします。

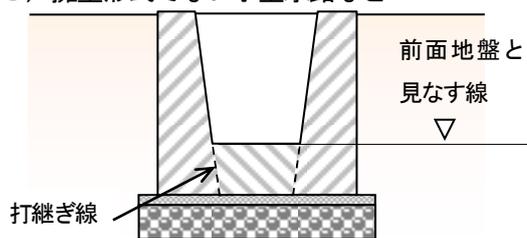
(例1)



(例2) 擁壁形式の小型水路



(例3) 擁壁形式でない小型水路など



* 小型の擁壁形式水路以外は全て例3を適用する。

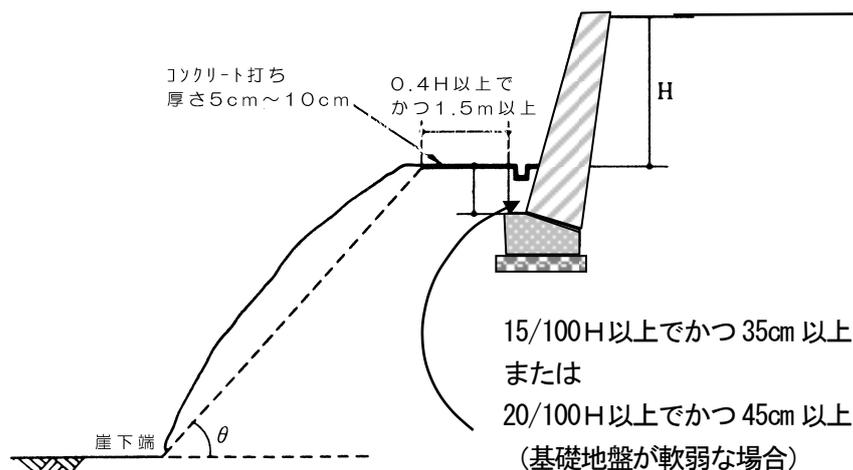
[擁壁の設置に関する留意事項]

- かけや擁壁に近接して新たに擁壁を設置する場合や擁壁を下段と上段に設置する場合などは、下部に有害な影響を与えないよう適切な離隔距離を確保して設置するなど、注意して計画する必要があります。

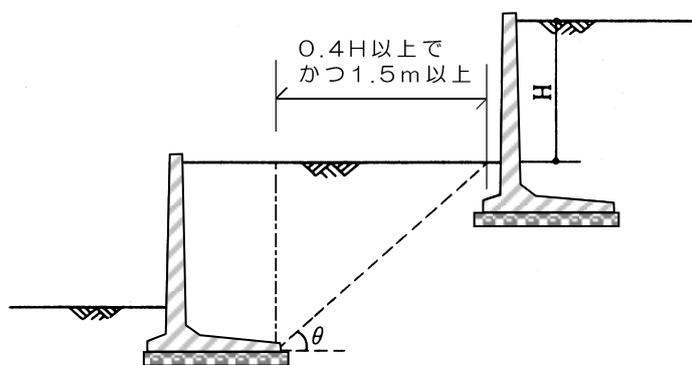
① 擁壁設置上の留意事項

ア 斜面上に擁壁を設置する場合には、下図のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの 0.4H 以上で、かつ、1.5m 以上だけ土質に応じた勾配線より後退し、その部分はコンクリート打ち等により風化浸食のおそれのない状態にすること。

(参考資料)



斜面上に擁壁を設置する場合



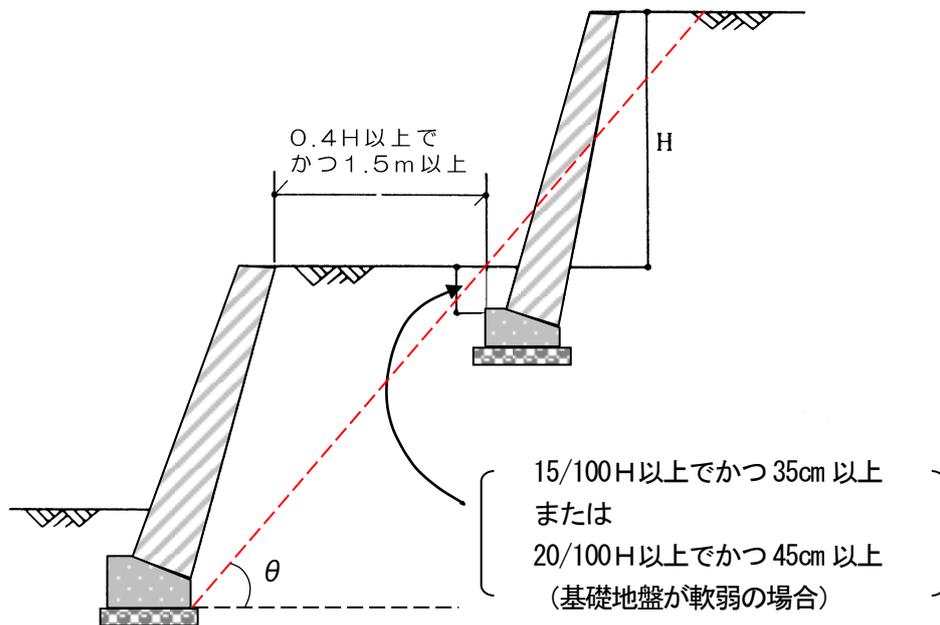
上部擁壁、下部擁壁とも鉄筋コンクリート造で築造する場合

土質別角度 (θ)

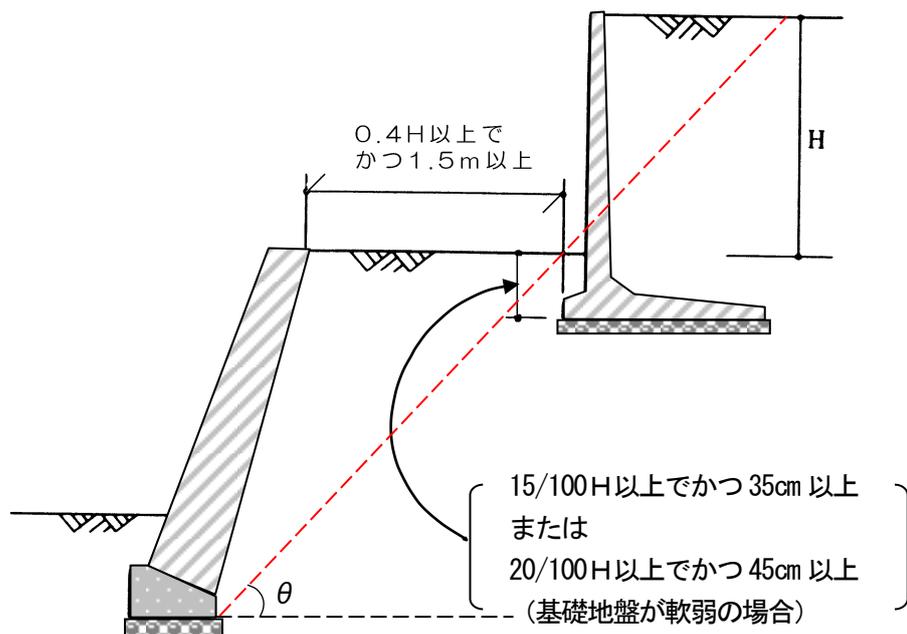
背面土質	軟岩 〔風化の著しいものを除く〕	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの(切土)	盛土または腐植土
角度 (θ)	60°	40°	35°	25°

(「構造図集 擁壁」(社)日本建築士会連合会)一部加筆

イ 図に示す擁壁で表の θ 角度内に入っていないものは、二段の擁壁とみなされるので一体の擁壁として設計を行う必要がある。なお、上部擁壁が表の θ 角度内に入っている場合は、別個の擁壁として扱うが、水平距離を $0.4H$ 以上かつ $1.5m$ 以上離さなければならない。



上部擁壁を間知石積みで築造する場合



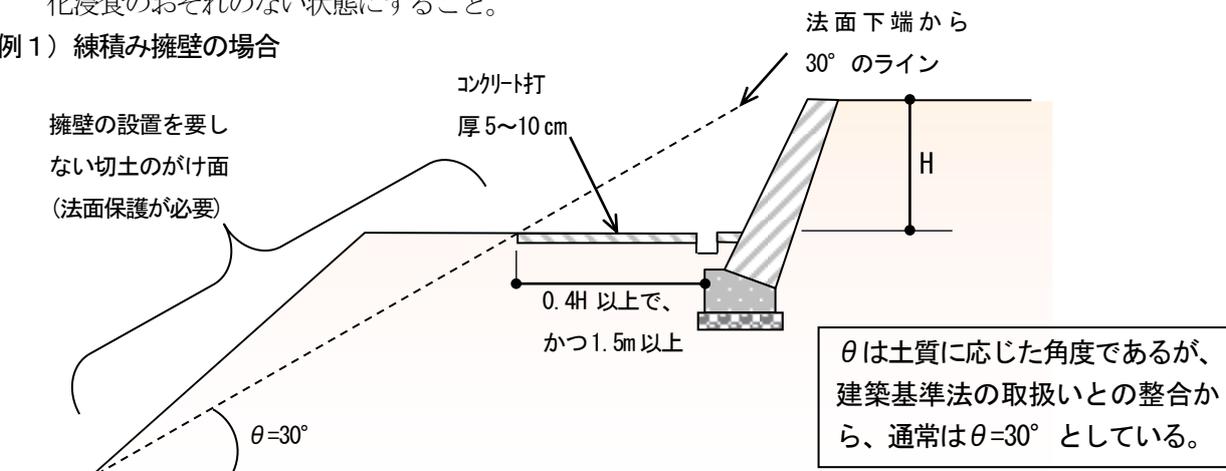
上部擁壁を鉄筋コンクリート造で築造する場合

(「構造図集 擁壁」(社)日本建築士会連合会) 一部加筆

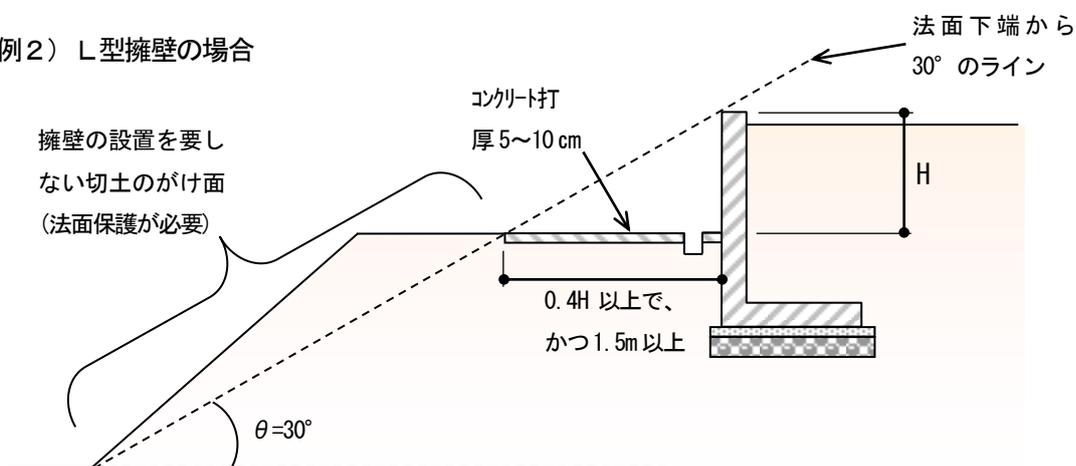
② がけの上部の擁壁の後退

ウ がけに近接してその上部に新たな擁壁を設置する場合には、図のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの0.4H以上で、かつ1.5m以上だけ土質に応じた勾配線より後退し、その部分はコンクリート打ちにより風化浸食のおそれのない状態にすること。

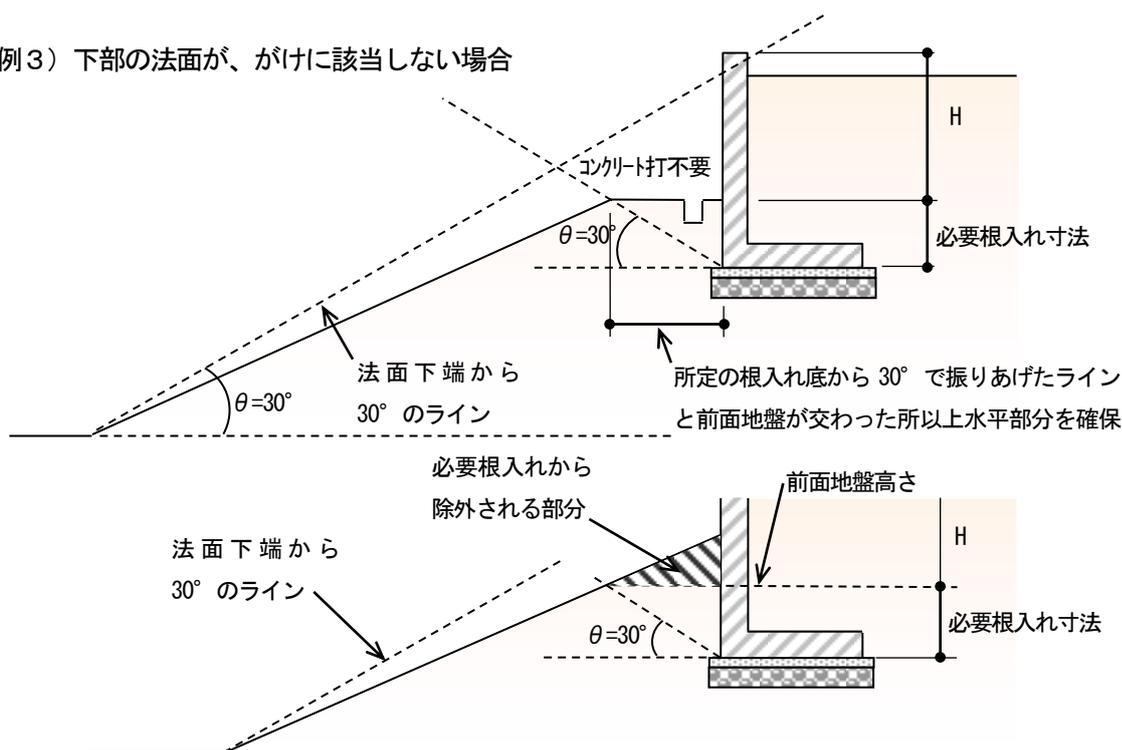
(例1) 練積み擁壁の場合



(例2) L型擁壁の場合



(例3) 下部の法面が、がけに該当しない場合



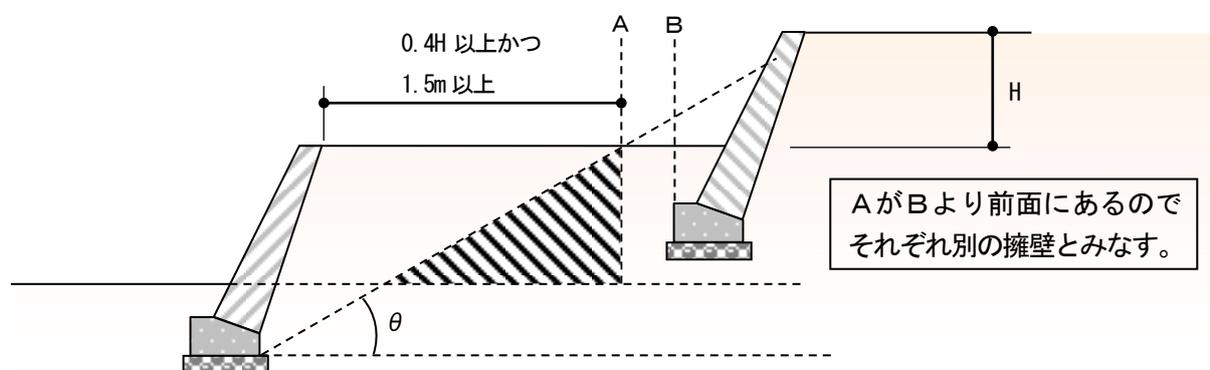
③ 擁壁の上部の擁壁の後退

エ 擁壁に近接してその上部に新たな擁壁を設置する場合には、<① 擁壁設置上の留意事項>の参考図とするが、特に上部擁壁が練積み擁壁の場合には、根入れの観点から下部擁壁基礎後端より土質に応じた勾配線が上部地盤面と交わった位置が、上部擁壁基礎前端の位置より、前面にある場合は、それぞれ別の擁壁とみなされる。なお、この場合勾配線が上部地盤面と交わった位置より前面に水平距離として $0.4H$ (H は上段の擁壁の高さ) かつ 1.5m 以上の水平距離が必要である。

上記により別の擁壁とみなされない場合、二段擁壁とみなされ、構造計算により安全性の確認をしなければならない。その場合には必ず地質調査等を行い、土質及び地盤の許容支持力を算出し、その支持力をもとに構造計算を行うこと。(地盤の支持力が 100kN/m^2 未満で設計する場合も地質調査等が必要。)

なお、二段擁壁は、上段、下段いずれにも練積み擁壁を用いることは認めていないので、練積み擁壁の場合、二段擁壁に該当しないように設計する必要がある。

(例1) 練積み擁壁+練積み擁壁の場合

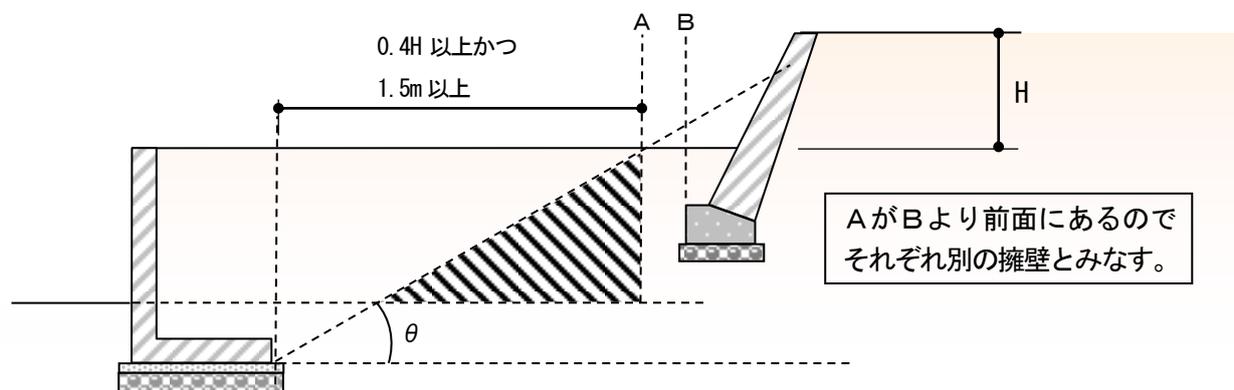


A : 下部擁壁基礎後端より土質に応じた勾配線が上部地盤面と交わった位置

B : 上部擁壁基礎前端の位置

θ : 通常 $\theta=30^\circ$ で運用。斜線部分  に盛土が含まれる場合は 25°

(例2) L型擁壁+練積み擁壁の場合



A : 下部擁壁基礎後端より土質に応じた勾配線が上部地盤面と交わった位置

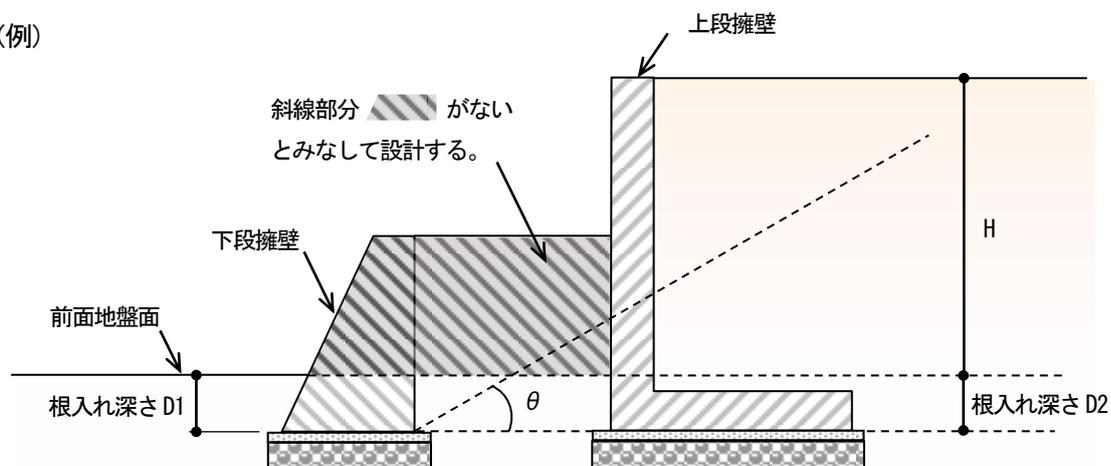
B : 上部擁壁基礎前端の位置

θ : 通常 $\theta=30^\circ$ で運用。斜線部分  に盛土が含まれる場合は 25°

④ 二段擁壁の特例

オ 二段擁壁となる場合で、構造計算を行なっても、下部擁壁の構造が対応できないケースがほとんどであり、下段擁壁が損傷等を受け崩壊しても、上段擁壁が自立するように設計することがある。その場合は二段擁壁とは取り扱わない。

(例)



$D2 \geq D1$ 上段擁壁の根入れ深さは、下段擁壁の根入れ深さ以上とする。

(2) 擁壁の構造

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

審査基準

- ・土地の形質変更に関する工事において、政令で定められた崖面を覆うために使用できる擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み擁壁、大臣認定擁壁です。

構 造	形 式
鉄筋コンクリート造擁壁	半重力式 もたれ式 片持ち梁式（L型、逆L型、逆T型） 控え壁式
無筋コンクリート造擁壁	重力式 もたれ式
練積み擁壁	コンクリートブロック造 間知石造等
国土交通大臣認定擁壁	-

(3) 擁壁の共通事項**【政令】**

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

審査基準

- ・政令に基づき設置しなければならない擁壁は、政令で定める技術的基準のほか、建築基準法施行令に定める一部の規定に適合する必要があります。

【準用すべき建築基準法施行令について】

該当条項	(見出し)
第三十六条の三	構造設計の原則
第三十六条の四	別の建築物とみなすことのできる部分
第三十七条	構造部材の耐久
第三十八条	基礎
第三十九条	屋根ふき材等
第五十二条	組積造の施工
第七十二条	コンクリートの材料
第七十三条	鉄筋の継ぎ手及び定着
第七十四条	コンクリートの強度
第七十五条	コンクリートの養生
第七十九条	鉄筋のかぶり厚さ

(3) ① 擁壁の根入れ

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四（第十条、第三十条関係）

土質	擁壁		
	勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種 岩、岩層、砂利又は砂利混じり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
	六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
	六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上
第二種 真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
	六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
	六十五度以下	三メートルを超え四メートル以下	七十センチメートル以上
		四メートルを超え五メートル以下	八十センチメートル以上
第三種 その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
	六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
	六十五度以下	三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
		四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

審査基準

・政令では、練積み造の擁壁の根入れについて定められていますが、その他の構造の擁壁についても下記のとおり取扱いとします。

① 練積み造の擁壁について

- ・擁壁の根入れは、35cm 以上かつ擁壁高さの 15%以上を確保すること。

② 鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、その他の擁壁

- ・盛土規制法では、前面地盤と擁壁天端までの距離を擁壁の高さとしている。（建築基準法や開発許可も同様の取扱い）また、前面に水路がある場合の前面地盤の位置は、周辺の地盤の状況により判断しているが、一般的に擁壁形式の小型の掘込み水路は掘込み前の地盤面を、その他の水路は水路の底を前面地盤としている。
- ・練積み造以外の擁壁の根入れは、標準図による擁壁で使用条件が明記されているものを除き、30cm 以上かつ擁壁の全高の 20%以上確保し、安定した支持地盤に擁壁底面が接していること。
- ・また、水路構造物等が隣接している場合は、擁壁と水路等が構造的に影響を及ぼさないよう計画すること。（参考）

- ・土木構造物標準設計 … 50 cm以上(重力式擁壁については、50 cmかつH(全高)/5 以上)

前面に水路等がある場合は、水路底より30cm以上確保

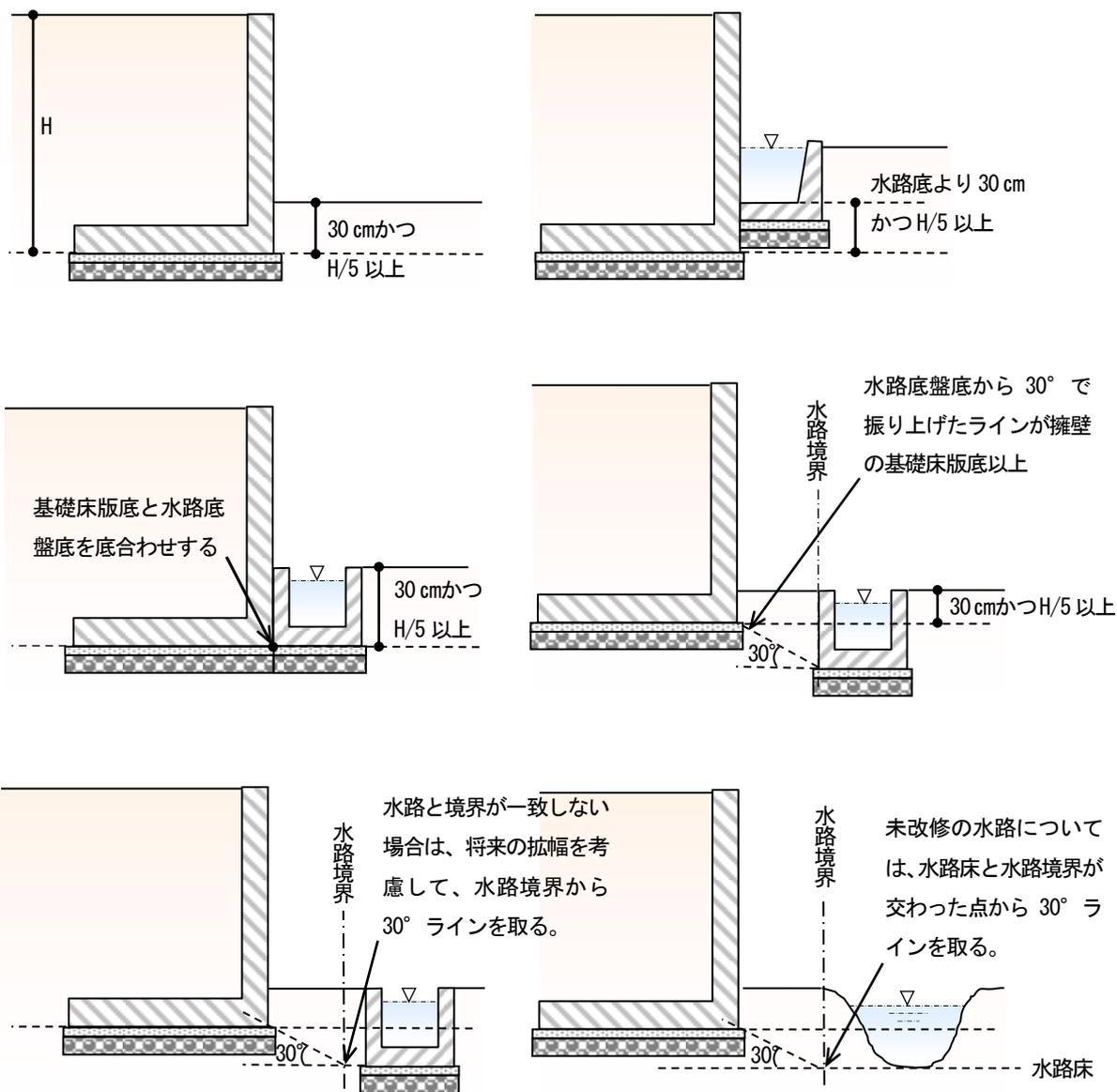
- ・公共建築協会の擁壁設計標準図 … 基礎床版上面の位置で15cm以上

前面に水路等がある場合は、基礎床版上面の位置が水路床版底以深

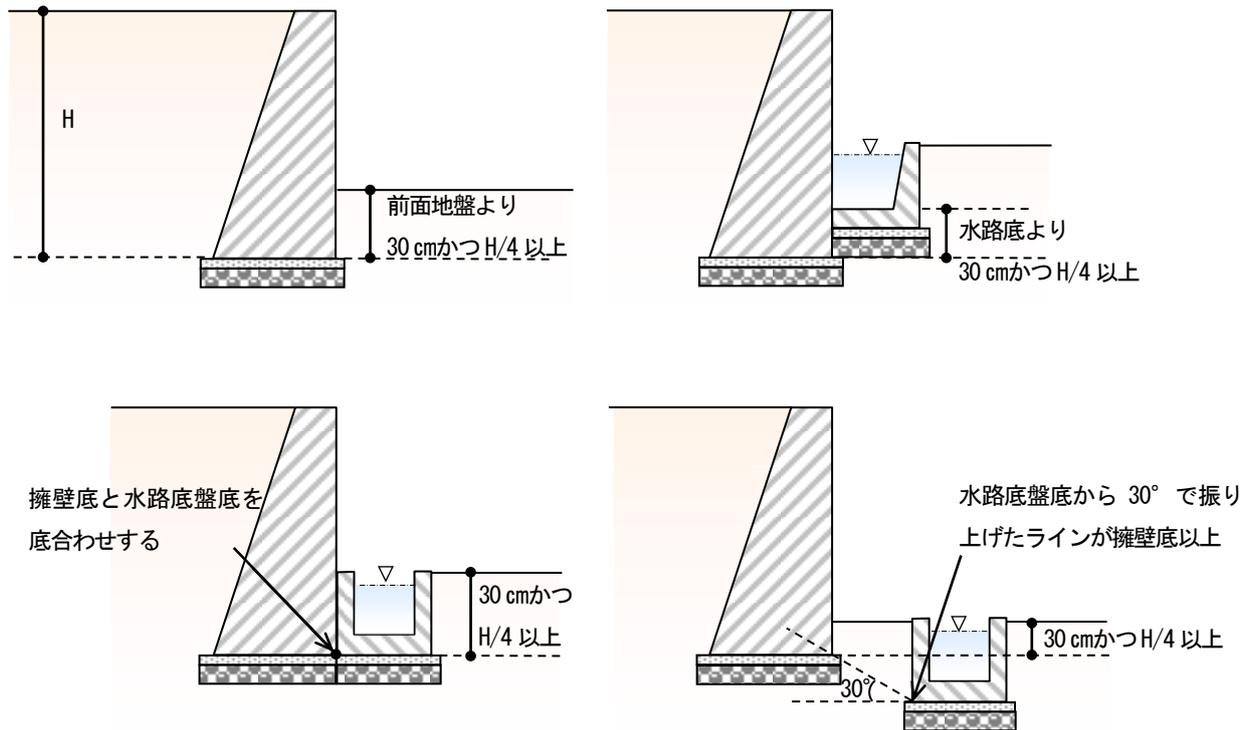
- ・その他 … 30cmかつH(全高)/5以上 (簡易小型重力式擁壁の場合は30cmかつH(全高)/4以上)

前面に水路等がある場合は、互いに構造的に悪影響を及ぼさないように底合わせを行う

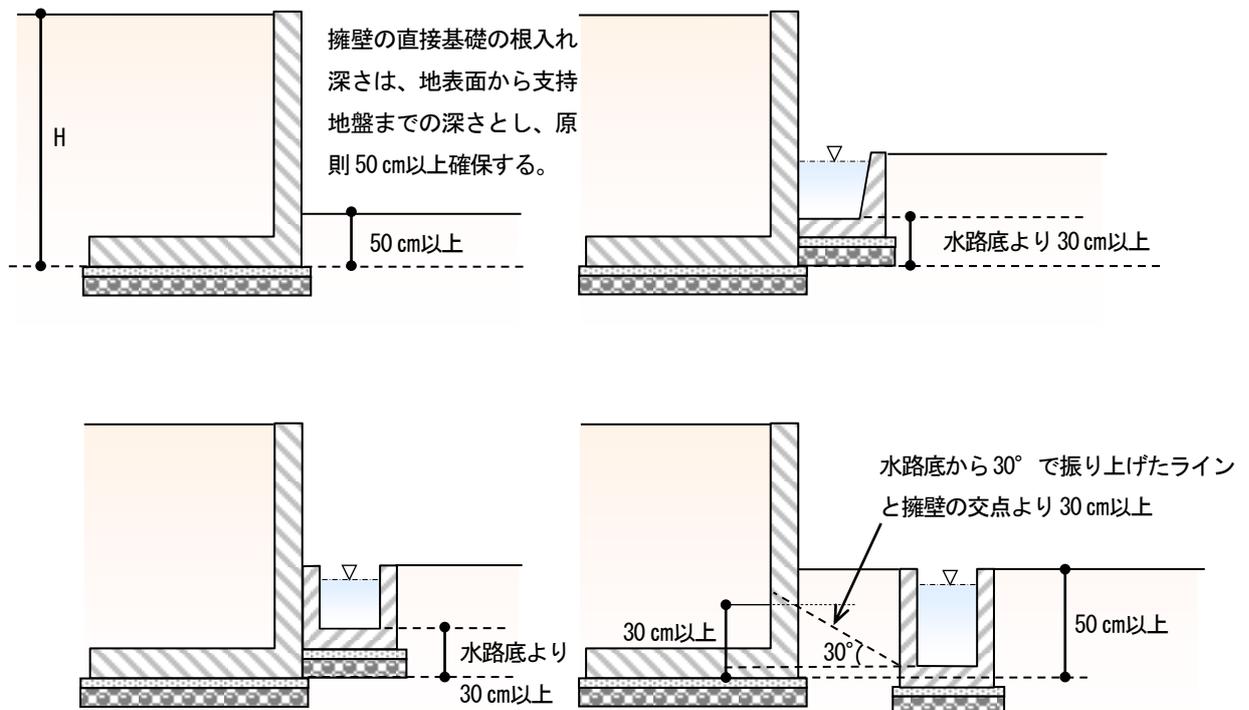
(例1) 一般的な根入れの取り方

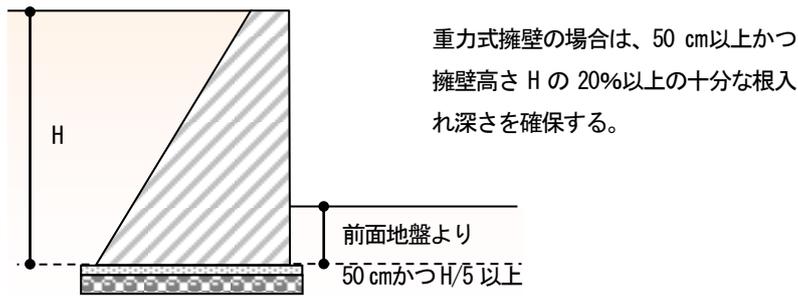


(例2) 簡易小型重力式擁壁の根入れの取り方

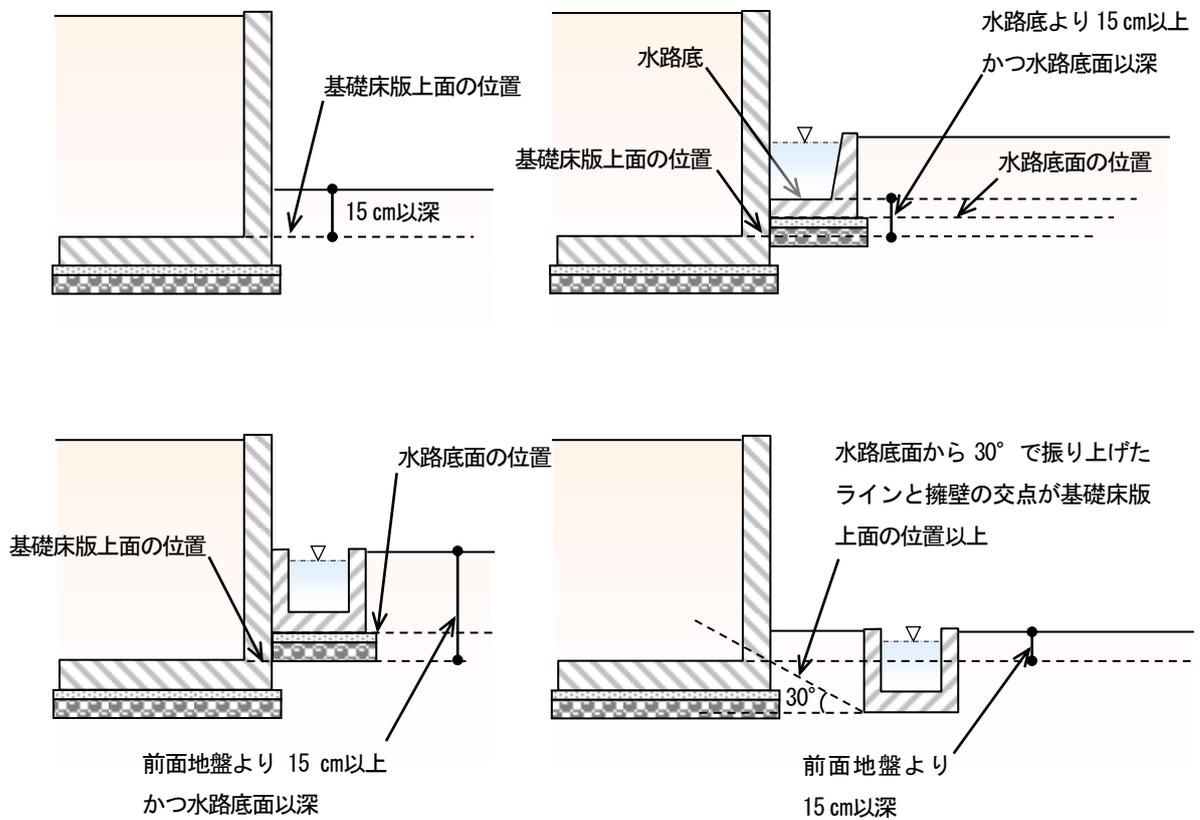


(例3) 土木構造物標準設計による擁壁の根入れの取り方





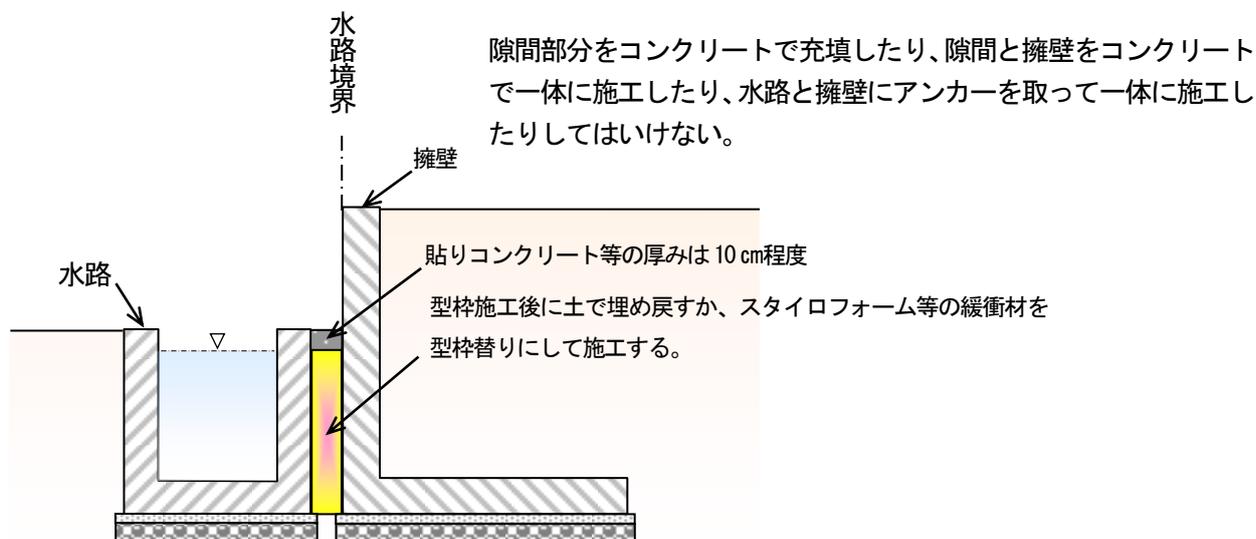
(例4) 公共建築協会の擁壁設計標準図による擁壁の根入れの取り方



※ 基礎床版上面の位置は、前面埋戻し面より 15 cm以深とする。また、
前面に側溝等がある場合は、側溝等底面以深とする。

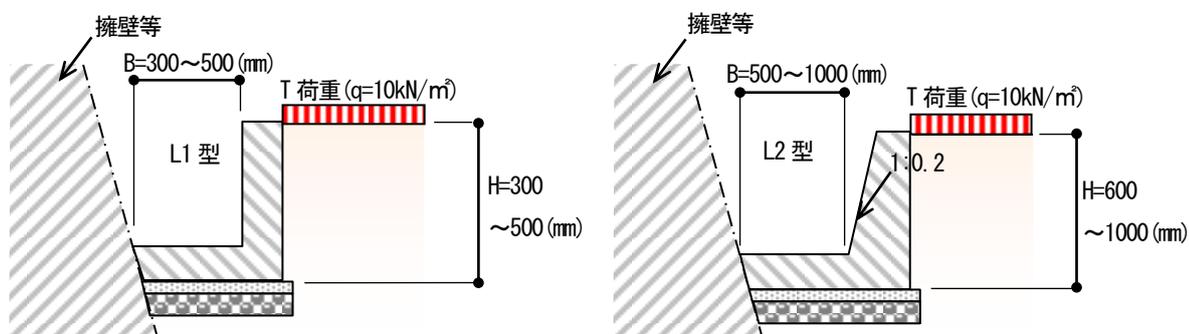
(例5) 擁壁と水路の取合い部の施工

水路と境界の間に隙間がある場合、水路管理者の工事許可を受けて隙間部分を貼りコンクリート等で納めることがある。その場合の貼りコンクリート等の厚みは10 cm程度とし、下部は、土または緩衝材とし、コンクリートの充填は行わないこと。



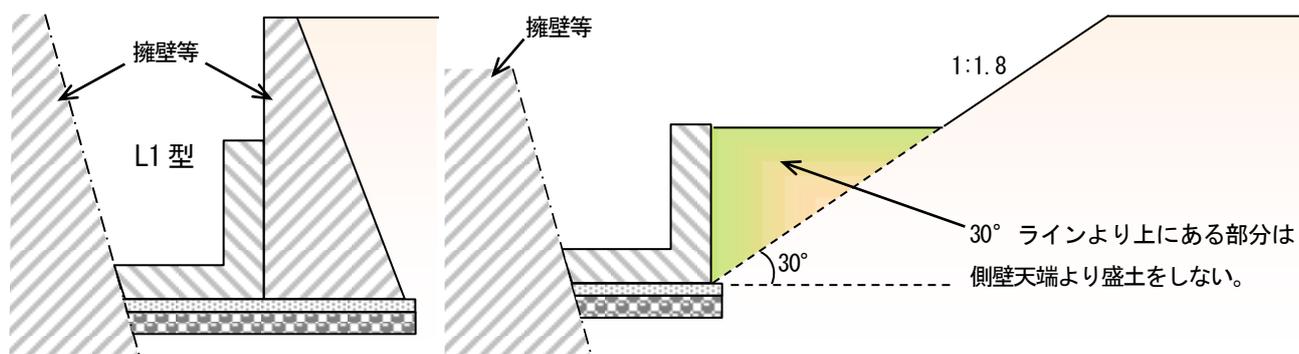
(例6) 土木構造物標準設計の水路

土木構造物標準設計に基づく水路で、T 荷重($q=10\text{kN/m}^2$)相当の影響を考慮している場合は、側壁の天端まで盛土することができるが、それ以上の盛土は認められていないので、例7のとおり擁壁等を併用する必要がある。



場所打ち L 型側溝(土木構造物標準設計) L1 型、L2 型

(例7) 擁壁または法面を併用して盛土する例



(3) ② 擁壁の水抜き穴・透水層

(擁壁の水抜き穴)

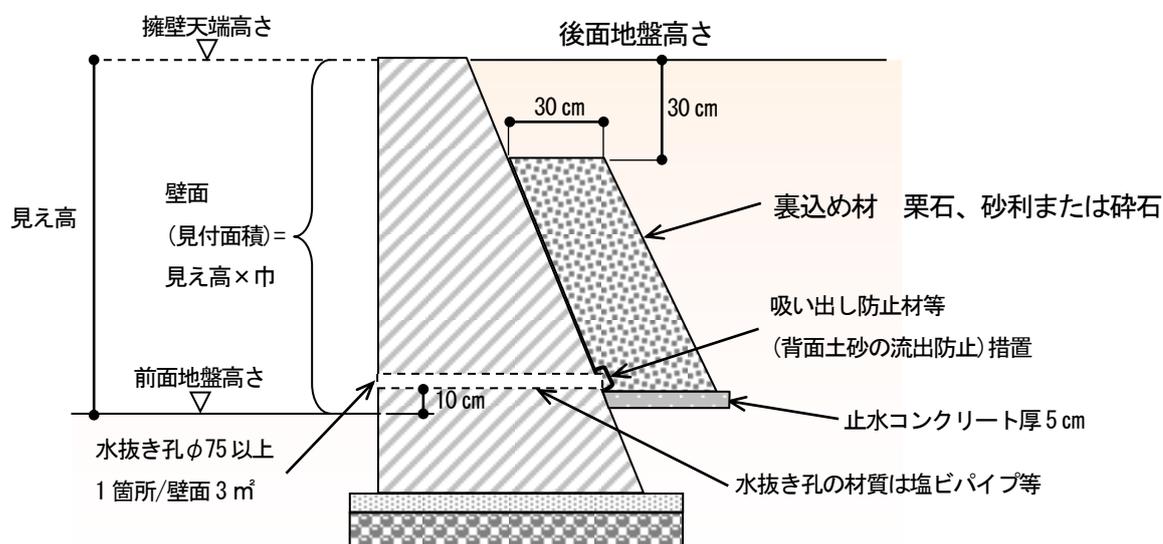
第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜き穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜き穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

審査基準

① 擁壁に設置する水抜き穴

- ・擁壁には、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の塩ビパイプ、その他これに類する耐水材料を用いた水抜き穴を設けるものとします。
- ・水抜き穴の入口には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの碎石等を置き、砂利、砂、背面土砂が流出しない構造とするものとします。

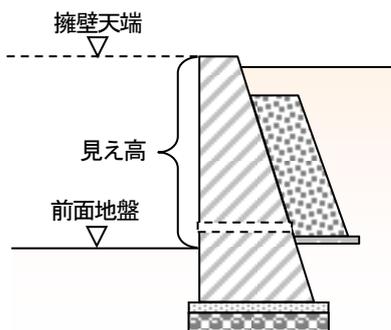
(例1)



(例2) 見え高の取扱い

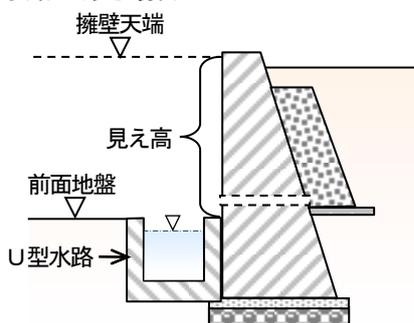
水抜き孔の設置の有無の判断となる見え高の考え方は、次のとおりとする。

・通常の場合



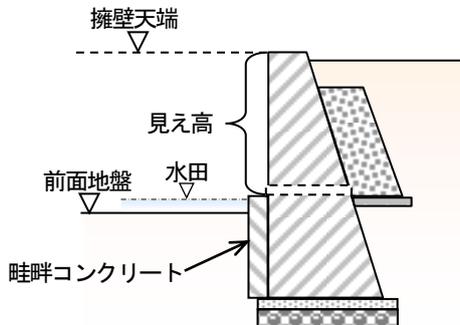
見え高は、前面地盤から擁壁天端までの高さとする。

・前面にU型水路がある場合



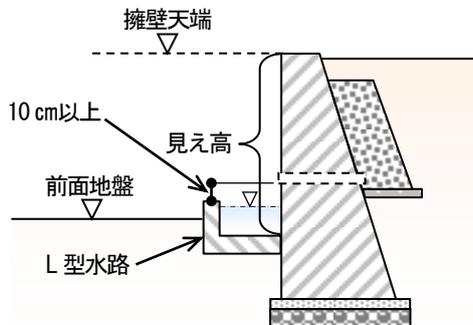
水路の側壁に水抜き孔を設置すると水が逆流する恐れがあるので、見え高は、水路の側壁の天端から擁壁天端までの高さとする。

・前面に水田の畦畔コンクリートがある場合



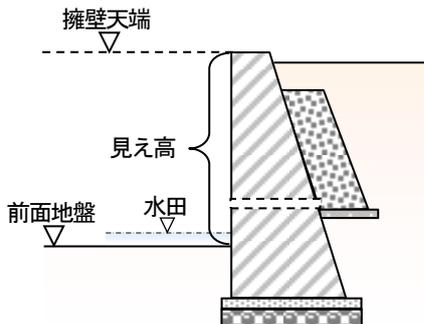
水田の畦畔コンクリートは、保水のために存在しているので、水路の側壁と同じように考え、見え高は、畦畔コンクリートの天端から擁壁天端までの高さとする。

・前面にL型水路がある場合



見え高は、水路の底から擁壁天端までの高さとするが、水が逆流すると困るので、水抜き孔の下端の位置は水路の側壁天端から10 cm上がりとする。

・前面が水田で畦畔コンクリートがない場合



見え高は、水田の地盤から擁壁天端までの高さとするが、保水状態のときに水が逆流すると困るので、水抜き孔の下端の位置は地盤から30cm上がりとする。(土地改良事業計画設計基準では、水田の許容湛水深は30cmである。)

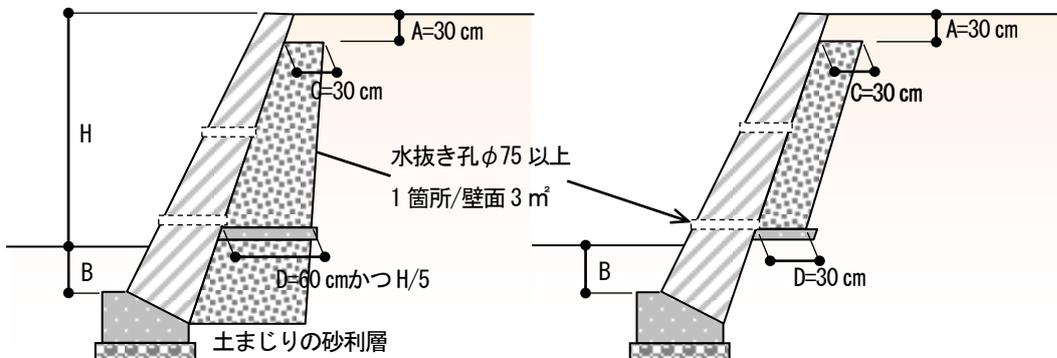
② 擁壁背面の透水層

- ・擁壁の背面には、特別の場合を除き、栗石、砂利または碎石を用いて、透水層を設置するものとします。
- ・透水層を設置する範囲は、擁壁天端から30cm下がったところから前面地盤の位置までとし、下部には止水コンクリート(厚5cm以上)を施工するものとします。
- ・透水層の厚さは、下記のとおりとします。

		練積み造	練積み造以外
上端		30cm	30cm
下端	切土	30cm	30cm
	盛土	60cm以上かつ擁壁の見え高の20/100以上	

(例1) 盛土の場合

(例2) 切土の場合

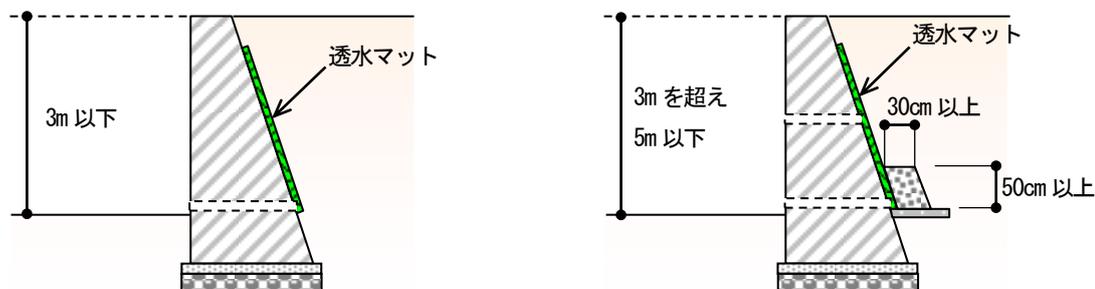


* B=35cmかつH×15/100(土質が第3種の場合は45cmかつH×20/100)

③ 透水マットの取扱い

- 透水マットを使用できる擁壁は、高さは5m以下の鉄筋コンクリート造または無筋コンクリート造の擁壁に限られ、練積み擁壁には使用できません。また、使用方法等については「擁壁用透水マット技術マニュアル」（平成3年4月建設省建設経済局民間宅地指導室監修）によることを原則とします。
 （「擁壁の透水層の扱いについて」（平成3年4月10日建設省住宅局建築指導課長通達）により石油系素材を用いた「透水マット」の使用が認められている）

（例）透水マットの使用区分



④ 擁壁にフェンス等を設置する場合

- 擁壁にフェンス等を設置するための穴あけをする場合は、擁壁の天端幅を20cm以上確保します。
- その他、「都市計画法に基づく開発許可の手引」（香川県土木部建築指導課）や「防護柵の設置基準」（国土交通省）等を参考に計画することとします。

(3) ③ 伸縮目地

審 査 基 準

① 鉄筋コンクリートまたは無筋コンクリート造の擁壁における伸縮目地

- ・施工間隔 10mごとに、目地厚 10 mmの伸縮目地を設けるとともに、特に地盤条件の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の材料・構法を異にする箇所にも伸縮目地を設け、基礎部分まで切断する必要があります。
- ・また、擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から擁壁の高さ（構造上の高さとする）の分だけ避けて設置することとします。
- ・伸縮目地に用いる材料は、現在ではエラストイトが一般的であり、施工間隔も擁壁の種類によって使い分けています。（大断面の擁壁を除き、目地厚は施工間隔の 1/1000 を取るのが一般的である。）

重力式擁壁	…	施工間隔 10mごとに目地厚 10 mm
		全高 2.0mを超えるものは施工間隔 10mごとに目地厚 20 mm
鉄筋コンクリート擁壁	…	施工間隔 15mごとに目地厚 15 mm
		全高 2.5mを超えるものは施工間隔 15mごとに目地厚 20 mm

② 練積み造の擁壁における伸縮目地

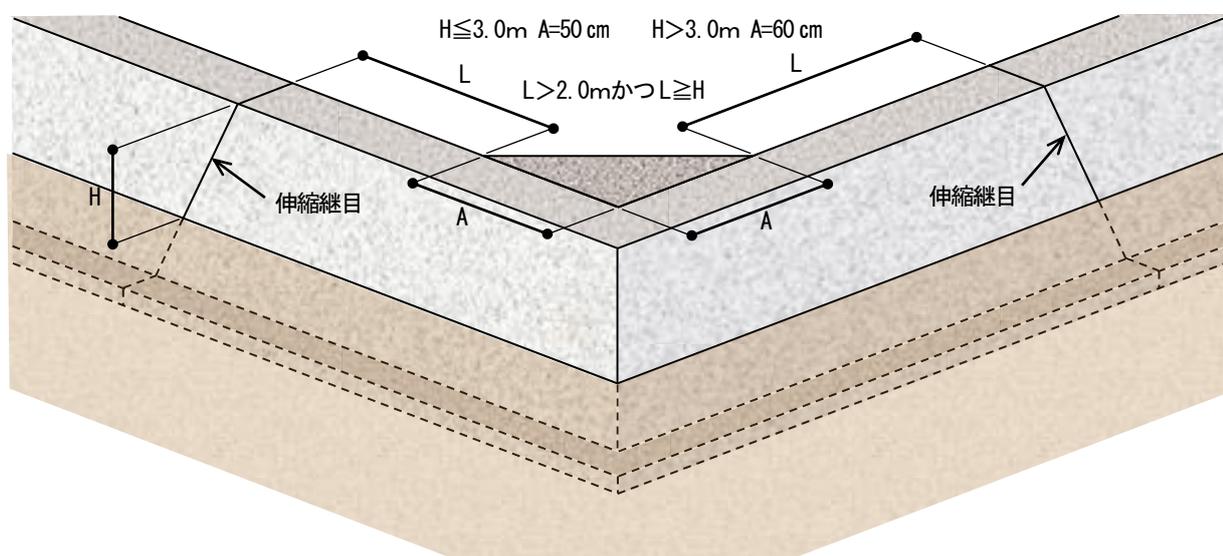
- ・伸縮継目は、原則として擁壁長さの 20m以内ごとに 1 箇所設け、特に地盤条件の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の材料・構法を異にする箇所は、有効に継目を設け、基礎部分まで切断するものとします。
- ・また、擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から擁壁の高さの分だけ避けて設置するものとします。

(3) ④ 隅角部の補強

審査基準

- ・擁壁の屈曲部する箇所は、隅角を挟む二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強する必要があります。伸縮継目の位置を隅角部から擁壁の高さの分だけ避けて設置する。二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さ3m以下で50cm、3mを超えるものは60cmとします。
- ・練積み擁壁で、隅角部を場所打ちコンクリートで処理する場合、全体の高さが2m以下の場合、補強を省略することができます。
- ・鉄筋コンクリートまたは無筋コンクリート造の擁壁で、全高2m以下の擁壁及び重力式擁壁の場合は、補強を省略することができます。

(例)



(3) ⑤ 擁壁の基礎工の設計

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

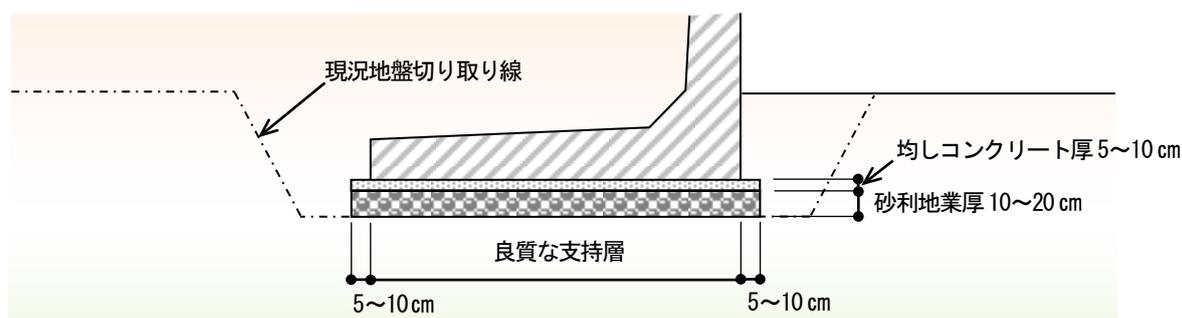
3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

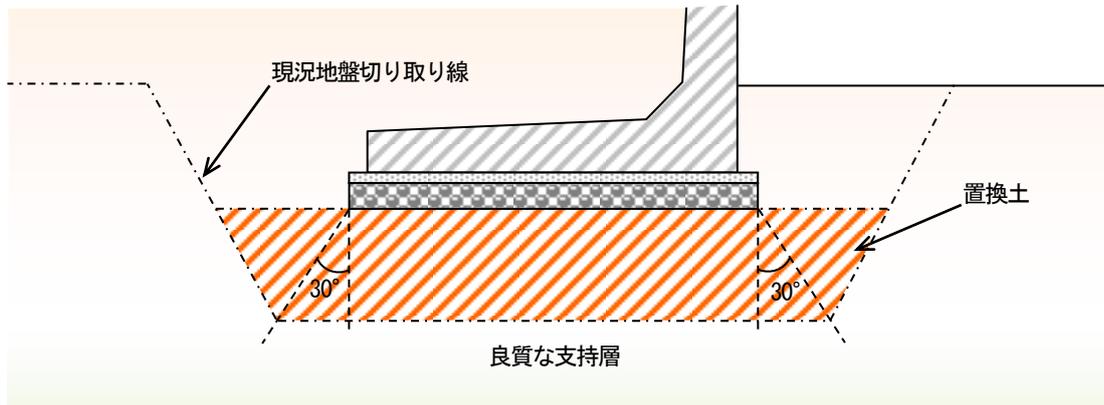
審査基準

- ・鉄筋コンクリート造または無筋コンクリート造の擁壁の基礎は、良質な支持層上に直接基礎とすることを原則としますが、軟弱地盤等で必要地耐力が期待できない場合は、地盤の安定処理または置換によって築造した改良地盤に直接基礎を設けることとします。また、直接基礎によることが困難な場合は杭基礎を検討するものとします。
- ・なお、地盤の改良を行う場合は、予め配合試験を行い必要地耐力が確保できることを確認し、現場で地盤改良した後に地耐力を測定し、必要な地耐力が確保されていることを確認しなければ、擁壁の施工に取り掛かることはできません。
- ・また、基礎下については、砂利地業（割栗石または碎石地業でも可。）厚さ10～20 cmの上に均しコンクリート厚5～10 cmを設けるのが一般的ですが、地盤の状態等により砂利地業を均しコンクリートに置き換えて施工することができます。

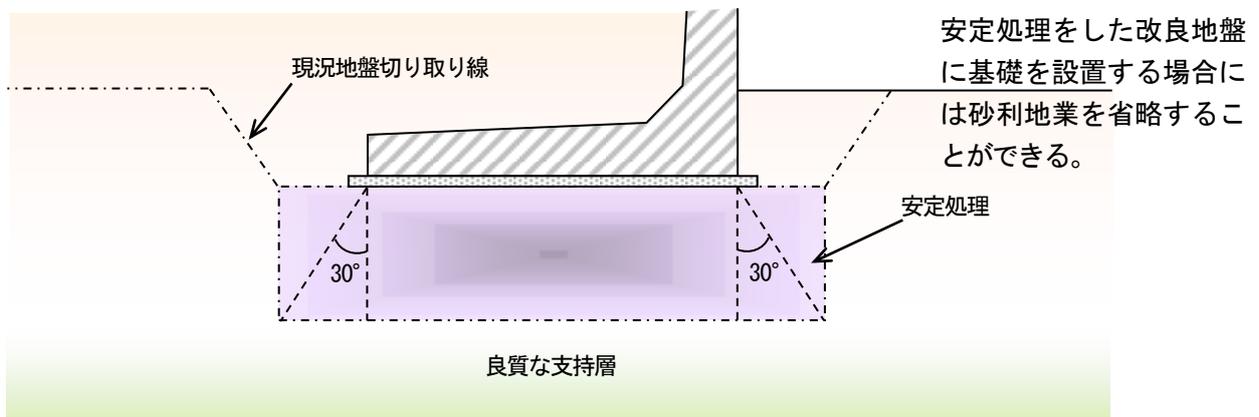
(例1) 一般的な直接基礎



(例2) 置換土の場合



(例3) 安定処理の場合



(4) ① 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計

【政令】

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
- 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。
- 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
- 四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第 三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

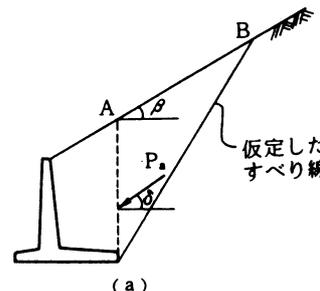
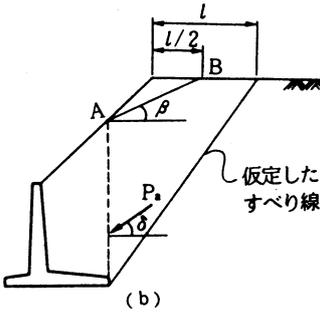
別表第三（第九条、第三十条、第三十五条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	〇・三

審査基準

- ・鉄筋コンクリート造または無筋コンクリート造の擁壁は、構造計算によって安全性を確かめる必要があります。

- ① 構造計算に用いる数値は、下表を標準とする。なお、宅地擁壁で一般的に用いられている方法であるため、他の設計指針等を用いることもできます。その場合は、採用した設計指針等を明示してください。

設計条件項目	内 容																									
① 土 圧	試行くさび法により計算する。 地震時土圧については、試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によることを標準とする。																									
② 水 圧	水抜き穴等の排水処理を規定通り行い、地下水位の上昇が想定されない場合は、考慮しなくてよい。																									
③ 上載荷重	道路の擁壁 10 kN/m ² 道路以外（宅地等）の擁壁 5 kN/m ² その他、実情に応じて適切に設定すること。																									
④ 滑動摩擦係数	$\mu = 0.6$ 以下 ただし、当該擁壁の高さが2mを超える場合は、土質試験結果から求めた値もしくは宅地造成等規制法施行令別表第3の値を用いること。																									
⑤ 裏込め土の種類 壁面摩擦角	擁壁に作用する土圧は、裏込め土の性質や擁壁設置個所の状況に応じて、実情に合わせて算出することを原則とするが、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じて下表の値を用いることができる。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>裏込め土の種類</th> <th>単位体積重量 (1 m³につき)</th> <th>内部摩擦角 ϕ</th> <th>土圧係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利または砂</td> <td>1.8t</td> <td>30</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>1.7t</td> <td>25</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>シルト、粘土またはそれらを多量に含む土</td> <td>1.6t</td> <td>20</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> ※本表は、背面土の勾配を90°以下、余盛等の勾配及び高さを30°以下、1m以下とし、擁壁の上端に続く地盤面等には積載荷重がないものとして計算されているため、この条件に合致する場合のみ使用できる。 また、壁面摩擦角 (δ) は次のように算出する。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>土と土</th> <th>土とコンクリート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常時</td> <td>$\delta = \beta$</td> <td>$\delta = 2/3 \phi$</td> </tr> <tr> <td>地震時</td> <td>$\delta = \phi / 2$</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※透水マットを用いる場合は、 $\phi / 2$ とする。 ※なお、擁壁背面が平面でない場合や片持ちばり式等で裏込め土の一部が擁壁と一体となって挙動する場合には、『盛土等防災マニュアルの解説』を参照すること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(a)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(b)</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>β : ABと水平面のなす角 (下図参照) δ : 壁面摩擦角</p> </div> </div>	裏込め土の種類	単位体積重量 (1 m ³ につき)	内部摩擦角 ϕ	土圧係数	砂利または砂	1.8t	30	0.35	砂質土	1.7t	25	0.40	シルト、粘土またはそれらを多量に含む土	1.6t	20	0.50		土と土	土とコンクリート	常時	$\delta = \beta$	$\delta = 2/3 \phi$	地震時	$\delta = \phi / 2$	
裏込め土の種類	単位体積重量 (1 m ³ につき)	内部摩擦角 ϕ	土圧係数																							
砂利または砂	1.8t	30	0.35																							
砂質土	1.7t	25	0.40																							
シルト、粘土またはそれらを多量に含む土	1.6t	20	0.50																							
	土と土	土とコンクリート																								
常時	$\delta = \beta$	$\delta = 2/3 \phi$																								
地震時	$\delta = \phi / 2$																									

⑥ 材料の 単位体積あ たりの重量 及び規格	材料の単位体積当たりの重量は以下のとおりである。		
	種 別	単位体積重量 (kN/m ³)	
	コンクリート	無 筋	23.0
		鉄 筋	24.5
	材料の規格は以下のとおりである。 コンクリートの種類は普通コンクリートとし、使用セメントは普通ポルトランドセメントもしくは高炉セメントB種とする。 また、スランプ値は15cm以下とする。		
種 別	規 格	摘 要	
コンクリートの 設計基準強度	$\sigma_{ck} = 18\text{N/mm}^2$	無筋コンクリート構造	
	$\sigma_{ck} = 24\text{N/mm}^2$	鉄筋コンクリート構造	
鉄 筋	SD345		

(参考：「国土交通省制定 土木構造物標準設計・第2巻」手引 (社) 全日本建設技術協会)

② 地震時の検討について

- 盛土規制法においては、都市計画法開発許可の審査基準や国土交通省土木構造物標準設計との整合から、8mを超える擁壁は、すべて地震時の検討が必要としています。ただし、逆T型及びL型擁壁については、国土交通省土木構造物標準設計で、5mを超え8m以下の擁壁については、重要度が高いものは考慮することになっていることから、5mを超えるものについて、大地震時の検討を行うこととします。
- また、大規模盛土造成地に関連する擁壁や地震時の安定計算を行う盛土のり面に関連する擁壁についても大地震時の検討を行う必要があります。

	擁壁の高さ (全高) H	
	5 m	8 m
ブロック積(石積)擁壁		すべて地震の 検討が必要。
もたれ式擁壁	一般的に地震 の検討は不要。	
重力式擁壁		
逆T型擁壁		
L型擁壁		

[地震時荷重]

- 設計に用いる地震時荷重は、「①地震時土圧による荷重」または「②擁壁の自重に起因する地震時慣性力」に常時の土圧を加えた荷重のうち、大きい方とします。
- 設計水平震度は、次の式により求めるものとします。

$$K_h = Z \times K_o$$

K_h 設計水平震度

Z 地域別補正係数（建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値）

Ko 標準設計水平震度（大地震時として0.25を採用する）

- ①地震時土圧による荷重は、『盛土等防災マニュアルの解説I』（Ⅷ・3・2・2 鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方）を参照して求めること。
- ②擁壁の自重に起因する地震時慣性力は、擁壁の自重（W）が、擁壁の重心（G）を通過して水平に作用するものとし、次の式により求めるものとします。

$$\text{地震時慣性力} = K_h \cdot W$$

③ 標準図等による擁壁を設置する場合

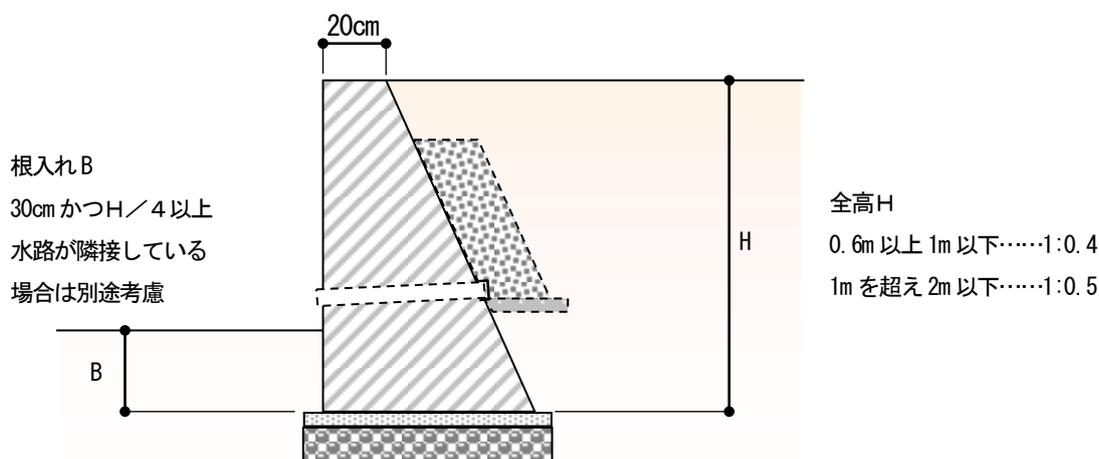
ア 標準図等による擁壁

- 標準図等に掲載されている擁壁で、使用条件が合致した上で、本手引に記載する技術的細目に適合する場合は、構造計算を省略することができる。
 - a 土木構造物標準設計（運用及び設計図）（香川県土木部）による擁壁
 - b 国土交通省制定土木構造物標準設計（（社）全日本建設技術協会）による擁壁
 - c その他国土交通省（これに準じる機関を含む）が指定等している擁壁（（社）公共建築協会発行の擁壁設計標準図（平成12年度版）など）

イ 簡易小型重力式擁壁

- 小型擁壁の特例として、盛土した土地に生じる高さが1m以下のがけ（擁壁の見高が1m以下）または切土もしくは切土と盛土を同時にした土地に生じるがけを覆う全高2m以下の宅地の擁壁の構造は、構造計算を省略し、下図を使用することができる。ただし、下図の擁壁の設計条件は、図の下に記載したとおりである。（道路の擁壁には使用できない。）

(例)



設計条件（特例として使用できる簡易小型重力式擁壁に限る）

- i 道路擁壁には使用できない。
- ii 積載荷重は、5.0 kN/m²以下としている。
- iii 土質を礫質土、砂質土としている。（粘性土のがけには使用できない。）

(4) ② 擁壁の基礎地盤

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

【建築基準法施行令】

(地盤及び基礎ぐい)

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	五〇〇	
土丹盤	三〇〇	
密実な層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

審査基準

- ・擁壁の基礎地盤の許容応力度については、建築基準法施行令第93条に基づいて定めた値を採用することとされており、同条では、地盤調査の結果に基づき、平成13年国土交通省告示第1113号に定める方法で許容応力度を求めます。ただし、地盤調査を行わない場合は、地盤の種類に応じて定められた値を用いることができます。
- ・なお、設計上、地盤の支持力を100kN/m²以上必要とする場合は、地盤調査を行って地盤の許容応力度を求めてください。

(4) ③ 擁壁部材(鋼材)

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第 三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

【建築基準法施行令】

(鋼材等)

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

一 略（構造用鋼材やボルトのため該当なし）

二

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
		圧縮	引張り		圧縮	引張り	
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		F/1.5 (当該数値が一五五を超える場合には、一五五)	F/1.5 (当該数値が一五五を超える場合には、一五五)	F/1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F	F	F (当該数値が二九五を超える場合には、二九五)
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	F/1.5 (当該数値が二一五を超える場合には、二一五)	F/1.5 (当該数値が二一五を超える場合には、二一五)	F/1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F	F	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
	径二十八ミリメートルを超えるもの	F/1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F/1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F/1.5 (当該数値が一九五を超える場合には、一九五)	F	F	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網	—	—	F/1.5	F/1.5	—	F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F

審査基準

- ・鉄筋の許容応力度は、建築基準法施行令第90条によることとされており、本県ではSD345を使用することとしていることから、下表のとおりとなります。

許容応力度 (引張り)	長期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)		短期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)	
	せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合	せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
径 28mm 以下のもの	215	195	345	345
径 28mm を超えるもの	195	195	345	345

(4) ④ 擁壁部材 (コンクリート)

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

【建築基準法施行令】

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F	F/30（Fが二を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）		○・七（軽量骨材を使用するものにあつては、○・六）	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍（Fが二を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）とする。			

この表において、Fは、設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

審査基準

・コンクリートの許容応力度は、建築基準法施行令第91条によることとされており、下表のとおりです。

設計強度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)		短期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)	
	圧縮	せん断	圧縮	せん断
18	6	0.6	12	1.2
21	7	0.7	14	1.4
24	8	0.73	16	1.46
27	9	0.76	18	1.52
30	10	0.79	20	1.58

(4) ⑤ 安定性の検討

審査基準

- 鉄筋コンクリート造または無筋コンクリート造の擁壁は、構造計算によって、下表の安全率を満たしていることを確かめる必要があります。

	常時	地震時（大地震）
転倒	1.5	1.0
滑動	1.5	1.0
支持力	3.0	1.0
部材応力	長期許容応力度	終局耐力 (設計基準強度及び基準強度)

ア 転倒に対する検討

- 次の式により、擁壁の転倒に対する安全率を確認すること。

$$F_s = \frac{\text{安定モーメント}}{\text{転倒モーメント}} = \frac{M_r}{M_o} = \frac{\sum V_i \cdot a_i}{\sum H_i \cdot b_i} (\leq 1.5(\text{常時}), 1.0(\text{大地震時}))$$

F_s : 安全率

M_r : 擁壁底面のつま先 (0点) 回りの安定モーメント

M_o : 擁壁底面のつま先 (0点) 回りの転倒モーメント

V_i : 擁壁に作用する各荷重の鉛直成分

a_i : 擁壁底面のつま先 (0点) から各荷重の鉛直成分 V_i の作用位置までの水平距離

H_i : 擁壁に作用する各荷重の水平成分

b_i : 擁壁底面のつま先 (0点) から各荷重の水平成分 H_i の作用位置までの鉛直距離

イ 滑動に対する検討

- 次の式により、擁壁の滑動に対する安全率を確認すること。

$$F_s = \frac{\text{滑動に対する抵抗力}}{\text{滑動力}} = \frac{R_v \cdot \mu}{R_h} (\leq 1.5(\text{常時}), 1.0(\text{大地震時}))$$

※粘着力や全面受動土圧、突起等を抵抗力として加味することについては慎重な検討が必要です。検討の結果、十分に抵抗力が期待できる場合を除き、原則加味しません。

R_v : 自重 (W) と土圧等の合力 (P) の合力の鉛直成分

R_h : 自重 (W) と土圧等の合力 (P) の合力の水平成分 (滑動力)

μ : 擁壁底版と基礎地盤の間の摩擦係数

$$\mu = \tan \phi$$

・ただし、プレキャストコンクリート擁壁で基礎コンクリート及び敷モルタルが施工されない場合は、

$$\mu = \tan \frac{2\phi}{3} \text{ とする。}$$

・基礎地盤が土の場合及びプレキャストコンクリートでは、 μ は0.6を超えないものとする。

ϕ : 基礎地盤の内部摩擦角

ウ 沈下に対する検討

・以下の式により、擁壁の地盤支持力に対する安全率を確認すること。

$$\left. \begin{matrix} q_1 \\ q_2 \end{matrix} \right\} \leq q_a = \frac{q_u}{F_s}$$

q_a : 地盤の許容支持力度 (kN/m²)

q_u : 地盤の極限支持力度 (kN/m²)

F_s : 地盤の支持力に対する安全率 (m)

[合力作用点が底版中央の底版幅 1/3 にある場合]

$$q_1 = \frac{R_v}{B} \cdot \left[1 + \frac{6 \cdot e}{B} \right] \leq q_a$$

$$q_2 = \frac{R_v}{B} \cdot \left[1 - \frac{6 \cdot e}{B} \right] \leq q_a$$

q_1 : 擁壁の底面前部で生じる地盤反力度 (kN/m)

q_2 : 擁壁の底面後部で生じる地盤反力度 (kN/m)

R_v : 自重(W)と土圧等の合力(P)の合力の鉛直成分 (kN)

q_a : 地盤の許容応力度

B : 擁壁底版幅

e : 偏心距離 (m)

$$e = \frac{B}{2} - d$$

d : 底版つま先から合力作用点までの距離 (m)

$$d = \frac{M_r - M_o}{V_o} = \frac{(M_r - M_o)}{(W + P_v)}$$

M_r : 転倒に抵抗しようとするモーメント (kN/m²)

M_o : 転倒させようとするモーメント (kN/m²)

V : 擁壁に作用する力及び自重の鉛直成分 (kN)

[合力作用点が底版中央の底版幅 2/3 の中にある場合]

$$q_1 = \frac{2R_v}{3d} \leq q_a$$

エ 破壊に対する検討

・①堅壁、②つま先版、③かかと版に生じるコンクリートの圧縮応力度、鉄筋の引張応力度、コンクリートのせん断応力度について照査を行い、要求性能を満たすことを確認します。照査の詳細については、『盛土等防災マニュアルの解説』や『鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説』（日本建築学会）等を参照すること。

- ・コンクリートの圧縮応力度

$$\sigma_c = \frac{2M}{k \cdot j \cdot b \cdot d^2} < \sigma_{ca}$$

- ・鉄筋の引張り応力度

$$\sigma_s = \frac{M}{A_s \cdot j \cdot d} < \sigma_{sa}$$

- ・コンクリートのせん断応力度

$$\tau_c = \frac{S}{b \cdot j \cdot d} < \tau_{ca}$$

qa : コンクリートの圧縮応力度(N/mm²)

σ_{ca} : コンクリートの許容圧縮応力度(N/mm²) (「第二編 3.5.5 擁壁部材(コンクリート)の基準」による)

σ_s : 鉄筋の引張り応力度(N/mm²)

σ_{sa} : 鉄筋の許容引張り応力度(N/mm²) (「第二編 3.5.4 擁壁部材(鋼材)の基準」による)

τ_c : コンクリートのせん断応力度(N/mm²)

τ_{ca} : コンクリートの許容せん断応力度(N/mm²) (「第二編 3.5.5 擁壁部材(コンクリート)の基準」による)

S : 部材断面に作用するせん断力(N)

M : 部材断面に作用する曲げモーメント(N・mm)

A_s : 鉄筋量(mm²)

$$A_s = \text{使用鉄筋公称断面積} \times \frac{1,000}{\text{鉄筋ピッチ}}$$

d : 部材断面の有効高(部材厚-かぶり厚) (mm)

k : 中立軸比(単位無し)

$$k = \sqrt{2n \cdot p + (n \cdot p)^2} - n \cdot p$$

ただし、引張鉄筋比 $p = \frac{A_s}{b \cdot d}$ (単位無し) ヤング係数比 $n=15$ (単位無し)

j : 合力中心間距離 $j = 1 - \frac{k}{3}$

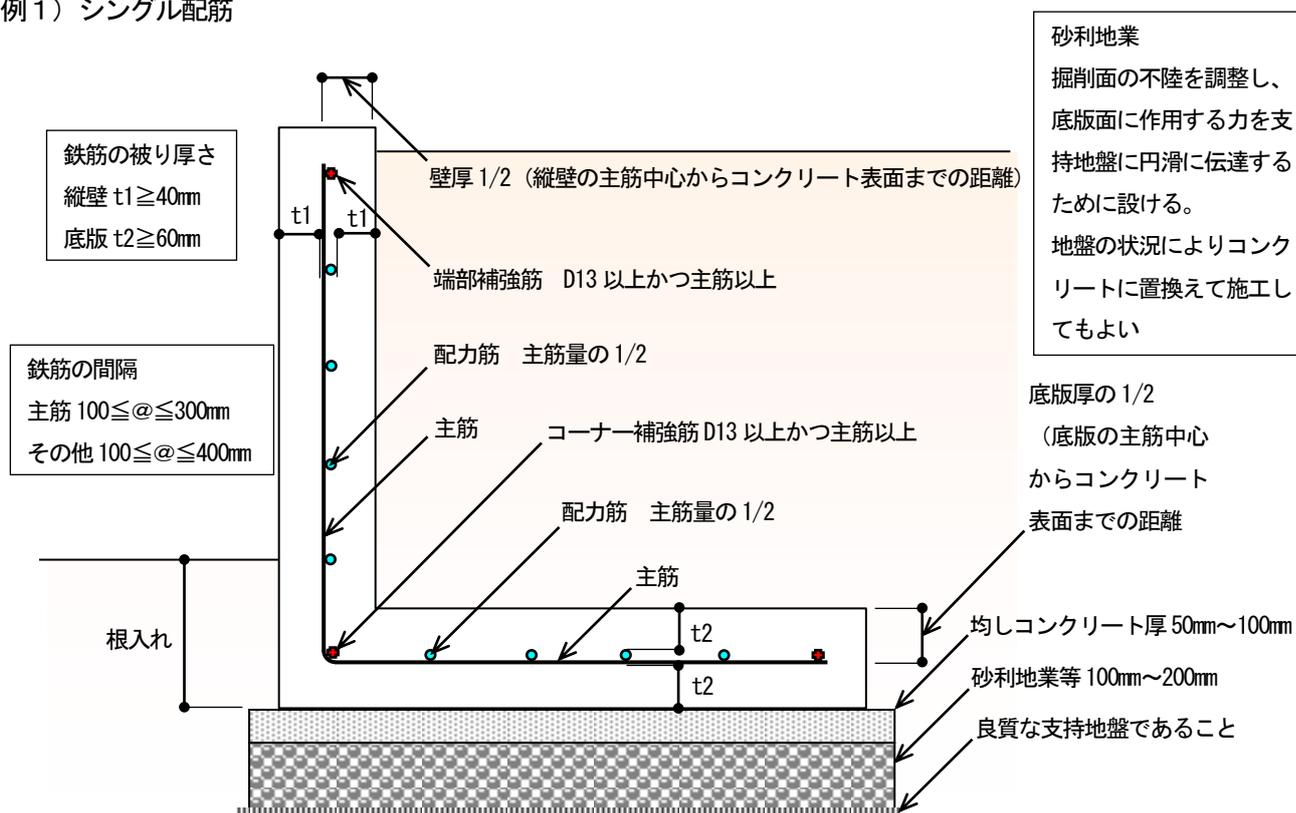
b : 単位幅(mm) (1mあたりで計算するときは $b=1,000$ mm)

(4) ⑥ 断面設計に係る基本条件

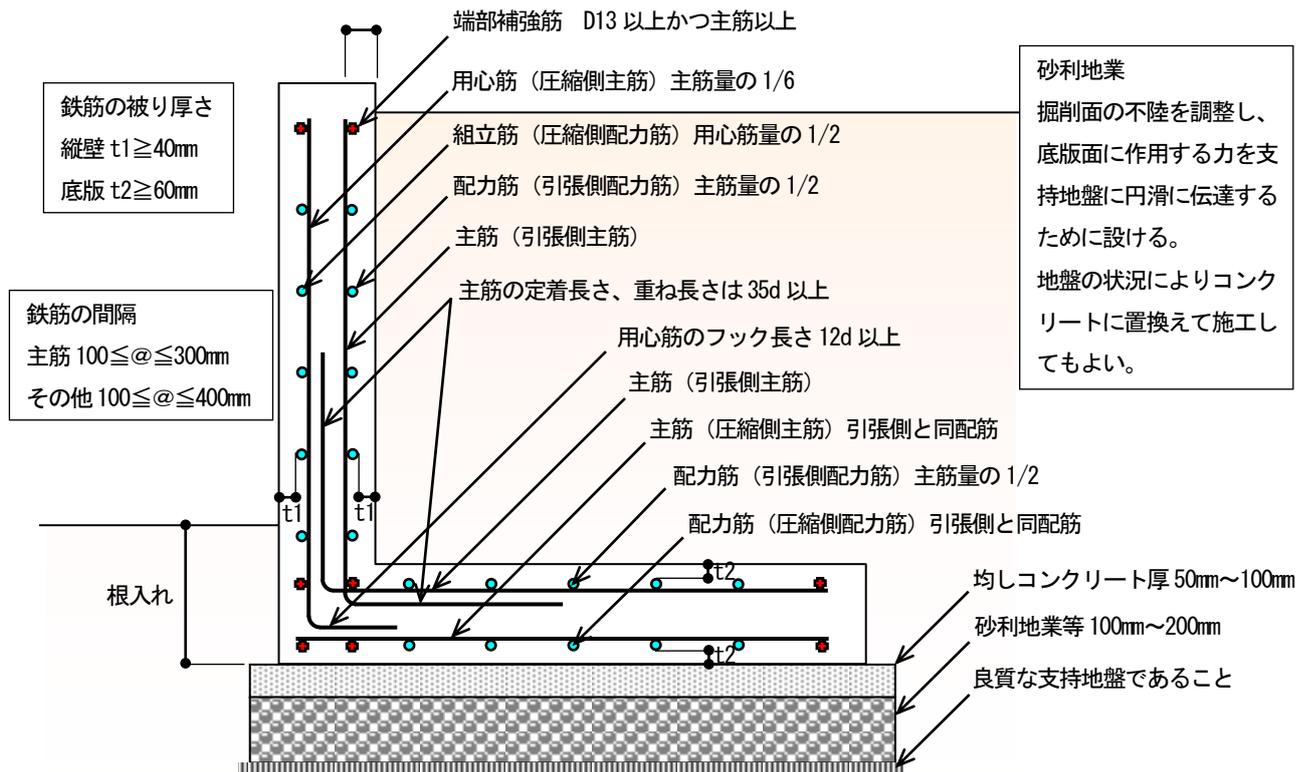
審査基準

- ・壁厚及び底版厚については150mm以上とし、壁厚が200mmを超える場合は複配筋（ダブル配筋）で設計します。また、底版厚は壁厚以上とし、壁を複配筋とする場合は底版も複配筋とします。
- ・鉄筋の径は、土木標準設計では、D13以上で設計することとなっていますが、公共建築協会の標準図の使用も認めているため、配力鉄筋、組立鉄筋についてはD10で設計できるものとします。その場合、端部及び隅角部の補強筋については、D13以上（主鉄筋と同径）で設計することとします。
- ・鉄筋のかぶり厚さは、たて壁40mm以上、底版60mm以上とします。
- ・配筋方法は、耐久性を考慮して、主鉄筋の外側に配力鉄筋を配置することとします。
- ・主鉄筋中心からコンクリート表面までの距離は、かぶり厚さに鉄筋の最外径を考慮して決定することとしますが、計算に用いる主鉄筋位置は施工誤差も考慮して、単配筋（シングル配筋）の場合は壁の中心、複配筋（ダブル配筋）の場合は、コンクリート表面からたて壁で100mm、底版で110mmとします。
- ・鉄筋の配置間隔は、主鉄筋で100mm以上300mm以下、配力鉄筋等で100mm以上400mm以下で設計するのが一般的ですが、本基準においては、125mm以上250mm以下を標準とします。
- ・配力鉄筋は、主鉄筋どうしを結合して力を伝達し、主鉄筋の応力を均等化するための鉄筋であり、ポアソン比が1/6であるため、理論的には配力鉄筋量は主鉄筋量の1/6以上でよいが、本基準においては、1/2以上で指導しています。なお、用心鉄筋量は主鉄筋量の1/6以上でよいものとします。
- ・底版の断面設計において、地盤反力から求めた作用モーメントがたて壁の付け根のモーメントより大きくても、理論上モーメントは釣り合っているため、たて壁の付け根のモーメントに置き換えて計算しても良いが、床版の付け根部分が構造的に弱くなってしまうと良くないので、底版の鉄筋量は、たて壁の鉄筋量以上とし、床版の付け根で破壊することのないように設計することとします。
- ・鉄筋の継ぎ手長さ、定着長さについては、35d以上とすることとします。
- ・隅角部の補強筋については、たて壁の主鉄筋及び配力鉄筋と同等以上の径の鉄筋を用いることとします。

(例1) シングル配筋



(例2) ダブル配筋



(5) 練積み擁壁の構造

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

審査基準

① 練積み造擁壁の構造

- ・間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、政令第8条に規定されており、それに適合する必要がある。この規定の「その他の練積み造のもの」には、割石、雑割石、野面石、玉石を使った練積み擁壁のほか、間知石と同等以上のコンクリートブロックを使った練積み擁壁が該当し、大型コンクリートブロックやコンクリート充填コンクリートブロック等の特殊コンクリートブロックを使った練積み擁壁は含みません。

ア 擁壁の勾配、高さ、厚さ

- ・擁壁の勾配、高さ、厚さは政令第8条第1号および別表第4に規定されており、下表に図化して示す。また、積載荷重 5kN/m²を想定して基準が定められているため、道路の擁壁としては使用することはできない。道路の擁壁として使用する場合は、国土交通省土木構造物標準設計を用いること。

練積み擁壁の高さと勾配に応じた必要地耐力 (kN/m²)

高さ H(m)	1:0.5 ($\theta \leq 65^\circ$)	1:0.4 ($65^\circ < \theta \leq 70^\circ$)	1:0.3 ($70^\circ < \theta \leq 75^\circ$)
H ≤ 2	75	75	75
2 < H ≤ 3	75	75	75
3 < H ≤ 4	100	100	—
4 < H ≤ 5	125	—	—

※4mを超える擁壁を設置する際には、地質調査等により必要地耐力の確認をする必要がある。

イ 石材その他組積材

- ・石材は、安山岩、花崗岩等硬質のもの、あるいはこれらと同等以上の比重、強度、耐久性をもつものとする。また、石材の形状は間知石とする。
- ・コンクリートブロック材は、4週圧縮強度 18N/mm²以上で、コンクリートの比重は 2.3 以上、かつ擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は壁面 1 m²につき 350 kg 以上であることとし、控えの形状は、裏込めコンクリートと一体となるものであることとする。

(参考) 間知石寸法

種類	35 間知	45 間知	50 間知	60 間知	原則として 35 間知を使用。
控長 (cm)	35 以上	45 以上	50 以上	60 以上	
表面積 (cm ²)	620 以上	900 以上	1220 以上	1600 以上	

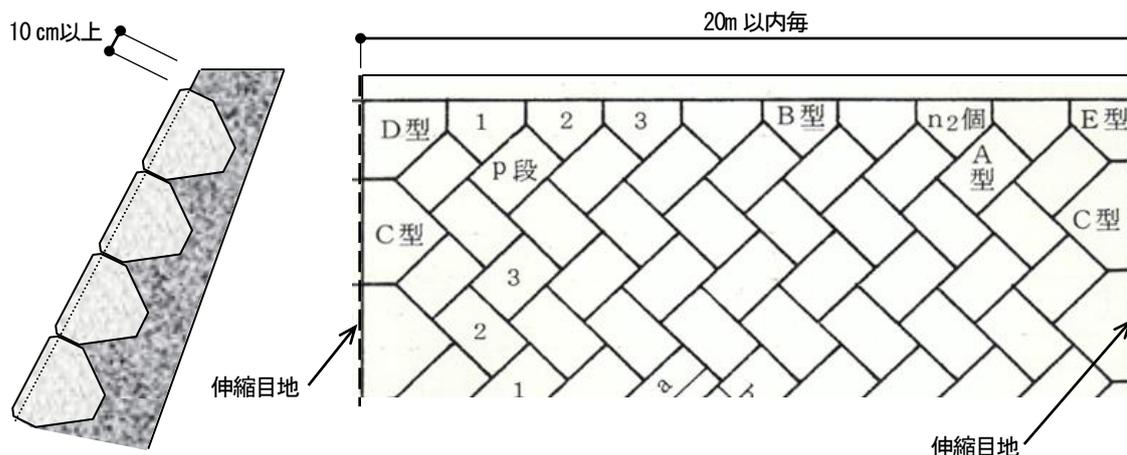
ウ コンクリート強度

- ・ 胴込め、裏込め、基礎に用いるコンクリートは、4 週圧縮強度 18N/mm² 以上とする。ただし、止水コンクリートは捨てコンクリート程度の強度とする。

エ 石材等の積み方

- ・ 間知石または間知ブロックの積み方は谷積みとし、練積み造擁壁の一日の積み上がり高さは2段までを標準とする。
- ・ 最終頂部の補強は天端 10 cm以上のコンクリートとすること。

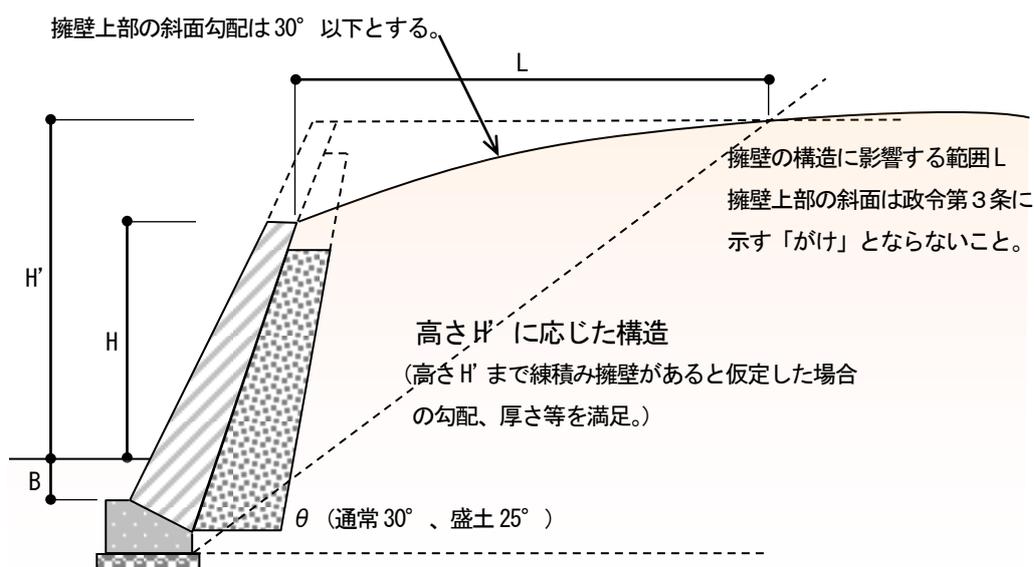
(例)



オ 間知ブロック積の上載盛土

- ・ 間知ブロック積擁壁の上載盛土はできない。ただし、擁壁上部に斜面がある場合には、土質に応じた勾配線（通常は 30° とする。ただし、盛土の場合は 25° とする。）が斜面と交差した点までの垂直高さと仮定し、その高さに応じた構造とする場合はこの限りではない。

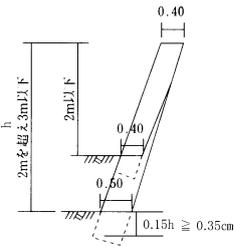
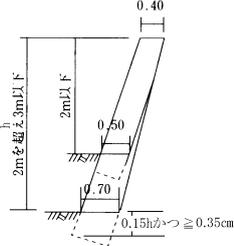
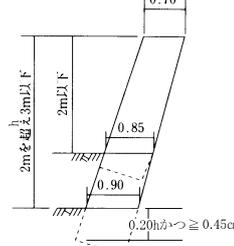
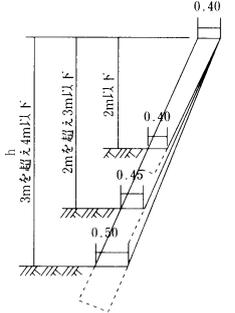
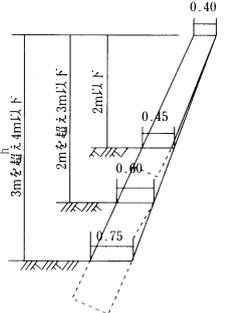
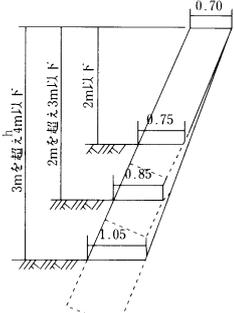
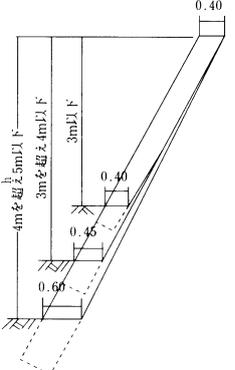
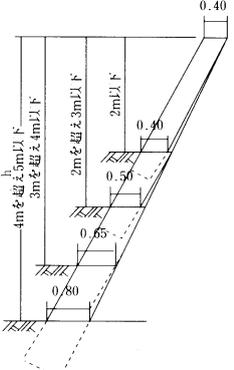
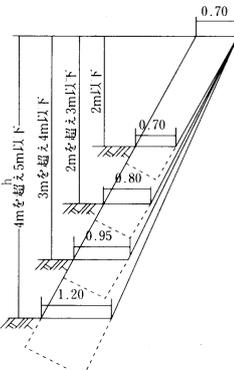
(例)



カ 控え壁

- ・ 背面度の土質が悪い場合や、地盤の地耐力に不安がある場合、積載荷重が 5 kN/m² を超える場合、また、相当の長区間にわたる連続構造となる場合等には、5メートルごとに1か所程度の割合で鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける。

② 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第四表を図化したもの

がけの土質 擁壁の勾配	第1種 岩, 岩屑, 砂利 又は砂利混り砂	第2種 真砂土, 関東ローム, 硬質粘土 その他これらに類するもの	第3種 その他の土質
70°を超え75°以下 (約3分)	 <p>h : 擁壁の地上高さ</p>		
65°を超え70°以下 (約4分)	 <p>根入りは上欄と同じ</p>	 <p>根入りは上欄と同じ</p>	 <p>根入りは上欄と同じ</p>
65°以下 (約5分)	 <p>根入りは上欄と同じ</p>	 <p>根入りは上欄と同じ</p>	 <p>根入りは上欄と同じ</p>

(6) 大臣認定擁壁

【政令】

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

審査基準

- ・大臣認定擁壁については、政令に基づく技術的基準の適用はありません。擁壁の認定にあたっては、その設計条件、使用範囲等について厳しく制限されていることから、その使用については、設計条件等が当該現場の状況に適合するか否かを慎重に照査する必要があります。
- ・胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁については、認定擁壁として認める基準が告示により定められています。（「宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件」（昭和40年6月14日 建設省告示第1485号））

(7) 任意設置擁壁

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さ
二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第四百四十二条
（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

審査基準

- ・任意に設置する擁壁のうち、高さ2mを超えるものについては建築基準法施行令に定める一部の規定に適合する必要があるため、本手引に準じた構造としてください。

7.3 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

【省令】

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

審査基準

(1) 崖面崩壊防止施設の適用

- ・ 崖面崩壊防止施設は、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設です。本施設は、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて設置します。ただし、住宅や建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できません。
- ・ 崖面崩壊防止施設は、省令第11条において、「鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設」と規定されており、代表的な工種として、鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土工法があります。

(2) 崖面崩壊防止施設の選定

- ・ 崖面崩壊防止施設の選定にあたって次表に示す工種ごとの特性および①～⑤に留意して、選定します。

	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土
代表工種			
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性	高い (中詰材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能)		中程度 (一般に排水施設を設置する)

① 関係基準に適合した工種、構造の適用

- 崖面崩壊防止施設は、その構造特性上、山地・森林等で想定される湧水が多く発生する箇所や、脆弱な地盤が分布し擁壁等の適用が困難となる箇所で適用されることが想定されるため、適用に当たっては、盛土等防災マニュアルのみならず、治山技術基準や軟弱地盤対策工指針等の関係する技術基準に準拠の上、適切な工種選定や施設の構造検討を行うこと。

② 土地の利用用途や保全対象との位置関係に応じた適用

- 崖面崩壊防止施設は一定の変形を許容する施設であるため、住宅地等の変形が許容されない土地利用のための造成では、擁壁の代替施設として適用できない。
- また、道路等の保全対象に近接して計画する場合は、必要な強度、耐久性等その安全性について十分な検討を行ったうえで、適用性について慎重に判断する必要がある。

なお、崖面崩壊防止施設の適用性が低いと判断された場合は、湧水や地盤の脆弱性等の問題を地盤改良や追加排水対策等により改善したうえで、擁壁工を適用する等の対応を行うこと。

③ 地盤の変形への適用

- 崖面崩壊防止施設は、地盤の沈下等に追従して構造物自体が変形を伴いながら土圧に抵抗する、地盤の変形への追従性を有する構造物である。ただし、地盤の変形量が大きい場合、使用部材の許容量を超え破壊に至ることから、想定される土圧や変形に応じた適切な構造を選定する必要がある。
- また、長期的に地盤の変形が継続する場合、変形に応じた施設の更新の必要性が高くなることに留意が必要である。

④ 土圧への適用

- 崖面崩壊防止施設は基本的に過大な土圧が作用する箇所への適用性は低く、工種によっても差があることから、必要な透水性や土地利用等の条件の他、作用する土圧、水圧及び自重等によっても適切な工種を選定する必要がある。

⑤ 地下水や浸透水への適用

- 崖面崩壊防止施設は基本的に適切な透水性を有する施設ではあるが、工種によって透水性に多少の差異があるため、想定される湧水等の流量に対して適切な透水性を有する工種の選定が必要であり、必要に応じて排水機能を補強する等の対応を行うこと。

(3) 崖面崩壊防止節の安定性の検討について

- 崖面崩壊防止施設的设计・施工に当たっては、崖面崩壊防止施設の種類によって設計方法や材料が異なるため、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討が必要です。また、必要に応じて、崖面崩壊防止施設自体の安定性はもとより崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安定性についても総合的に検討する必要があります。
- 崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するように、次の各事項についての安定性を検討するものとし、安定性が確保されていることが確認できる構造計算書等を提出するものとします。
 - 1) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
 - 2) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
 - 3) 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
 - 4) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと
- 山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に考慮した設計・施工を行う必要があります。

7.4 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

審査基準

(1) がけ面及びその他の地表面について講ずる措置

① 保護が必要ながけ面

- ・盛土等に伴い生ずるがけ面は、石張り、芝張り、モルタル吹き付け等ののり面保護工によって、風化その他の侵食に対して保護しなければなりません。なお、擁壁または崖面崩壊防止施設によっておおわれたがけ面については、本条の適用はありません。

② がけ面以外の地表面

- ・盛土や開発事業等に伴って生じる地表面は、植生が失われ裸地となることにより、風化や雨水等による侵食や洗堀が生じやすくなります。侵食や洗堀が進行した場合、崩壊が生じる可能性もあるため、がけ面以外の地表面についても、排水施設の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護する必要があります。
- ・次の各事項に該当するものは、地表面の保護を要しません。
 - 1) 排水勾配を付した盛土または切土の上面
 - 2) 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
 - 3) 農地等で植物の生育が確保される地表面

(2) のり面保護工の選定

- ・のり面保護工の分類は、下表のとおりです。盛土により生じたのり面については、図①のフローにより、切土により生じたのり面については、図②のフローにより、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、適切な工法を選定します。

のり面緑化工	植生工	播種工	種子散布工 客土吹付工
			植生土のう工 植生基材注入工
		植栽工	張芝工 植栽工（芝等の草本、苗木等の木本） 苗木設置吹付工
	緑化基礎工		伏工（わら・むしろ・そだ等の自然材料や、シート・マットの二次製品） 筋工 柵工
構造物によるのり面保護工	金網張工 繊維ネット張工		
	じゃかご工		
	モルタル・コンクリート吹付工 石張・ブロック張工		
	プレキャスト枠工		
	現場打コンクリート枠工 コンクリート張工 吹付枠工		
	落石防護網工 落石防護柵工		
	地山補強土工 グラウンドアンカー工 杭工		
のり面排水工	のり肩排水溝 縦排水溝 小段排水溝		
	暗渠排水工 水平排水孔		

- ・工法の選定にあたっては、次の事項に留意する必要があります。
 - 1) 植生可能なのり面では、植生の被覆効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与することに着目し、のり面緑化工の選定を基本とする。ただし、植生に適さないのり面またはのり面緑化工では安定性が確保できなりのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定する。
 - 2) のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工が併設される。
 - 3) 同一のり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも一様でない場合が多いので、それぞれの条件に適した工法を選定する必要がある。

可能な場合は切直しを行う。

注 2) 落石の恐れの有無は『道路土工-切土工-斜面安定工指針』の「第 10 章 落石・岩盤崩壊対策」及び「落石対策便覧」を参考にして判断する。

注 3) 地山の分類は「道路土工要綱共通編 1-4 地盤調査 9) 岩及び土砂の分類」に従うものとする。

注 4) 第三紀の泥岩、頁岩、固結度の低い凝灰岩、蛇紋岩等は切土による除荷・応力解放、その後の乾燥湿潤の繰返しや凍結融解の繰返し作用等によって風化しやすい。

注 5) 風化が進んでも崩壊が生じない勾配としては、密実でない土砂の標準法面勾配の平均値程度を目安とする。

注 6) しらす、まさ、山砂、段丘礫層等、主として砂質土からなる土砂は表流水による侵食には特に弱い。

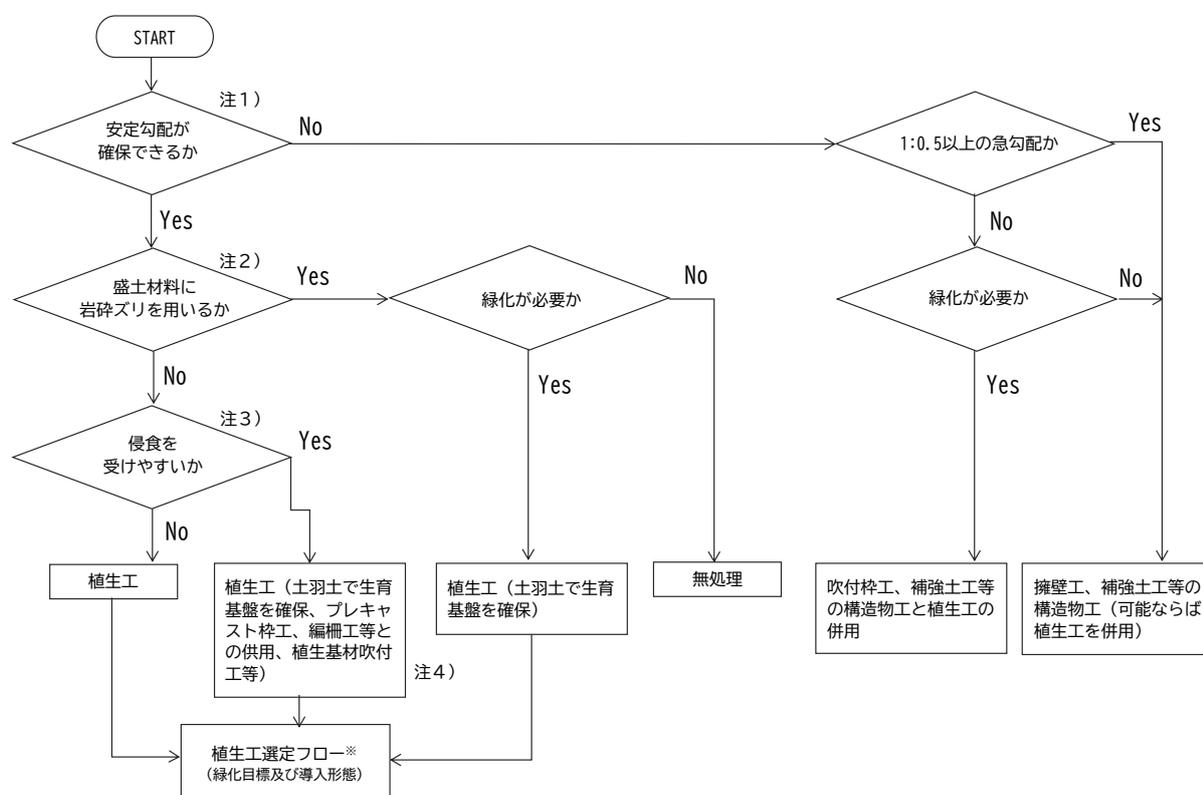
注 7) 自然環境への影響緩和、周辺景観との調和、目標植生の永続性等を勘案して判断する。

注 8) 主として安定度の大小によって判断し、安定度が特に低い場合にかご工、井桁組擁壁工、吹付砕工、現場打コンクリート砕工を用いる。

注 9) 構造物工による保護工が施工された法面において、環境・景観対策上必要な場合には緑化工を施す。

注 10) ここでいう切直しとは、緑化のための切直しを意味する。

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）VII・3 のり面保護工の選定



図一② 盛土のり面におけるのり面保護工選定のフロー

※植生工選定フローは、『道路土工-切土工-斜面安定工指針』（社）日本道路協会、平成 21 年 6 月）を参照する。

注 1) 盛土のり面の安定勾配としては、『道路土工-切土工-斜面安定工指針』解表 4-3-2 に示した盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配の平均値程度を目安とする。

注 2) ここでいう岩砕ズリとは主に風化による脆弱性が発生しにくいような堅固なものとし、それ以外は一一般的な土質に準じる。

注 3) 侵食を受けやすい盛土材料としては、砂や砂質土等があげられる。

注 4) 降雨等の侵食に耐える工法を選択する。

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）VII・3 のり面保護工の選定

7.5 排水工に関する技術的基準

(1) 排水施設の設置

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
 - ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

審査基準

- ・地表水等により、崖崩れまたは土砂の流出が生ずるおそれがあるときに、排水工を設けることを規定しています。開発事業等実施地区内の雨水（当該地区外から流入する雨水・地下水も含む）を適切に排出し、盛土のり面及び切土法面の浸食、崩壊、地盤面の冠水等の被害を防止するための排水対策を行う必要があります。
- ・排水対策は、表面排水工と地下排水工に大別され、各基準に適合する必要があります。

表面排水工	地下排水工
<ul style="list-style-type: none"> ・のり肩排水工 ・小段排水工 ・縦排水工 ・法尻排水工 ・法尻工（ふとんかご・じゃかご工） 	<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水工 ・基盤排水層 ・法尻工（ふとんかご・じゃかご工） ・水平排水層（透水層）

- ・次に掲げる箇所については、一般的に排水施設の設置を検討する必要があります。

- ①盛土のり面及び切土のり面（擁壁または崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。）
- ②のり面周辺から流入しまたはのり面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所
- ③道路または道路となるべき土地の両側及び交差部
- ④湧水または湧水のおそれがある箇所
- ⑤盛土が施行される個所の地盤で地表水の集中する流路または湧水箇所
- ⑥溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- ⑦排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- ⑧その他、地表水等を速やかに排除する必要がある箇所（崖とならない傾斜地の下端部等）

- ・排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況を勘案して、河川その他公共の用に供している排水施設に接続する必要があります。当該施設の管理者と当該計画について協議を行い、同意を得ることとしてください。この場合において、放流先の能力によりやむを得ないと認められるときは、造成区域内において一時雨水を貯留する遊水地その他適当な施設を設けることを妨げないものとします。

[調整池に関する留意事項]

- ・開発事業を行うと雨水の流出機構が変化し、開発事業区域下流の洪水流出量の増大をもたらすことが多く、このため開発の際、下流河川の流下能力を検討の上、下流の流下能力がなく、かつ、当面の間、河川改修計画がないなど調整池の必要性があると判断された場合に、下流河川の一定の改修が完了するまでの暫定的な措置として調整池が設置されるのが一般的です。
- ・都市計画法の開発許可、森林法の林地開発許可、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に基づく事前協議が必要な計画については、開発面積が一定規模以上の場合、調整池の設置を検討する必要があります。

[施工時の仮設排水対策に関する留意事項]

- ・施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とすることとします。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とします。

(2) 排水工（管渠）の構造

審査基準

- ・排水工（管渠）の構造が、以下の基準に適合している必要があります。
 - ① 排水工は、堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 - ② 排水工は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。
 - ③ 管渠の勾配及び断面積は流量計算により求めること。
 - ④ 雨水その他の地表水を排除すべき排水工は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ますまたはマンホールが設けられているものであること。
 - ア 管渠が始まる箇所
 - イ 排水の流下方向または勾配が著しく変化する箇所
 - ウ 管渠の内径または内法幅の120倍を超えない範囲の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所
 - ⑤ 柵の底に、深さ150mm以上の泥だめが設けられていること。
 - ⑥ 柵またはマンホールに、ふたが設けられていること。

[排水施設の設計・施工に関する留意事項]

- ・排水施設の設計・施工に当たっては、次の各項に留意する必要があります。
 - 1) 排水路勾配は、原則として下流に行くにしたがい緩勾配になるように計画すること。
 - 2) 流速は、流水による異常な排水路の磨耗や土砂堆積が生じない程度のものであること。
 - 3) 流下断面の決定に当たっては、土砂の堆積等を考慮して十分に余裕を見込むものとする。
 - 4) 施設の構造は、堅固で耐久性を有する構造とする。
 - 5) 施設は、コンクリートその他の耐久性の材料で作成し、かつ、施工継手からの漏水を最小限にするよう努めること。
 - 6) 公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径または内径幅は、20cm以上とする。
 - 7) 公共の用に供する排水施設は、その施設の維持管理上支障のない場所に設けること。
 - 8) 軟弱地盤等における暗渠の敷設に際しては、地盤の沈下等による暗渠の損傷を防ぐため、基礎工事等対策に十分配慮すること。
 - 9) 排水路の屈曲部においては、越流等の可能性について十分検討しておくこと。
 - 10) 道路内に埋設する排水管等の土被りは、車道で1.2m（内径300mm以下の排水管は1.0m）以上とし、それが確保できない場合には荷重条件に適合した管渠（重圧管、特圧管など）を用いるか、外圧から管渠を保護する必要がある。
 - 11) マンホール等の配置及び構造

排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、柵またはマンホールを設けなければならない。

 - a 公共の用に供する管渠の始まる箇所
 - b 流路の方向、勾配または断面が変化する箇所
 - c 管渠の長さがその内径または内径幅の120倍を超えない範囲にて管渠の維持管理上必要な箇所。
 - ・ 管渠の長さは、ますまたはマンホールの中心管で測定している。
 - ・ 最終柵と放流先の水路の間隔は管径の120倍以下ではなく、清掃等を考慮して最終柵等を放流先の水路の近傍（5m以内）設置すること。
 - ・ 公共施設となる下水道管については、既設下水道管との接続箇所にマンホールを設置し、そこから管径の120倍以下ごとにマンホールを設置することとしている。
 - d 放流管に接続している雨水柵の天端高さは、放流先の排水路等の側壁の高さより高くすること。

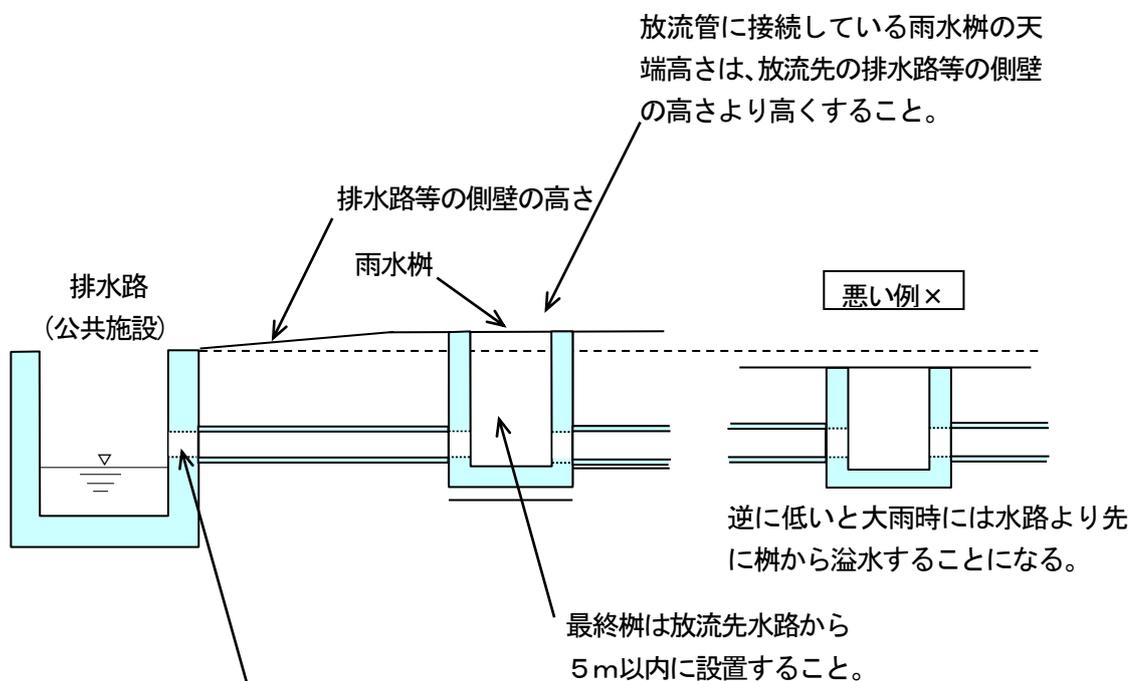
枺またはマンホールの底には、もっぱら雨水を排除すべき枺にあっては、深さが15cm以上の泥溜めが、その他の枺またはマンホールにあってはその接続する管渠の内径または内のり幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。

e 泥溜めで、開発区域1haあたり1.5m³の沈砂容量を確保すること。

[放流管の接続位置に関する留意事項]

・放流先となる排水路等の排水能力を超過すると溢水、冠水などの被害が生じる原因となるため、以下に留意して、開発区域内から有効に排水できるよう計画するものとします。

- ① 有効に排出するため、接続位置は通常水位より上に接続すること。
- ② 1ha未満などの開発については、調整池の検討は不要であるが、放流先の排水路等（1次放流先）の排水能力を確認する必要がある。ただし、排水量に対して放流先の排水路等の排水能力が十分であると認められる場合は、確認を省略することができる。
- ③ 放流管に接続している雨水枺の天端高さは、放流先の排水路等の側壁の高さより高くすること。（側壁より低いと側壁が機能せず、増水時に側壁より先に放流管を通して雨水枺から、溢水、冠水などの被害が生じる原因となる。）



有効に排出するため、接続位置は通常水位より上に接続すること。

(3) 表面排水工の設置

審査基準

- ・降雨や積雪によって生じる表面水をのり面から排除するための表面排水工が、下記のとおり設置されている必要があります。
- ・排水溝の断面は流量を検討して決定するものとしますが、土砂や枝葉等の流入、土砂等の堆積を考慮して十分に余裕を持った断面とします。
- ・なお、7.1 地盤について講ずる措置(4)盛土のり面①に規定する小段を設けた場合は、下記の排水工をいずれも設置する必要があります。

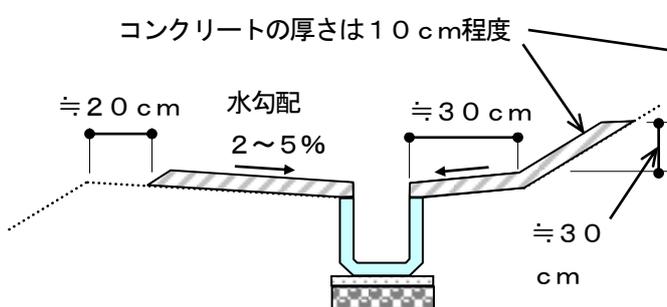
【のり肩排水工】

- ・のり面の上部に自然斜面が続いている等、盛土または切土のり面以外からの地表水が流下する場所には、のり肩排水工を設置すること。

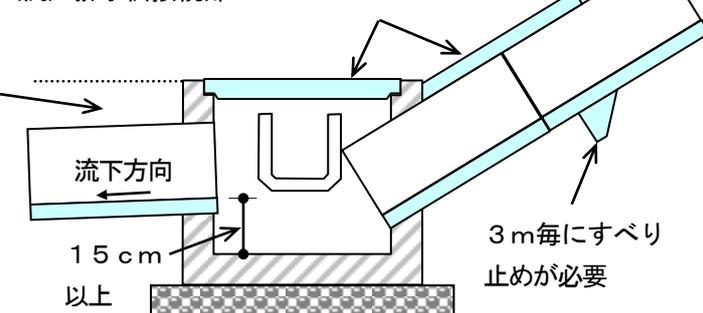
【小段排水工】

- ・のり面からの雨水などを集水し流下する小段排水工を設置すること。小段排水工は、縦排水工に接続するが、排水の合流点、排水溝(管)の変化点(形式、寸法、流下方向等)は必ず排水柵を介すること。
- ・小段排水工の構造は、コンクリートU型溝などの耐久性のあるものとし、排水工の両側にはコンクリートを打設し洗掘に耐える構造とする。

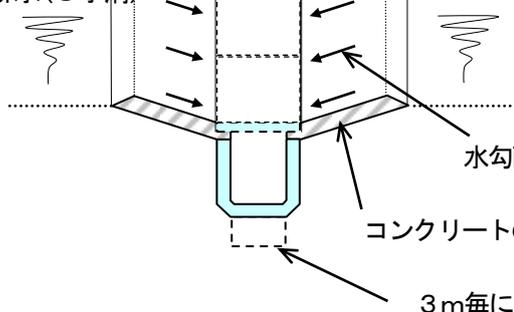
(例) 小段排水



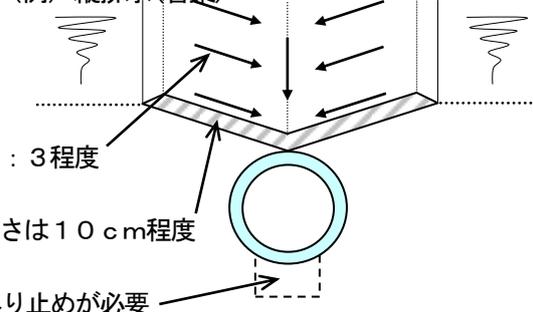
(例) 排水柵接続部



(例) 縦排水(U字溝)



(例) 縦排水(管渠)

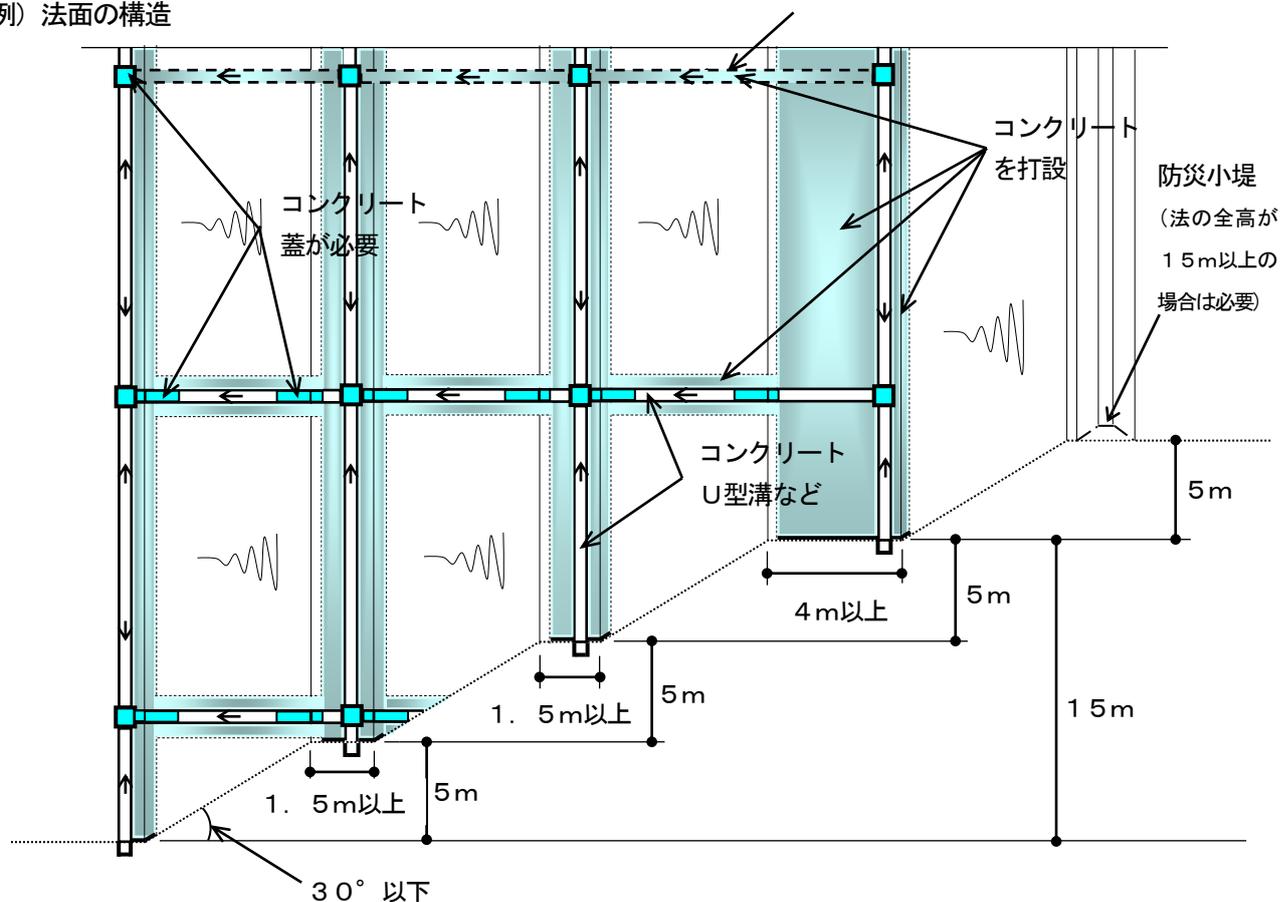


【縦排水工】

- ・のり肩または小段に設ける排水工に集められた水をのり尻に導くため、縦排水溝を設けるものとする。
- ・流量の分散を図るため間隔は20メートル程度とする。
- ・排水溝には、既製コンクリートU型溝(ソケット付きが良い)、鉄筋コンクリートベンチフリューム、コルゲートU字フリューム、鉄筋コンクリート管、陶管、石張り水路等を用いる。
- ・のり長3メートル程度の間隔で、縦排水溝下部にすべり止めを設置する。

- ・小段排水工と同様に排水溝の両側にコンクリートを打設する等の措置をするとともに、排水桝への流入部と勾配の変化する部分にはコンクリート蓋などを設けることし、縦排水を管渠とする場合は埋設部の斜面上にコンクリートを打設すること。

(例) 法面の構造



【のり尻排水工】

- ・のり尻排水工は、のり面を流下する地表水がのり面下の宅地や開発区域外に流出することを防ぐために設けること。
- ・のり尻排水工の流末は、排水能力のある施設に接続するよう設計すること。

【その他】

- ・排水桝は15cm以上の泥溜めを設け、流水の減勢をさせることとし、コンクリート蓋などを設け溢水が生じない構造とする。

(4) 表面排水工の断面算定

審査基準

- ・排水施設の規模は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるよう決定します。
- ・ただし、建築物の建築を目的とした500㎡未満の造成行為で、集水区域の地表水が排水勾配によりすべて最終宅内枳で集水できるものについては、最終宅内枳の設置のみでよいものとします。(流量計算書の添付は不要です。)
- ・なお、盛土等の計画が、『みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例』の事前協議の必要な土地開発行為に該当する場合は、条例で定められた基準も満たす必要があります。

① 計画雨水量の算定

- ・計画雨水量の算定は次の合理式を標準とします。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$$

Q: 計画雨水量(m³/sec)

C: 流出係数

I: 降雨強度(mm/hr)

A: 集水面積(ha)

- ・造成区域内の排水施設については、区域内を排水施設ごとに集水区域を分け、流出量を算出し、その排水施設の流下能力、流速が基準を満たしている必要があります。なお、排水施設は流域単位で考えるものであるから地形の状況により、造成区域外の土地も含めて集水区域を設定する必要があります。
- ・計算に用いる定数は、以下に従い、適切に設定してください。ただし、河川や下水道管理者等から指示があった場合は、指定する数値を用いてください。

[降雨強度 I の考え方] (R7.4 時点)

	『みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例』の事前協議の必要な土地開発行為の場合	左記以外の場合 (『都市計画法に基づく開発許可の手引き』(香川県))
降雨強度	高松地方気象台降雨強度式により算出すること	97.3mm/hr
確率(年)	10年確率	5年確率
降雨継続時間	下表のとおり	10分

『みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例』における降雨継続時間の考え方

流域面積	単位時間
50ha 以下	10分
100ha 以下	20分
500ha 以下	30分

[流出係数の考え方] (一般)

利用形態	流出係数	利用形態	流出係数
造成区域内及び宅地	0.90	畑、原野	0.60
道路、駐車場等（不浸透舗装あり）	0.90	密集市街地	0.90
道路、駐車場等（不浸透舗装なし）	0.80	一般市街地	0.80
水田	0.70	水面等（池、河川等）	1.00
山地、山林	0.70	-	-

[流出係数の考え方] (保安林を含む林地等地表状態別の流出係数)

区分 地表状態	浸透能		
	小（山岳地）	中（丘陵地）	大（平地）
林地	0.6 ~ 0.7	0.5 ~ 0.6	0.3 ~ 0.5
草地	0.7 ~ 0.8	0.6 ~ 0.7	0.4 ~ 0.6
耕地	-	0.7 ~ 0.8	0.5 ~ 0.7
裸地	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9

注) 舗装面、屋根等不浸透面については、1.0とする。

[そのほかの留意事項]

- 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる個所については、排水施設の計画に用いる雨量流出量の算出に用いる流出係数を0.9~1.0までとします。
- 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられている必要があります。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとします。

② 流下断面の算定

ア 設計流量

- 設計流量はマンニングの公式で求めるものを標準としており、その公式は、物理的に水が停滞することを前提としていないので、放流先で放流管が通常水位より上で接続されている必要がある。

$$Q = A \times V$$

$$V = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}}$$

Q: 流量(m³/sec)

A: 通水 断面積 (m²) (8割水深とする)

P: 流水の潤辺長 (m) (8割水深とする)

V: 流速 (m/sec)

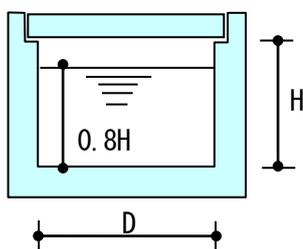
n: 粗度係数

R: 径深 (m) =A/P

I: 勾配

イ 通水断面の算定

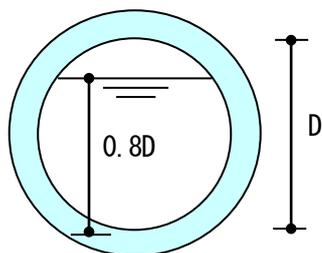
- 流下断面の決定に当たっては、土砂の堆積等を考慮して十分に余裕を見込むため、8割水深で通水断面積を計算する。なお、8割水深で計算したU型及び円形の通水断面積A (m²)、流水の潤辺長P (m) は、次のとおりとなる。



$$A = 0.8 \times H \times D$$

$$P = 1.6 \times H + D$$

$$R = A / P$$



$$A = 0.673574 \times D^2 \quad (\text{簡易式 } 0.672 \times D^2)$$

$$P = 2.214297 \times D \quad (\text{簡易式 } 2.214 \times D)$$

$$R = A / P = 0.304193 \times D$$

ウ 粗度係数

- ・流速を計算するときに用いる粗度係数は次のとおりとする。

排水施設の種類		粗度係数		
		開発区域内	みどり条例（開発区域外のみ）	
素掘り	土	-	(0.020 ~ 0.025)	
	砂礫	-	(0.025 ~ 0.040)	
	岩	-	(0.025 ~ 0.035)	
現場施工	モルタル	-	(0.010 ~ 0.013)	
	コンクリート	0.0150	(0.013 ~ 0.018)	
	粗石	練積み	-	(0.015 ~ 0.030)
		空積み	-	(0.025 ~ 0.035)
工場製品	陶管	0.0130	—	
	コンクリート管	0.0130	(0.012 ~ 0.016)	
	U型側溝等	0.0130	—	
	自由勾配側溝	0.0140	—	
	塩化ビニール管	0.0100	—	
	強化プラスチック複合管	0.0100	—	
	遠心力鉄筋コンクリート管	0.0130	(0.011 ~ 0.014)	
	コルゲートパイプ	-	(0.025 ~ 0.030)	

- ※ 計画区域外の既設排水施設の排水能力を算定する場合に用いる粗度係数は、経年による変化もあり、造成区域内やみどり条例の基準の範囲で適切と思われるものを採用する。

エ 設計流速

- ・流速は、流水による異常な排水路の磨耗や土砂堆積が生じない程度のものであるため、下記の設計流速を満足すること。

区分	最小流速	最大流速	備考
污水管渠	0.6 m/sec	3.0 m/sec	流速は1.0～1.8 m/secが理想であるので、できるだけこの数値を使用すること。 なお、最大流速3.0 m/secを超える場合は、落差工等により減速させ、基準値に入るようにすること。
雨水管渠	0.8 m/sec	3.0 m/sec	
合流管渠	0.8 m/sec	3.0 m/sec	

(5) 地下水排水工・暗渠排水工の設置

審査基準

- ・暗渠排水工は、一般に盛土最下部に盛土地盤全体の安定を保つ目的で設置され、盛土を施工する前の基礎地盤にトレンチを掘削して埋設されるもので、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とします。
- ・型式は、造成工事中の排水を主な目的とするⅠ型暗渠と、工事後も継続して排水を必要とする区域に設置するⅡ型暗渠があり、Ⅱ型暗渠を標準とします。
- ・7.1(4)②のり面の安定性の検討が必要な条件、(9)溪流等に該当する盛土では、暗渠排水工の設置を必須とします。
- ・暗渠排水工は、中間検査の対象となる特定工程に該当します。

集水管の種別	管径	設置箇所
本管（本暗渠）	φ300mm以上（※）	旧沢地形に沿って面的に設置
補助管（補助暗渠）	φ200mm以上	設置間隔は40mを標準とする （溪流等をはじめとする盛土等の地下水が多いことが想定される地盤や低地部が湿潤状態にある原地盤では、20m以下とする）

※）流域等が大規模な場合は、『盛土等防災マニュアルの解説』に記載の流量計算により決定すること。

[その他の留意事項]

- ・管については吸水機能を有する有孔管・透水管等と通水を目的とする無孔管とがあり、有孔管等はその性質上漏水は避けられず、のり面の近辺には、すべりを誘発するおそれがあるため、配置できません。
- ・自然流下方式とし放流先の手前に排水柵を設置します。
- ・トレンチの掘削が困難な地盤への設置は避けてください。
- ・排水量は通常は2.5ℓ/s/haとし、背後地に山地がある場合は3.0ℓ/s/haとします。
- ・暗渠の通水能力の算定はマンニングの公式を使用し、勾配は単位区間の平均値とします。
- ・その他、管渠の構造計算や計画手順については、『盛土等防災マニュアルの解説』を参考にしてください。

(6) 地下水排水工・基盤排水層の設置

審査基準

①基盤排水層の設置について

- ・基盤排水層は、地山から盛土への水の浸透を防止するために、地山の表面に設置するもので、暗渠排水工を設置する場合はあわせて設置するものとします。特に、片盛り・片切り、腹付け盛土、傾斜地盤上の盛土のほか、谷を埋める盛土等は、地山からの流水、湧水、及び地下水の影響を受けやすいため、基盤排水層による地下水の排水効果が高いとされています。
- ・基盤排水層の標準的な仕様は、下表のとおりです。

項目	仕様
厚さ	0.5m を標準（溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 1.0m以上）
設置する範囲	のり尻からのり肩の水平距離の 1/2 の範囲及び地表面勾配 $i < 1:4$ の谷底部を包括して設置する
材料	碎石や砂等の透水性が高いもの（基盤排水層が盛土地盤のせん断強度の弱面とならないように十分なせん断強度を有する材料）

②暗渠流末の処理について

- ・暗渠排水工の流末は、盛土造成後においても施設の維持管理や点検が行えるように、集水マスやマンホールに接続することや、かご工等で保護することを基本とします。

(7) 地下水排水工・水平排水層の設置

審査基準

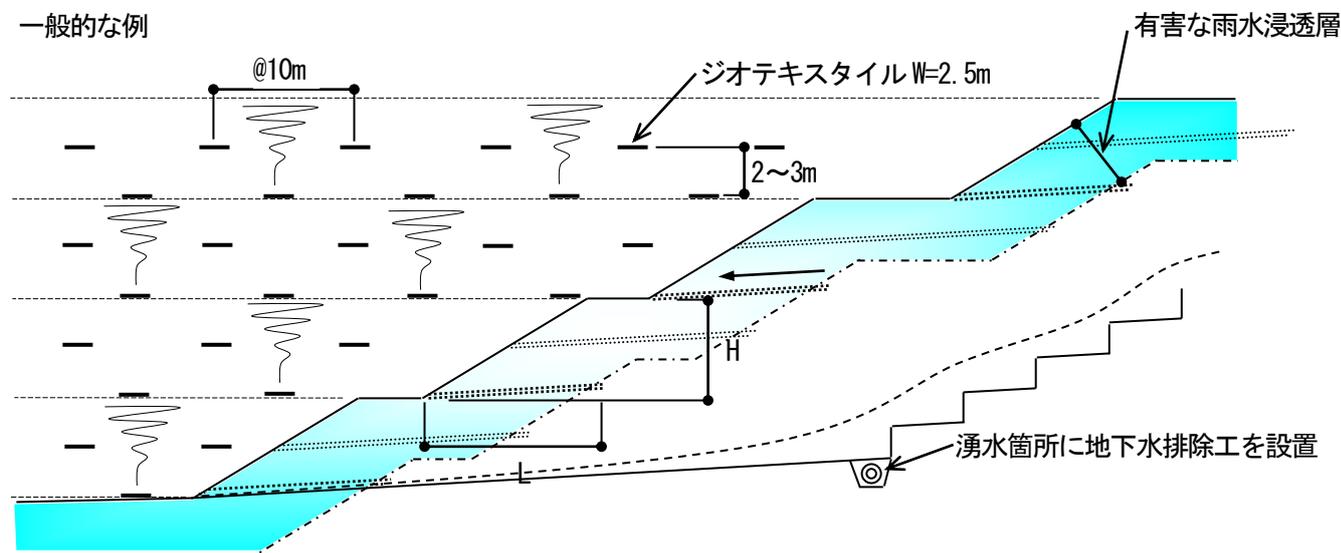
- ・水平排水層は、盛土の安定や盛土法面の侵食・表層滑り対策を主な目的として盛土内の含水比を低下させるために設けるもので、暗渠排水工、基盤排水層を設置する場合に、あわせて設けるものとします。
- ・7.1(5) 盛土全体の安定性の検討に該当する場合や盛土箇所の原地盤が軟弱地盤や地すべり地等の場合には、②の深層排水層を設置することとします。
- ・水平排水層の標準的な仕様は、下表のとおりです。

項目	仕様
厚さ	30cm 以上
配置間隔	小段ごとに設置
範囲 (長さ)	小段高さの 1/2 以上
排水勾配	5～6%
材料	透水性が高い材料 (碎石、砂等)

① 浅層排水層

- ・主に、雨水の浸透による、のり面の浸食及び表層すべりを防止する目的で設ける。

一般的な例

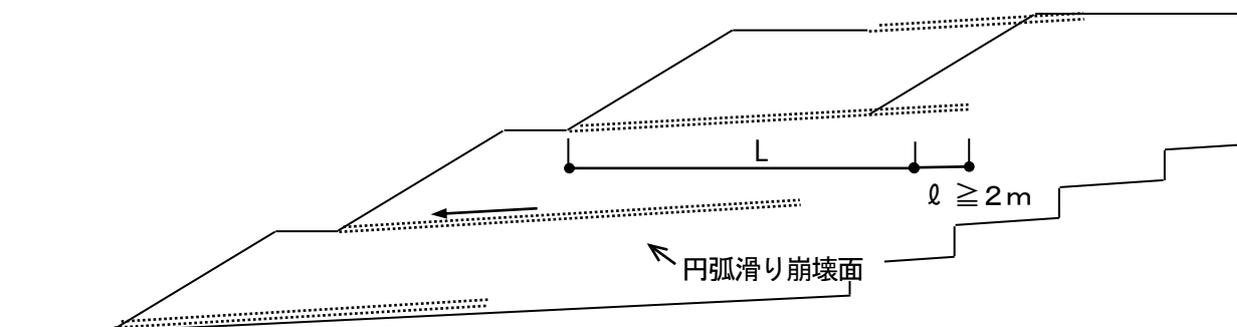


- 排水層は少なくとも小段毎に設置すること (ジオテキスタイルは小段間にも設置)
- 小段間に設けられる水平排水孔は、法面の洗掘防止対策を施すこと
- 排水層の設置長さ (L) は設置高さ間隔 (H) の 1/2 以上かつ有害な雨水浸透層よりも深い位置から設置すること (土質試験等により求められた雨水浸透厚以外の場合は 3m 以上の値とすること)

② 深層排水層

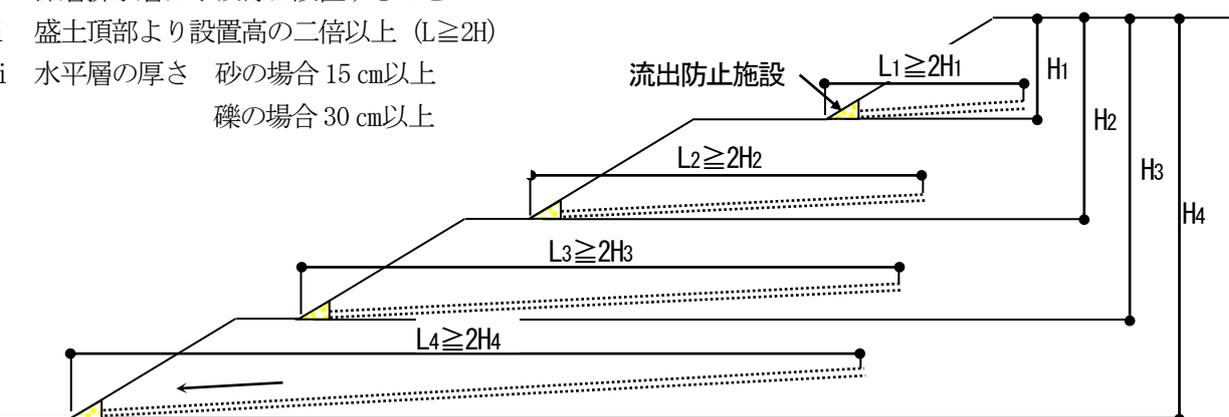
(例1)

- i 深層排水層は小段毎に設置すること
- ii 計算により導き出された滑り線より2m奥まで敷設する事 ($L+l$)
- iii 砂、ジオテキスタイル等を使用した場合の円弧滑り検討に滑り抵抗力は無いものとして検討すること (補強盛土工法とは別目的で仕様も異なる)



(例2)

- i 深層排水層は小段毎に設置すること
- ii 盛土頂部より設置高の二倍以上 ($L \geq 2H$)
- iii 水平層の厚さ 砂の場合 15 cm以上
礫の場合 30 cm以上



8 土石の堆積に関する工事の技術的基準

本手引に記載していない事項については、「盛土等防災マニュアル」、「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」（令和5年5月、国土交通省・農林水産省・林野庁）および『盛土等防災マニュアルの解説』（盛土等防災研究会編集、株式会社ぎょうせい発行）等を参考にすることができる。

8.1 土石の堆積の設計に関する技術的基準

（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
 - 二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地
 - 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

【省令】

（柵その他これに類するものの設置）

第三十三条 令第十九条第一項第四号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

審査基準

- ・土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩落防止に資する技術的基準を適用することは適当ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とし、以下に示す標準的な土石の堆積と堆積形状を満たす計画とする必要があります。

① 地盤

- ・土石を堆積する土地（空地を含む）の勾配は、1/10 以下とすること。
- ・地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊または滑りが生じるおそれがある場合は、地盤改良等の必要な措置を講ずること。

② 空地

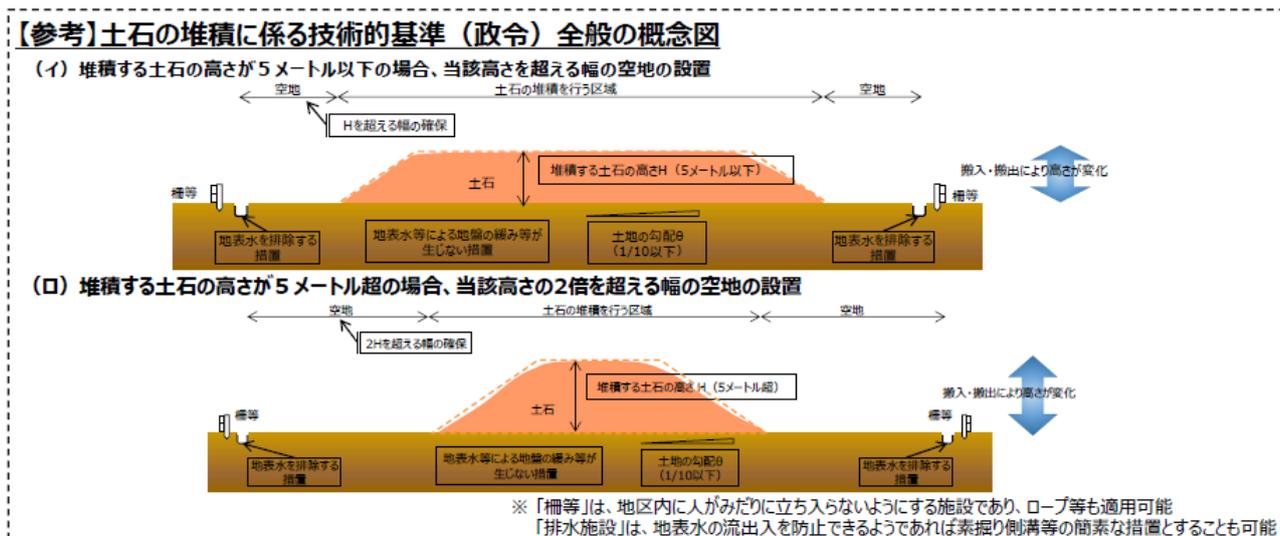
- ・堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地を設置すること。
- ・堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地を設置すること。
- ・空地内に樹木、目隠しフェンス、倉庫等が存在する場合は、堆積した土石が崩壊しても空地外に被害を及ぼさないようにする必要があります。

③ 柵等の設置

- ・空地の外側には、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立ち入りを禁止する旨の表示を掲示した柵その他これに類するものを設置すること。(柵はロープ等でも可)

④ 側溝等の設置

- ・雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないように、適切な排水施設等を設置すること。なお、地表水の流出入を防止することができるのであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能である。
- ・地表水処理のために効果的な位置であれば、空地内に設けることもできる。



8.2 堆積した土石の崩壊を防止する措置に関する技術的基準

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。

【省令】

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

審査基準

- ・土石を堆積する地盤の勾配が1/10を超える場合には、以下に示す堆積した土石の崩壊を防止するための措置を図る必要があります。詳細な設計方法は、『道路土工—仮設構造物工指針』等を参考にすること。
- ア 土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであつて、勾配が10分の1以下であるものに限る)を有する構台等の堅固な構造物を設置すること。
- イ 措置の選定にあたっては、設置個所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければならない。
- ウ 構台の設計は、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する必要がある。

8.3 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する技術的基準

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

【省令】

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設(次項において「鋼矢板等」という。)を設置すること
- 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

審査基準

- ・堆積した土石の周囲に空地を設けることができない場合は、下記のいずれかの措置をとる必要があります。
- ・なお、本項の規定に基づき、鋼矢板等により土石の流出防止を図る場合には、空地および柵等の設置は不要です。

- ア 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板またはこれに類する施設を設置すること。
- ・鋼矢板の設計は、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する必要がある。

- イ 堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が浸入することを防ぐこと。
- ・土石の堆積は、盛土と異なり、十分に締固めが実施できないことが想定されるため、堆積勾配は安定性を確保するため、1:2.0より緩くすることが望ましい。
 - ・防水性のシートにて堆積した土石を覆う措置は、土石の内部に雨水等が侵入しないようにすることが目的であるため、ストックヤードのように土石の搬出・搬入が頻繁に行われるような場合には、別の措置を講ずること。

9 工事施工中の手続き

9.1 標識の掲示、工事着手の届出

【法律】

(標識の掲示)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】

(標識の様式及び記載事項)

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

【細則】

(工事施行者の選定の報告)

第8条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者（次条、第9条及び第11条において単に「許可を受けた者」という。）又は法第27条第1項の規定による届出をした者は、当該許可を受け、又は届出をした後に工事施行者を選定したときは、遅滞なく、工事施行者選定報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(工事の着手の届出)

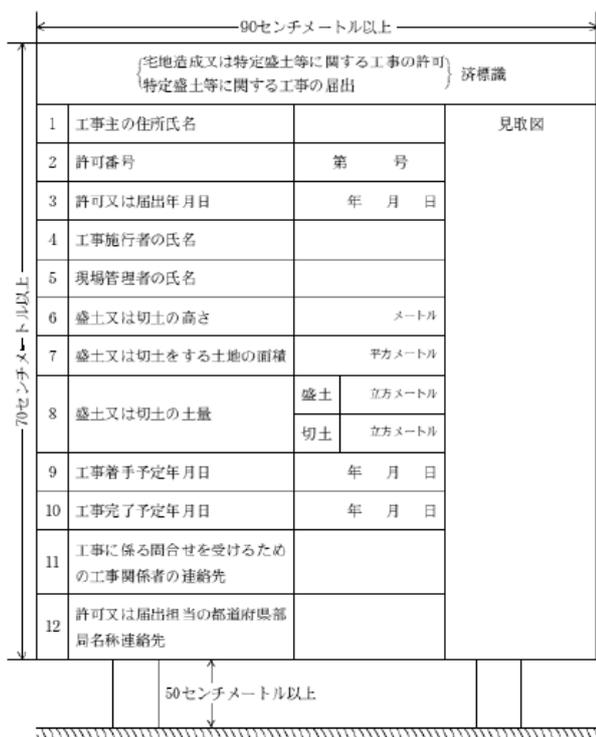
第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届出書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

解説

① 標識の掲示

- ・工事の許可を受けた、または法第27条に基づく届出をした工事主は、必要な事項を記載した標識を工事完了検査の日まで、現場に掲載する必要があります。

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	省令様式第23	省令第87条第1項	-
土石の堆積に関する工事の標識	省令様式第24	-	省令第87条第2項



- ・見取図は、許可申請時に提出する土地の平面図（簡略化したもので可）を利用する等して、許可等に係る土地の区域を把握できるものとしてください。
- ・「12 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先」には、「香川県土木部建築指導課 開発・盛土規制室 087-832-3614」と記載してください。

② 工事着手の届出

- ・工事の許可を受けた者は、その工事に着手したときは、工事着手届を提出する必要があります。法第15条第1項または法第34条第1項によるみなし許可（協議の成立）を受けた工事についても同様です。

■届出に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届出書	細則第9号様式	細則第9条	細則第9条

③ 工事施行者の選定 [原則、公共工事に関する取り扱い]

- ・当初の許可申請書等において、工事施行者を「未定」として提出し許可等を受けた場合で、工事施行者を選定したときは、工事施行者選定報告書を提出する必要があります。（報告書に基づき、公表内容を修正します。）

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
工事施行者選定報告書	細則第8号様式	細則第8条	細則第8条

④ みなし許可にかかる取り扱い (2.8、2.9再掲)

- ・協議が成立し、みなし許可となった工事ならびに都市計画法の開発許可を受けて盛土規制法についてみなし許可となった工事についても標識の掲示が必要です。

9.2 定期の報告

【法律】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

※特定盛土等規制区域については、第三十八条で同様に規定

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

【省令】

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

※特定盛土等規制区域については、第七十八条、第七十九条で同様に規定

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、第八十条と同様に規定

【細則】

(工事の定期報告書)

第11条 省令第48条第1項及び第78条第1項の報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第11号様式)によるものとする。

2 省令第48条第2項及び第78条第2項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書(第12号様式)によるものとする。

解 説

- ・工事の内容が、一定規模以上の場合、工事の実施状況やその他主務省令で定める事項について、定期的な報告が必要です。
- ・2.8および2.9に記載するみなし許可の工事についても中間検査の対象になります。

[定期報告を要する工事の規模]

工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質の変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③盛土と切土を同時にする当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの ④①または③に該当しない盛り土であって、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土または切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの
土石の堆積	①高さが5mを超える土石の堆積で、土地の面積が1,500㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの

[報告の頻度]

- ・工事着手日から、3ヶ月ごとに行う必要があります。

例) 工事着手年月日：令和7年11月1日、工事完了年月日：令和8年12月31日

第1回：令和8年2月1日まで／第2回：令和8年5月1日まで／

第3回：令和8年8月1日まで／第4回：令和8年11月1日まで

[報告する内容]

- ・定期報告書に、工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出してください。

工事種別	報告事項
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・報告時点における盛土または切土の高さ、盛土または切土の面積、盛土または切土の土量 ・擁壁等に関する工事の状況
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・報告時点における土石の堆積の高さ、土石の堆積の面積、堆積されている土石の土量 ・(2回目以降) 前回の報告時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

■定期の報告に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	細則様式第11号	細則第11条第1項	-
土石の堆積に関する工事の定期報告書	細則様式第12号	-	細則第11条第2項
報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第48条第1項 省令第78条第1項	-
報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	-	省令第48条第2項 省令第78条第2項

※「その他の書類」は、必要に応じて指定します。

9.3 変更の許可等

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

※特定盛土等規制区域 については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域 については、第六十七条で同様に規定

解 説

- ・工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更（9.4 参照）を除き、変更許可を受ける必要があります。（変更内容に応じた手数料が必要です。（4.6 を参照のこと））
- ・なお、変更の許可は、当初の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表や関係区市町村への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要です。
- ・工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。
- ・工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類については、変更内容を朱書きで明示する、新旧対照を添付する等、分かりやすい資料としてください。

■変更許可に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令様式第7号	省令第37条第1項 省令第67条第1項	-
土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	省令様式第8号	-	省令第37条第2項 省令第67条第2項
【工事主が国・県等の場合】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更の協議申出書	細則様式第6号	細則第7条第1項	-
【工事主が国・県等の場合】 土石の堆積に関する工事の変更の協議申出書	細則様式第7号	-	細則第7条第2項
工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類	(任意)	-	-

9.4 変更の届出

【法律】

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

【省令】

(変更の届出)

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

解 説

- ・特定盛土等規制区域内で特定盛土等または土石の堆積に関する工事（2.3 記載）の届出を行った工事主は、当該届出に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更（9.4 参照）を除き、その変更に関する工事に着手する30日前までに、変更内容を届け出る必要があります。
- ・工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。
- ・工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類については、変更内容を朱書きで明示する、新旧対照を添付する等、分かりやすい資料としてください。
- ・開発許可を受けたことにより届出をしたものとみなされた工事については、都市計画法の規定により変更の手続きを行うことで、盛土規制法の届出をしたものとみなされます。
- ・なお、現時点では軽微な変更の内容については、規定されていません。

■変更届出に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
特定盛土等に関する工事の変更届出書	省令様式第21号	省令第61条第1項	-
土石の堆積に関する工事の変更届出書	省令様式第22号	-	省令第61条第2項
工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類	(任意)	-	-

9.5 軽微な変更

【法律】

(変更の許可等)

第十六条

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域 については、第三十五条と同様に規定

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する 工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日まで）の期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域 については、第六十八条と同様に規定

【細則】

(変更の許可を要しない軽微な変更の届出)

第6条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書（第5号様式）により行うものとする。

解 説

- ・工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。
- ・以下の事項に該当する変更を、軽微な変更として取扱います。（変更許可の申請は不要です。）

[土地の形質変更に関する工事]

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

[土石の堆積に関する工事]

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

- ・土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。
- ・①～③の変更は、名称等の表記を変更するものであって、別法人に変わる場合等は、変更許可が必要です。

■軽微な変更に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書	細則様式第5号	細則第6条	細則第6条

9.6 工事の中止・再開・廃止に関する届出

【細則】

(工事の中止等の届出)

第10条 許可を受けた者又は法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事を中止し、中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

解 説

- ・許可を受けた工事または届出を行った工事について、当該工事を中止、再開、廃止しようとするときは、県に届け出る必要があります。
- ・中止、廃止する場合は、適切な防災措置を図る必要があります。
- ・工事の中止、再開、廃止の届出があった場合は、許可内容等についての公表をとりやめるとともに、その旨を関係市町長へ連絡します。
- ・なお、中止の期間でも、「9.2 定期的報告」による報告は必要となります。

■工事の工程等の変更の届出に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書	細則様式第10号	細則第10条	細則第10条

10 検査等

10.1 中間検査

【法律】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終了したときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

※特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十二条で同様に規定

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【省令】

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終了日から四日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第七十五条で同様に規定

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第七十六条で同様に規定

解 説

- ・政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検する必要があります。中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することはできません。工事の施行区域を工区分けして許可を受けたときは、工区ごとに検査を受ける必要があります。
- ・みなし許可の工事についても中間検査の対象になります。
- ・特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に、中間検査申請書と検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を提出してください。省令で規定されているのは、あくまで申請の期間であり、検査は許可権者（担当者）と日程調整の上、実施します。日程調整については、急な依頼の場合には対応できない場合もありますので、申請書の提出に先立って日程調整を行う等、ご対応をお願いします。

[中間検査の対象となる工事の規模]

工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質の変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③盛土と切土を同時にする当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの ④①または③に該当しない盛り土であって、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土または切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの

[中間検査を行う特定工程]

- ・盛土をする前の地盤面または切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

■中間検査の申請に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
【宅地造成等工事規制区域における工事】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令様式第13号	省令第46条第1項 省令第76条第1項	-
【特定盛土等規制区域における工事】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	-	省令第46条第1項 省令第76条第1項	-
検査の対象となる工事の内容を明示した平面図	(任意様式)	省令第46条第1項 省令第76条第1項	

10.2 完了検査等

【法律】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

【省令】

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第六十九条で同様に規定

解 説

(1) 完了検査、土石の除却の確認について

- ・土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときはすべての土石が除却されていることの確認を受ける必要があります。工事の施行区域を工区分けして許可を受けたときは、工区ごとに検査を受ける必要があります。
- ・都市計画法による開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたとみなされた工事については、都市計画法第36条による検査済証が、盛土規制法による検査済証とみなされるため、盛土規制法による完了検査は行いません。
- ・工事を終えた日から4日以内に、完了検査申請書または確認申請書を提出してください。省令で規定されているのは、あくまで申請の期間であり、検査は許可権者（担当者）と日程調整の上、実施します。日程調整については、急な依頼の場合には対応できない場合もありますので、申請書の提出に先立って日程調整を行うようにしてください。

■完了検査の申請に必要な書類

書類の名称	様式	根拠規定	
		土地の形質の変更	土石の堆積
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令様式第9号	省令第40条 省令第70条	-
土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令様式第11号	-	省令第43条 省令第73条
工事施工状況を報告する書類・写真	任意	(許可の条件)	(許可の条件)

(2) 完了検査の受検について

- ・検査の受検にあたっては、次の事項に留意してください。
 - ①計画のとおりにより工事が実施されたことを確認するため、工事内容、堆積形状、出来形等を記録した関係図書、写真を整備し、検査時に確認できるようにしてください。
 - ②検査にあたっては、工事の責任者等、工事内容を説明することができる者の立会いをお願いします。
 - ③工事の計画を変更する場合には、あらかじめ変更の許可を受ける必要があります。
 - ④検査の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受ける必要があります。

[工事施工状況を報告する写真に関する留意事項]

- ・構造物の寸法測定の状態を映す写真は、スタッフやポール等の器具を用いて、寸法等を確認できるようにしてください。
- ・下記に標準的な事項について掲出しますが、規模や現地状況に応じて必要な措置（締固め度 Dc の管理や地すべり抑止杭の設置等）を行う場合は、当該工程については特に注意して記録してください。

工事内容	撮影項目	写真で明示する事項	スタッフやポールを用いる事項
盛土	盛土前の地盤	整形状況（湧水、地下水がないこと）	-
	地盤改良、置き換え工事	【設計に応じて】	必要な場合
	段切り	出来形寸法	○
	転圧	敷均し状況、まき出し寸法、転圧状況、施工時の仮設排水対策	○
	その他	【設計に応じて】 例) 地すべり抑止杭、切土面の状況	必要な場合
擁壁	基礎地盤	転圧、整形状況、掘削深さ	○
	栗石地業、砕石事業	転圧、地業の幅	○
	根入れ	根入れ深さ	○
	躯体コンクリート	出来形寸法、鉄筋種別、径毎のピッチ	○
	水抜き穴・透水層	吸出し防止措置の状況、止水コンクリートの状況、透水層の厚さ	○
	隅角部補強コンクリート	出来形寸法、鉄筋種別、径毎のピッチ	○
	基礎コンクリート（練積み擁壁）	出来形寸法	○
	ブロック積み（練積み擁壁）	胴込めコンクリート詰め状況、裏込めコンクリートの厚さ	○
	地盤への措置（地盤改良）	改良材の規格、混合状況、改良層の出来形寸法	○
	地盤への措置（杭基礎）	杭材の規格、杭打ちの状況、出来形寸法、杭頭処理の状況	○
排水施設	基礎地盤	配管及び柵の下の転圧、整形状況	-
	暗渠排水工	本管および補助管の配管状況、材料	○
	基盤排水層、水平排水層	設置範囲、厚さ、材料、排水勾配	○

[工事施工状況を報告する書類に関する留意事項]

- ・工事の内容に応じて、以下の書類を提出してください。
 - ・コンクリート4週強度試験結果報告書（L型擁壁等の鉄筋コンクリート構造物を設置する場合）
 - ・改良地盤の地耐力試験結果報告書（擁壁の支持地盤の改良を行う等の場合）
 - ・杭基礎の施工結果報告書（擁壁を杭基礎で支持する場合）
 - ・確定測量図（新たに公共施設を設置する場合）

参考資料 盛土規制法関係規定等

- ・香川県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
- ・盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日）
- ・申請等様式（省令様式）
- ・申請等様式（細則様式）
- ・参考様式

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

(身分証明証)

第3条 法第7条第1項の身分を示す証明書は、第1号様式によるものとする。

(許可申請書に添えるべき書類)

第4条 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号の全ての同意を得たことを証する書類は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書（第2号様式）によるものとする。

2 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第1号に掲げる書類については、政令第23条各号に規定する規模の宅地造成若しくは特定盛土等又は政令第25条第2項各号に規定する規模の土石の堆積に関する工事に該当しない場合は、その添付を省略することができる。

- (1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の概要を示した工事工程表
 - (2) 法第12条第1項又は第30条第1項の許可の申請に係る土地の区域及びその区域内において盛土若しくは切土をし、又は土石を堆積する土地に係る求積図
 - (3) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了時における盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量を計算した書類
 - (4) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の同意をした者が宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書に押印した印の印鑑登録証明書
 - (5) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
 - (6) 工事主に係る預金残高証明書、融資証明書その他の資金の調達方法に応じた資金の調達を証する書類
 - (7) 工事主が、法人である場合にあつては直前3年の各事業年度の法人税に係る納税証明書、貸借対照表及び損益計算書並びに土地の開発に係る事業の経歴を記載した書類（次号において「事業経歴書」という。）、個人である場合にあつては直前3年の所得税に係る納税証明書
 - (8) 工事施行者が、法人である場合にあつては登記事項証明書及び事業経歴書、個人である場合にあつては事業経歴書
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 3 工事主は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成等又は法第30条第1項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の施行に係る土地を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(協議の手続)

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書(第3号様式)の正本及び副本に、省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書(第4号様式)の正本及び副本に、省令第7条第2項第1号及び第4号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(変更の許可を要しない軽微な変更の届出)

第6条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書(第5号様式)により行うものとする。

(協議の変更の手続)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書(第6号様式)の正本及び副本に、第4条第1項に規定する書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書(第7号様式)の正本及び副本に、第4条第2項に規定する書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

(工事施行者の選定の報告)

第8条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可(法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを除く。)を受けた者(次条及び第10条において単に「許可を受けた者」という。)又は法第27条第1項の規定による届出(法第27条第5項の規定により、当該届出をしたものとみなされるものを除く。第10条において同じ。)をした者は、当該許可を受け、又は届出をした後に工事施行者を選定したときは、遅滞なく、工事施行者選定報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(工事の着手の届出)

第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届出書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(工事の中止等の届出)

第10条 許可を受けた者又は法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事を中止し、中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(工事の定期報告書)

第11条 省令第48条第1項及び第78条第1項の報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第11号様式)によるものとする。

- 2 省令第48条第2項及び第78条第2項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第12号様式）によるものとする。

（工事の施行に係る土地を工区に分けたときの完了検査の手続）

第12条 法第12条第1項の許可に係る宅地造成若しくは特定盛土等又は法第30条第1項の許可に係る特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第17条第1項又は第36条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、法第17条第1項又は第36条第1項の検査及び法第17条第2項又は第36条第2項の規定による検査済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。
- 3 法第12条第1項又は第30条第1項の許可に係る土石の堆積に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第17条第4項又は第36条第4項の確認を当該工区ごとに申請することができる。
- 4 知事は、前項の規定による申請があったときは、法第17条第4項又は第36条第4項の確認及び法第17条第5項又は第36条第5項の規定による確認済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

（工事の施行に係る土地を工区に分けたときの中間検査の手続）

第13条 法第12条第1項の許可に係る宅地造成若しくは特定盛土等又は第30条第1項の許可に係る特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第18条第1項又は第37条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、法第18条第1項又は第37条第1項の検査及び法第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

（届出工事の変更の届出）

第14条 法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、擁壁等に関する届出工事の変更届出書（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する証明書の交付の申請）

第15条 省令第88条の規定により法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する適合証明交付申請書（第15号様式）を知事に提出しなければならない。

（手数料納付票）

第16条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部571の項から573の2の項までに規定する手数料を納付する者は、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手数料納付票（第16号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を省令で定める様式又は前条に規定する様式による申請書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合は、この限りでない。

（書類の提出）

第17条 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項の許可の申請、法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）及び第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の協議並びに法第19条第1項及び第38条第1項の規定による報告に係る書類は、香川県事

務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）第3条の規定により、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地を管轄する市町（高松市を除く。次項において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地が2以上の市町の管轄区域にわたるときは、当該工事の施行に係る土地を当該市町の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町に提出しなければならない。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

『盛土等防災マニュアル』

I 総説

I・1 目的

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認される等、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）による災害の防止が喫緊の課題となっていることを踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、従来の「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」の法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」（以下「盛土規制法」という。）に改正し、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとした。

盛土規制法は、危険な盛土等を包括的に規制するものであり、盛土等に伴う災害の防止に向けた措置として、隙間のない規制のための基礎調査の実施のほか、盛土等の安全性の確保のための許可基準や検査の実施、責任の所在の明確化及び実効性のある罰則が規定され、関連するガイドライン、マニュアル等を示している。

盛土規制法では、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）として指定し、当該規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事の許可の対象とするとともに、宅地造成の際に行われる盛土や切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象とすることにより、隙間のない規制となっている。

本マニュアルは、盛土等又は都市計画法（昭和43年法律第100号）の許可を必要とする開発行為に伴う崖崩れ、土砂の流出等による災害及び地盤の沈下、溢水等の障害を防止するために、盛土、切土、のり面の保護工及びその他地表面の措置、擁壁、崖面崩壊防止施設、軟弱地盤の対策、排水の処理等についての基本的な考え方及び設計・施工上留意すべき点を整理したものである。

これにより、上記の災害及び障害を防止するとともに、許可等の事務手続の迅速化及び適正化を図り、もって各種事業等の円滑な実施に資することを目的とする。

I・2 対象範囲

本マニュアルは、盛土規制法の許可等を必要とする盛土等及び都市計画法の許可を必要とする開発行為（以下「開発事業等」という。）を対象とし、開発事業等を実施する者（以下「開発事業者等」という。）が開発事業等を実施する際及び行政担当者が開発事業等を審査する際の参考に供するものである。

なお、都市計画法の許可を必要とする開発行為で、盛土規制法の対象とならないものについて本マニュアルを参考とする場合には、盛土規制法と都市計画法では技術的基準が異なることを踏まえ、過剰な対策とならないように注意が必要である。

I・3 取扱い方針

開発事業等の実施に当たっては、本マニュアルに示す基本的な考え方及び留意事項を踏まえた上で、さらに開発事業等を実施する地区（以下「開発事業等実施地区」という。）の気象、地形、地質、地質構造、土質、環境等の自然条件、開発事業等の内容、土地利用状況等の社会条件に留意して、個々具体的に必要な防災措置を検討するものとする。特に、山地・森林等では地形や地下構造が複雑な上、雨水や地下水の流出過程も複雑である。さらに、山地斜面は、土質や植生等の多様な要因の影響を受けて、微妙なバランスの上で安定性が保たれている場合もある。このような山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性や溪流・集水地形といった特性、残土処分場や太陽光発電施設等の多様な開発形態を考慮した防災措置が必要である。

防災措置の検討に当たっては、必要な性能が確保されるよう、設計・施工の各段階で情報を共有し、現地での施工性等も考慮して全体の整合を図ることとする。また、将来にわたり開発事業等実施地区の安全性が確保されるよう、施設等の維持管理も含めて十分に検討することが必要である。

これらを踏まえ、規制区域や行為にかかわらず人命に危害を及ぼすおそれがあることから、盛土、切土又は土

石の堆積いずれの行為においても安全確保に関する基準は区域にかかわらず基本的に同一とする。

I・4 関連指針等

本マニュアルに示されていない事項については、一般的に認められている他の技術的指針等を参考にするとする。

II 開発事業等実施地区の選定及び開発事業等の際に必要な調査

II・1 開発事業等実施地区の選定

開発事業等実施地区の選定に当たっては、あらかじめ法令等による行為規制、地形・地質・地盤条件等の土地条件、過去の災害記録、各種公表された災害危険想定地域の関係資料等について必要な情報を収集し、防災上の観点からこれについて十分に検討することが必要である。

特に、山地・森林を開発事業等実施地区に選定する場合、山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性や溪流・集水地形等の特性を踏まえた災害の要因となりうる情報の整理が必要である。

II・2 開発事業等の際に必要な調査

開発事業等の実施に当たっては、気象、地形、地質、地質構造、土質、環境、土地利用状況等に関する調査を行い、開発事業等実施地区（必要に応じてその周辺地区を含む。）の状況を十分に把握することが必要である。

特に、山地・森林での計画に当たっては、複雑性・脆弱性等に留意する必要があるため、盛土等を行う基礎地盤のみならず、周辺の自然斜面についても、より綿密な調査を実施し、現地状況を十分に把握することが必要である。

III 開発事業等における防災措置に関する基本的留意事項

開発事業等における防災措置は、基本的に次の各事項に留意して行うものとする。

- 1) 開発事業等の実施に当たっては、開発事業等実施地区の気象、地形、地質、地質構造、土質、環境、土地利用状況等について必要な調査を行い、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。なお、開発事業等実施地区外からの地表水や地下水の流入を起因とした災害も想定されるため、必要に応じて開発事業等実施地区周辺も含めて調査を行うこと。
- 2) 開発事業等における防災措置の検討に当たっては、開発事業等全体の設計・施工計画との整合性に留意すること。また、山地・森林の場が有する特性に留意した検討を行うこと。
- 3) 工事施工中における濁水、土砂の流出等による災害及び障害を防止するために必要な措置を先行して講ずること。
- 4) 他の法令等による行為規制が行われている地区で開発事業等を実施する場合には、関係諸機関と調整、協議等を行うこと。

IV 耐震対策

IV・1 耐震対策の基本目標

開発事業等において造成される土地、地盤、土木構造物等（以下「造成宅地及び農地等」という。）の耐震対策においては、造成宅地及び農地等又は当該造成宅地及び農地等を敷地とする建築物等の供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震（中地震）の地震動に際しては、造成宅地及び農地等の機能に重大な支障が生じず、また、発生確率は低い直下型又は海溝型巨大地震に起因するさらに高レベルの地震（以下「大地震」という。）の地震動に際しては、人命、造成宅地及び農地等の存続に重大な影響を与えないことを耐震対策の基本目標とする。

IV・2 耐震対策検討の基本的な考え方

開発事業等の実施に当たっては、開発事業等における土地利用計画、周辺の土地利用状況、当該地方公共団体が定める地域防災計画等を勘案するとともに、原地盤、盛土材料等に関する調査結果に基づき、耐震対策の必要性、必要な範囲、耐震対策の目標等を具体的に検討することが必要である。

また、耐震対策の検討は、開発事業等の基本計画作成の段階から、調査、設計及び施工の各段階に応じて適切に行うことが大切である。

IV・3 耐震設計の基本的な考え方

開発事業等において耐震対策の必要な施設については、当該施設の要求性能等に応じて、適切な耐震設計を行わなければならない。

盛土のり面、盛土全体、擁壁及び崖面崩壊防止施設の安定性に関する検討においては震度法により、地盤の液化判定に関する検討においては簡易法により、それぞれ設計を行うことを標準とし、必要に応じて動的解析法による耐震設計を行う。

V 盛土

V・1 原地盤及び周辺地盤の把握

盛土の設計に際しては、地形・地質調査等を行って盛土の基礎地盤の安定性を検討することが必要である。

特に、盛土の安定性に多大な影響を及ぼす軟弱地盤、傾斜地盤、山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性が懸念される地盤については、入念に調査する。また、溪流・集水地形等において、流水、湧水及び地下水の流入、遮断が懸念される場合は、周辺地盤も適宜調査する。これらの調査を通じて盛土のり面の安定性のみならず、基礎地盤及び周辺地盤を含めた盛土全体の安定性について検討することが必要である。

V・2 排水施設等

排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により完全に地下水の排除ができるように計画することを基本とする。

V・2・1 地下水排除工

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要である。

1) 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。

2) 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

3) 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

4) 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とする。

V・2・2 盛土内排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ることが必要である。

水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置することを基本とする。

V・3 盛土のり面の検討

V・3・1 盛土のり面の勾配

盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下とする。なお、次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

1) のり高が特に大きい場合

2) 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合

3) 盛土箇所の原地盤が不安定な場合

- 4) 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
- 5) 腹付け盛土となる場合
- 6) 締固め難い材料を盛土に用いる場合

V・3・2 盛土のり面の安定性の検討

盛土のり面の安定性の検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、のり面勾配等の決定に当たっては、安定計算の結果に加え、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照した上で総合的に検討することが大切である。

1) 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とする。また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式（簡便法）によることを標準とするが、現地状況等に応じて他の適切な安定計算式を用いる。

2) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ c ）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

3) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。

しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。また、溪流等においては、高さ15メートル超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（ u ）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくい。が、溪流等における高さ15メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施する。

4) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

V・3・3 盛土のり面の形状

盛土のり面の形状は、気象、地盤条件、盛土材料、盛土の安定性、施工性、経済性、維持管理等を考慮して合理的に設計するものとする。

なお、のり高が小さい場合には、のり面の勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、のり高5メートル程度ごとに小段を設けることを原則とする。小段幅は1～2メートルとすることが一般的である。

また、この場合、二つの小段にはさまれた部分は単一勾配とし、地表水が集中しないように適切に小段に排水勾配を設ける必要がある。

V・4 盛土全体の安定性の検討

盛土全体の安定性を検討する場合は、造成する盛土の規模が、次に該当する場合である。

1) 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

2) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの。

検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照することが大切である。

①安定計算

谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。ただし、溪流等における盛土は「V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方」を参照すること。

腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

②設計土質定数

安定計算に用いる粘着力(c)及び内部摩擦角(ϕ)の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

③間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安定性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧(u)とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくい。しかし、溪流等における高さ15メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化判定等を実施すること。

④最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率(F_s)は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とする。

V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要がある。なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様な措置を講ずる必要がある。

ここで、溪流等の範囲とは、溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とする。なお、自治体は地形・地質条件に応じて溪流等の範囲を拡大・縮小することが可能である。また、自治体は開発事業者等に対し、範囲設定の考え方を明確にする必要がある。

1) 盛土高

盛土の高さは15メートル以下を基本とし、「V・3 盛土のり面の検討」に示す安定計算等の措置を行う。ただし、盛土の高さが15メートルを超える場合は、次のとおりとする。

- ① より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。
- ② 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。（「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照）
- ③ 液状化判定等を実施する。（「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照）

④ 大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければその精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」という。）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

2) のり面処理

- ① のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁等の構造物を検討するものとする。
- ② のり面は、必ず植生等によって処理するものとし、裸地で残してはならない。
- ③ のり面の末端が流水に接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し十分安全を確保できる高さまで構造物で処理しなければならない。

3) 排水施設

盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、溪流を埋め立てる場合には、本川、支川をとわず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けなければならない。

4) 工事中及び工事完了後の防災

工事中の土砂の流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈砂池等を設ける必要がある。また、工事完了後の土砂の流出を防止するため沈砂池を設けなければならない。防災ダムは、工事中に土砂の流出がない場合には、工事完了後、沈砂池として利用できる。

V・6 盛土の施工上の留意事項

盛土の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 原地盤の処理

盛土の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うことが必要である。

調査の結果、軟弱地盤として対策工が必要な場合は、「X 軟弱地盤対策」により適切に処理するものとする。山地・森林における複雑性・脆弱性が懸念される地盤の場合には、脆弱な地盤を排除する等、適切に基盤面を処理するものとする。また、溪流等の湧水や地下水が懸念される地盤の場合には、「V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方」により適切に処理するものとする。普通地盤の場合には盛土完成後の有害な沈下を防ぎ、盛土と基礎地盤のなじみをよくしたり、初期の盛土作業を円滑にしたりするために次のような原地盤の処理を行うものとする。

- ① 伐開除根を行う。
- ② 暗渠排水工及び基盤排水層を単独又はあわせて設置し排水を図る。
- ③ 極端な凹凸及び段差はできるだけ平坦にかき均す。

なお、既設の盛土に新しく腹付けして盛土を行う場合にも同様な配慮が必要であるほか、既設の盛土の安定に関しても十分な注意を払うことが必要である。

2) 傾斜地盤上の盛土

盛土基礎地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が15度（約1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように、原則として段切りを行うことが必要である。

また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の盛土では、勾配にかかわらず段切りを行うことが望ましい。

3) 盛土材料

盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認する必要がある。また、切土からの流用土又は付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これらの現地発生材の性質を十分把握するとともに、次のような点を踏まえて適切な対策を行い、品質の良い盛土を築造する。

- ① 岩塊、玉石等を多量に含む材料は、盛土下部に用いる等、使用する場所に注意する。
- ② 頁岩、泥岩等のスレーキングしやすい材料は用いないことを原則とするが、やむを得ず使用する場合は、その影響及び対策を十分検討する。

- ③ 吸水性、圧縮性が高い腐植土等の材料を含まないようにする。
- ④ 高含水比粘性土については、5) に述べる含水量調節及び安定処理により入念に施工する。
- ⑤ 比較的細砂で粒径のそろった砂は、地下水が存在する場合に液状化するおそれがあるので、十分な注意が必要である。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければならない。

4) 敷均し

盛土の施工に当たっては、1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）をおおむね0.30メートル以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均す。

5) 含水量調節及び安定処理

盛土の締固めは、盛土材料の最適含水比付近で施工することが望ましいので、実際の含水比がこれと著しく異なる場合には、バツ気又は散水を行って、その含水量を調節する。

また、盛土材料の品質によっては、盛土の締固めに先立ち、化学的な安定処理等を行う。

6) 締固め

盛土の締固めに当たっては、所定の品質の盛土を仕上げるため、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行う。

特に盛土と切土の接合部は、地盤支持力が不連続になったり、盛土部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化して完成後仕上げ面に段違いを生じたり、地震時には滑り面になったりするおそれもあることから、十分な締固めを行う必要がある。

7) 防災小堤

盛土施工中の造成面ののり肩には、造成面からのり面への地表水の流下を防止するため、必要に応じて、防災小堤を設置する。

V・7 盛土の維持管理

土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土に伴う災害が生じないよう適切な維持管理により、土地の保全に努める必要がある。維持管理に当たっては、盛土の変状や湧水等の発生状況について定期的に確認することが望ましい。また、必要に応じて地下水観測や排水施設の機能回復等の措置を行うことが有効である。これらのことから、工事主又は工事施行者は、維持管理方法について施工段階から考えることが重要である。

なお、災害の防止のため必要があると認める場合においては、都道府県知事はその土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、盛土規制法に基づき、災害の防止のため必要な措置をとることを勧告できる。

VI 切土

VI・1 切土のり面の勾配

切土のり面の勾配は、のり高、のり面の土質等に応じて適切に設定するものとし、その崖面は、原則として擁壁（これにより難しい場合は「IX 崖面崩壊防止施設」）で覆わなければならない。

ただし、次表に示すのり面は、擁壁等の設置を要しない。

なお、次のような場合には、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合
- 2) のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合
- 3) のり面に湧水等が多い場合
- 4) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

表 切土のり面の勾配（擁壁等の設置を要しない場合）

のり面の土質	のり高	
	崖の上端からの垂直距離	
	①H ≤ 5 m	②H > 5 m
軟岩 (風化の著しいものは除く)	80度 以下 (約1 : 0.2)	60度 以下 (約1 : 0.6)
風化の著しい岩	50度 以下 (約1 : 0.9)	40度 以下 (約1 : 1.2)
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの	45度 以下 (約1 : 1.0)	35度 以下 (約1 : 1.5)

VI・2 切土のり面の安定性の検討

切土のり面の安定性の検討に当たっては、安定計算に必要な数値を土質試験等によりの確に求めることが困難な場合が多いので、一般に次の事項を総合的に検討した上で、のり面の安定性を確保するよう配慮する必要がある。

1) のり高が特に大きい場合

地山は一般に複雑な地層構成をなしていることが多いので、のり高が大きくなるに伴って不安定要因が増してくる。したがって、のり高が特に大きい場合には、地山の状況に応じて次の2)～7)の各事項について検討を加え、できれば余裕のあるのり面勾配にする等、のり面の安定化を図るよう配慮する必要がある。

2) のり面が割れ目の多い岩又は流れ盤である場合

地山には、地質構成上、割れ目が発達していることが多く、切土した際にこれらの割れ目に沿って崩壊が発生しやすい。したがって、割れ目の発達程度、岩の破碎の度合、地層の傾斜等について調査・検討を行い、周辺の既設のり面の施工実績等も勘案の上、のり面の勾配を決定する必要がある。

特に、のり面が流れ盤の場合には、滑りに対して十分留意し、のり面の勾配を決定することが大切である。

3) のり面が風化の速い岩である場合

のり面が風化の速い岩である場合は、掘削時には硬く安定したのり面であっても、切土後の時間の経過とともに表層から風化が進み、崩壊が発生しやすくなるおそれがある。したがって、このような場合には、のり面保護工により風化を抑制する等の配慮が必要である。

4) のり面が侵食に弱い土質である場合

砂質土からなるのり面は、表面流水による侵食に特に弱く、落石、崩壊及び土砂の流出が生じる場合が多いので、地山の固結度及び粒度に応じた適切なのり面勾配とするとともに、のり面全体の排水等に十分配慮する必要がある。

5) のり面が崩積土等である場合

崖すい等の固結度の低い崩積土からなる地山において、自然状態よりも急な勾配で切土をした場合には、のり面が不安定となって崩壊が発生するおそれがあるので、安定性の検討を十分に行い、適切なのり面勾配を設定する必要がある。

6) のり面に湧水等が多い場合

湧水の多い箇所又は地下水位の高い箇所を切土する場合には、のり面が不安定になりやすいので、のり面勾配を緩くしたり、湧水の軽減及び地下水位の低下のためののり面排水工を検討したりする必要がある。

7) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

切土によるのり面又は崖の上端に続く地盤面に砂層、礫層等の透水性が高い地層又は破碎帯が露出するような場合には、切土後に雨水が浸透しやすくなり、崩壊の危険性が高くなるので、のり面を不透水性材料で覆う等の浸透防止対策を検討する必要がある。

VI・3 切土のり面の形状

切土のり面の形状には、単一勾配ののり面及び土質により勾配を変化させたのり面があるが、その採用に当たっては、のり面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状とする必要がある。

なお、のり高が大きい切土のり面では、のり高5メートル程度ごとに幅1～2メートルの小段を設けることが一般的である。

VI・4 切土の施工上の留意事項

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いので、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じてのり面勾配を変更する等、適切な対応を図るものとする。

なお、次のような場合には、施工中に滑り等が生じないように留意することが大切である。

- 1) 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- 2) 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- 3) 土質が層状に変化している場合
- 4) 湧水が多い場合
- 5) 表面はく離が生じやすい土質の場合
- 6) 積雪・寒冷地域の場合

VI・5 切土のり面の維持管理

土地の所有者、管理者又は占有者は、切土のり面における災害が生じないように適切な維持管理により、土地の保全に努める必要がある。

なお、災害の防止のため必要があると認める場合においては、都道府県知事はその土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、盛土規制法に基づき、災害の防止のため必要な措置をとることを勧告できる。

Ⅶ のり面保護工及びその他の地表面の措置

Ⅶ・1 のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方

開発事業等により土地の造成を行う場合、裸地となることで侵食や洗掘が生じ、これらの拡大により崩壊が発生することが懸念される。このため、のり面その他の地表面にかかわらず、のり面保護工により保護する必要がある。

開発事業等に伴って生じる崖面については、擁壁（これにより難しい場合は、「Ⅸ 崖面崩壊防止施設」）で覆うことを原則としつつ、擁壁等で覆わない場合には、その崖面が風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工又は構造物によるのり面保護工等で崖面を保護するものとする。

また、開発事業等に伴って生じる崖面以外の地表面についても、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工等により地表面を保護するものとする。

Ⅶ・2 のり面保護工の種類

のり面保護工の種類としては、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工及びのり面排水工がある。

Ⅶ・3 のり面保護工の選定

のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性・施工性にすぐれた工法を選定するものとする。

工法の選定に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 植生可能なのり面では、植生の被覆効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与することに着目し、のり面緑化工の選定を基本とする。ただし、植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定する。
- 2) のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工が併設される。
- 3) 同一のり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも一様でない場合が多いので、それぞれの条件に適した工法を選定する必要がある。

Ⅶ・4 のり面緑化工の設計・施工上の留意事項

のり面緑化工の成否は、植物の生育いかんによるため、その設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) のり面緑化工の完成に必要な施工場所の立地条件を調査すること
- 2) のり面の勾配は、なるべく40度（約1：1.2）より緩くすること

- 3) のり面の土質は、植物の生育に適した土壌とすること
- 4) 植物の種類は、活着性がよく、生育の早いものを選定すること
- 5) 施工時期は、なるべく春期とし、発芽に必要な温度・水分が得られる範囲で、可能な限り早い時期とすること
- 6) 発芽・生育を円滑に行うため、条件に応じた適切な補助工法を併用すること
- 7) 日光の当たらない場所等植物の生育の困難な場所は避けること

VII・5 構造物によるのり面保護工の設計・施工上の留意事項

構造物によるのり面保護工の設計・施工に当たっては、のり面の勾配、土質、湧水の有無等について十分に検討することが大切である。

VII・6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項

のり面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 湧水及び地下水の状況を把握するため、事前に十分な調査を行うこと
- 2) 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること
- 3) のり面を流下する地表水は、のり肩及び小段に排水溝を設けて排除すること
- 4) 浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除すること
- 5) のり面排水工の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続すること

VII・7 崖面以外の地表面に講ずる措置

開発事業等に伴って生じる地表面は、裸地となることにより、風化、雨水等による侵食や洗掘が生じやすい。侵食や洗掘が進行した場合、崩壊が生じる可能性がある。このため崖面以外の地表面についても、侵食や洗掘を防止するため、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護する必要がある。

特に、太陽光発電施設等の施設が設置される地盤については、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、侵食を生じやすくなることが想定されるため、十分な検討を行うことが大切である。

なお、次の各事項に該当するものは、地表面の保護を要さない。

- 1) 排水勾配を付した盛土又は切土の上面
- 2) 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- 3) 農地等で植物の生育が確保される地表面

VIII 擁壁

VIII・1 擁壁の基本的な考え方

開発事業等において、次のような「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則としてその崖面を擁壁で覆わなければならない。

- 1) 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える「崖」
- 2) 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」
- 3) 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」

ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖の部分で、「VI・1 切土のり面の勾配」の表に該当する崖面については、擁壁を設置しなくてもよい。また、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて、「IX 崖面崩壊防止施設」を適用する。

VIII・2 擁壁の種類及び選定

擁壁は、材料、形状等により、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造等に分類される。

擁壁の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、擁壁に求められる安全性を確保できるものを選定しな

ければならない。

VIII・3 擁壁の設計及び施工

VIII・3・1 擁壁の設計・施工上の一般的留意事項

擁壁の設計・施工に当たっては、擁壁に求められる性能に応じて、擁壁自体の安全性はもとより擁壁を含めた地盤及び斜面全体の安全性についても総合的に検討することが必要である。

また、擁壁の基礎地盤が不安定な場合には、必要に応じて基礎処理等の対策を講じなければならない。

VIII・3・2 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計及び施工

VIII・3・2・1 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計上の一般的留意事項

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁（以下「鉄筋コンクリート造等擁壁」という。）の設計に当たっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように、次の各事項についての安全性を検討するものとする。

- 1) 土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと
- 2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

VIII・3・2・2 鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方

1) 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意する。

- ① 盛土部に設置される擁壁は、裏込め地盤が均一であるとして土圧を算定できる。
- ② 切土部に設置される擁壁は、切土面の位置及び勾配、のり面の粗度、湧水及び地下水の状況等に応じて、適切な土圧の算定方法を検討しなければならない。
- ③ 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によることを標準とする。

2) 擁壁背面の地盤面上にある建築物、工作物、積雪等の積載荷重は、擁壁設置箇所の実状に応じて適切に設定するものとする。

3) 設計に用いる地震時荷重は、1) ③で述べた地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。

VIII・3・2・3 鉄筋コンクリート造等擁壁の底版と基礎地盤との摩擦係数

擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数は、原則として土質試験結果に基づき、次式により求める。

$$\mu = \tan \phi \quad (\phi : \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6を超えないものとする。

なお、土質試験がなされない場合には、盛土規制法施行令別表第三の値を用いることができる。

VIII・3・2・4 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 地盤（地耐力等）

土質試験等により基礎地盤が設計条件を満足することを確認する。

2) 鉄筋の継手及び定着

主筋の継手部の重ね長さ及び末端部の定着処理を適切に行う。

3) 伸縮継目及び隅角部の補強

伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強する。

4) コンクリート打設、打継ぎ、養生等

コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行う。

5) 擁壁背面の埋め戻し

擁壁背面の裏込め土の埋め戻しは、所定のコンクリート強度が確認されてから行う。また、沈下等が生じないように十分に締固める。

6) 排水

擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜き穴等を適切な位置に設ける。

7) その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

VIII・3・2・5 鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎工の設計

鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎は、直接基礎とすることを原則とする。また、直接基礎は良質な支持層上に設けることを原則とするが、軟弱地盤等で必要地耐力が期待できない場合は、地盤の安定処理又は置換によって築造した改良地盤に直接基礎を設ける。また、直接基礎によることが困難な場合は、杭基礎を考慮する。

VIII・3・3 練積み造擁壁の設計及び施工

VIII・3・3・1 練積み造擁壁の設計上の留意事項

間知石練積み造擁壁その他の練積み造擁壁の構造は、勾配、背面の土質、高さ、擁壁の厚さ、根入れ深さ等に応じて適切に設計するものとする。

ただし、原則として地上高さは5メートルを限度とする。

なお、擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁には、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けるものとする。

また、崖の状況等により、はらみ出しその他の破壊のおそれがあるときには、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の措置を講ずる必要がある。

VIII・3・3・2 練積み造擁壁の施工上の留意事項

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 丁張り

擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、表丁張り及び裏丁張りを設置する。

2) 裏込めコンクリート及び透水層

裏込めコンクリート及び透水層の厚さが不足しないよう、組積み各段の厚さを明示した施工図を作成する。

3) 抜型枠

裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用する。

4) 組積み

組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをする。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをする。

5) 施工積高

1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめる。

6) 水抜き穴の保護

コンクリートで水抜き穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにする。

7) コンクリート打設

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固める。

8) 擁壁背面の埋め戻し

擁壁背面の埋め戻し土は胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工する。

9) 養生

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生する。

10) その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

IX 崖面崩壊防止施設

IX・1 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する。本施設は、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて設置する。ただし、住宅建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できない。

崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に、土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とする。また、崖面崩壊防止施設の設置に当たっては、大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は、適用性を慎重に判断する必要がある。

IX・2 崖面崩壊防止施設の種類の選定

崖面崩壊防止施設の工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等がある。

崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければならない。また、その構造上、過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は適用性が低いことに注意が必要である。

特に、設置箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等について十分な検討が必要である。

IX・3 崖面崩壊防止施設的设计・施工上の留意事項

崖面崩壊防止施設的设计・施工に当たっては、崖面崩壊防止施設の種類によって設計方法や材料が異なるため、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討が必要である。また、必要に応じて、崖面崩壊防止施設自体の安定性はもとより崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安定性についても総合的に検討する。

崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するように、次の各事項についての安定性を検討するものとする。

- 1) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
- 2) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に考慮した設計・施工を行う必要がある。

X 軟弱地盤対策

X・1 軟弱地盤の概念

軟弱地盤は、盛土及び構造物の荷重により大きな沈下を生じ、盛土端部が滑り、地盤が側方に移動する等の変形が著しく、開発事業等において十分注意する必要がある地盤である。

なお、地震時に液状化が発生するおそれがある砂質地盤については一種の軟弱地盤と考えられ、必要に応じて別途検討するものとする。

X・2 軟弱地盤の分布及び特徴

X・2・1 軟弱地盤の分布

軟弱地盤は、一般に、河川沿いの平野部、海岸沿いの平坦な土地、湖沼、谷等に分布する場合が多い。

また、軟弱地盤は、地下水位が高く冠水等の障害が起こりやすいので、土地利用状況からみると低平な水田又は荒地になっていることが多い。

X・2・2 軟弱地盤の特徴

軟弱地盤を構成する土層は、ここ数千年の間に堆積したものが多い。

また、軟弱地盤はその地形的分布、土質等から、泥炭質地盤、粘土質地盤及び砂質地盤に大別できる。
しかし、同質の地盤であっても、その土質の性状等の特徴は、軟弱地盤の生成された環境によって大きく異なることが一般的である。

X・3 軟弱地盤対策の検討手順

軟弱地盤の分布が予想される箇所で開発事業等を行う場合、あるいは開発事業等に伴う事前の調査ボーリングの結果から地層に粘土等の存在が明らかになった場合には、標準貫入試験、スクリーウエイト貫入試験、コーン貫入試験等の調査を行って、軟弱地盤であるかどうかを判定する。

その結果、軟弱地盤と判定された場合には、さらに沈下量、沈下時間、安定性等について検討を行い、適切な対策を講ずるものとする。

X・4 軟弱地盤の判定に必要な調査

軟弱地盤の判定は、標準貫入試験、スクリーウエイト貫入試験、コーン貫入試験等の結果に基づき行うものとする。

これらの試験等による判定が困難な場合には、必要に応じて土質試験を行い判定するものとする。

X・5 軟弱地盤の判定の目安

軟弱地盤の判定の目安は、地表面下10メートルまでの地盤に次のような土層の存在が認められる場合とする。

- 1) 有機質土・高有機質土
- 2) 粘性土で、標準貫入試験で得られるN値が2以下、スクリーウエイト貫入試験において100kg以下の荷重で自沈するもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数 (qc) が4 kgf/cm²以下のもの
- 3) 砂質土で、標準貫入試験で得られるN値が10以下、スクリーウエイト貫入試験において半回転数 (N_{sw}) が50以下のもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数 (qc) が40kgf/cm²以下のもの
なお、軟弱地盤の判定に当たって土質試験結果が得られている場合には、そのデータも参考にする。

X・6 軟弱地盤対策の検討

X・6・1 軟弱地盤対策の基本的な考え方

軟弱地盤対策に当たっては、地盤の条件、土地利用計画、施工条件、環境条件等を踏まえて、沈下計算及び安定計算を行い、隣接地も含めた造成上の問題点を総合的に検討する。

その結果、盛土、構造物等に対する影響がある場合は、対策工の検討を行うものとする。

X・6・2 沈下量、沈下速度等の検討

軟弱地盤において開発事業等を実施する場合には、圧密沈下が長期間にわたり、将来的に重大な影響を及ぼすおそれもあるので、盛土、構造物の荷重等による圧密沈下量及び圧密沈下速度を検討するとともに、許容残留沈下量を満足するのに要する時間を設計段階で把握しておく必要がある。

X・6・3 許容残留沈下量

軟弱地盤において開発事業等を実施する場合には、残留沈下によって家屋及び構造物に影響を及ぼさないようにしなければならない。

許容残留沈下量の設定に当たっては、事業計画及び地盤条件を十分考慮し、家屋及び構造物の構造、重要性及び工事費、土地の処分時期等を総合的に評価した上で適切な値を定める必要がある。

X・6・4 沈下量の計算方法

盛土荷重による軟弱地盤の沈下量の計算には、通常、次の方法が用いられている。

- 1) 間げき比 (e o) を主とした式
- 2) 圧縮指数 (c c) を使用した式
- 3) 体積圧縮係数 (m v) を使用した式

X・6・5 沈下時間の計算方法

盛土荷重による軟弱地盤の沈下時間の計算は、一般に、次式に示す一次圧密解析法によって行われる。

$$t = D^2 / C_v \cdot T_v$$

ここに、

t : 任意の平均圧密度 (\bar{U}) に達するのに要する時間 (日)

D : 圧密層の最大排水距離 (cm)

D = H / 2 (両面排水条件)、

D = H (片面排水条件)

H : 圧密層厚 (cm)

C_v : 圧密係数 ($\text{cm}^2/\text{日}$) (圧密試験により求める。)

T_v : 平均圧密度 (\bar{U}) に応じた時間係数 (通常は次表に示す値を用いる。)

\bar{U} = 圧密層全体のある時間における沈下量の平均値 / 圧密層全体の全沈下量の平均値

表 平均圧密度 (\bar{U}) と時間係数 (T_v) の関係

\bar{U}	0.10	0.20	0.30	0.40	0.50	0.60	0.70	0.80	0.90	0.95	1.00
T_v	0.008	0.031	0.071	0.126	0.197	0.287	0.403	0.567	0.848	1.128	∞

X・6・6 沈下の検討における留意事項

沈下の検討に当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

- 1) 計算値と現場における沈下との対応
- 2) 二次圧密等の長期沈下
- 3) 広域地盤沈下

X・6・7 軟弱地盤上の盛土のり面付近の安定

軟弱地盤に盛土を行う場合には、施工中、施工直後及び完成後の将来にわたり、常にその安定性を確保しておくことが大切である。

X・6・8 安定計算の方法

盛土端部の安定は、単一の円弧滑り面を想定した全応力法による計算に基づいて検討することを標準とする。

ただし、安定計算の結果のみを重視することなく、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参考にすることが大切である。

X・6・9 安定計算における留意事項

盛土端部の安定計算に当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

- 1) 軟弱層基盤の傾斜
- 2) 地盤強度の低下
- 3) テンションクラック
- 4) 滑り面 (臨界円) の位置
- 5) 盛土材料の強度の評価

X・6・10 軟弱地盤上の盛土端部の安全率

盛土端部の底部破壊については常時の安定性を確保するとともに、最小安全率 (F_s) は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。

X・6・11 盛土周辺地盤への影響検討

軟弱地盤上に盛土を行う際に、隣接地に家屋若しくは重要な構造物がある場合又は盛土端部の安定計算によって求められた安全率に十分な余裕のない場合には、周辺地盤への影響について詳細な検討を行うとともに、必要に応じて試験盛土により沈下及び側方変位の性状を把握して、適切な対策を講ずることが大切である。

X・7 軟弱地盤対策と土地利用計画等

軟弱地盤対策を検討する場合には、土地利用計画、各構造物の設計上の対応等を考慮するとともに、安全性、経済性、効果等を勘案して、適切な対策を選定する必要がある。

なお、その際には、開発事業等の計画から設計、施工及び維持管理までの全般にわたる開発事業等の流れを念頭において検討することが大切である。

X・8 軟弱地盤対策工の選定

X・8・1 対策工の選定の基本的な考え方

対策工の選定に当たっては、軟弱地盤の性状、土地利用計画、工期・工程、施工環境、経済性、施工実績等の諸条件を総合的に検討することが必要である。

X・8・2 対策工の目的及び種類

対策工には、その目的によって、沈下対策を主とする工法、安定対策を主とする工法、沈下及び安定の両者に対して効果を期待する工法等がある。

X・8・3 対策工の選定手順

対策工の選定に当たっては、まず、その必要性及び目的を明確にし、地盤、施工等に関する諸条件を考慮して、いくつかの対策工案を抽出する。

次に、それらの対策工について詳細な比較検討を行うとともに、総合的な判断に基づいて最適な工法を決定する。

X・8・4 対策工の選定上の留意事項

対策工の選定に当たっては、次の諸条件を十分に考慮することが大切である。

- 1) 地盤条件（土質、軟弱層厚、成層状態、基盤の傾斜等）
- 2) 土地条件（土地利用、施設配置、盛土厚等）
- 3) 施工条件（用地、工費、工期、材料、施工深度等）
- 4) 環境条件（周辺環境、隣接地への影響等）

X・8・5 周辺への影響防止

軟弱地盤上の盛土の施工に伴う周辺環境への影響については、事前に十分な調査・検討を行い、いかなる場合においても周辺施設に重大な影響を及ぼすことのないよう万全の対策をとることが大切である。

X・9 軟弱地盤対策の各工法の設計及び施工

X・9・1 対策工の設計・施工上の留意事項

対策工の設計に当たっては、その特徴を十分理解するとともに、軟弱地盤の性質を的確に把握することが大切である。

また、施工に際しても、かく乱等により地盤の性状を著しく変化させ、設計時の条件と異なった状態とならないように十分留意する必要がある。

X・9・2 各工法の目的及び特徴

X・9・2・1 表層処理工法

表層処理工法は、軟弱地盤上の地表水の排除、盛土内の水位低下、施工機械のトラフィカビリティの確保、軟弱地盤上の盛土又は構造物の支持力確保等を目的として用いる。

X・9・2・2 置換工法

置換工法は、盛土端部の安定を短期間に確保する場合、盛土層が薄く建物荷重や交通荷重による沈下が大きな問題となる場合等において、軟弱土を良質材に置き換える工法である。

X・9・2・3 押え盛土工法

押え盛土工法は、盛土端部の安定確保及び側方地盤の変形の軽減を目的とする工法であり、用地に余裕がある場合及び施工時の変状に対する応急対策として用いる。

X・9・2・4 緩速载荷工法

緩速载荷工法は、盛土端部の安定確保及び側方地盤の変形の抑制を目的として、地盤の変形等を計測しながら盛土を施工する工法である。

X・9・2・5 载荷重工法

载荷重工法は、圧密沈下を促進して残留沈下を軽減する目的で用いる工法である。

X・9・2・6 バーチカルドレーン工法

バーチカルドレーン工法は、圧密沈下の促進及び地盤の強度増加を目的として用いる工法である。

X・9・2・7 締固め工法

締固め工法は、盛土端部の安定を図ることを目的とする工法であり、主にサンドコンパクションパイル工法が用いられている。

X・9・2・8 固結工法

固結工法は、盛土端部若しくは盛土全体の安定確保又は構造物基礎地盤の改良を目的として用いる工法である。

X・10 軟弱地盤における施工管理

X・10・1 施工管理の基本的な考え方

軟弱地盤における工事の実施に当たっては、常に地盤の挙動を監視し、異常が発見された場合には、早急にその原因を究明して適切な対応を図るとともに、施工の推渉に応じて施工計画、工法及び設計の修正又は変更を行うことが大切である。

X・10・2 施工管理の内容

軟弱地盤における施工管理では、軟弱地盤の性状、施工条件、工期等を十分勘案した施工計画を立て、現場計測を主体として地盤の安定及び沈下を管理することが大切である。

X・10・3 計測管理の目的

計測管理は、軟弱地盤の沈下量、側方変位量、強度等の経時変化を測定し、その結果に基づき盛土の安定管理と沈下管理を行うことを目的とする。

X・10・4 安定管理の留意事項

安定管理においては、盛土施工中、盛土の立上げ速度を適切に管理して、基礎地盤の著しい変形及び滑りを未然に防止し、常に安定した状態を保持することが大切である。

X・10・5 沈下管理の留意事項

沈下管理においては、動態観測により得た実測沈下量に基づき、設計時に見込んだ沈下量を修正して盛土量を管理するとともに、施工後に継続して生じる沈下量を推定し、残留沈下量の適否を確認することが大切である。

X・10・6 現場計測の方法

現場計測に当たっては、盛土の規模、工期、設計段階において予測された問題点等の諸条件を考慮して、計測項目、計器の種類及び配置、測定時間及び頻度等を決定することが大切である。

また、計測管理に役立つよう、測定結果を速やかに整理することも大切である。

X・10・7 盛土工の施工管理及び施工上の留意事項

盛土工の施工管理は、盛土の品質管理試験によることを標準とし、また、盛土工の施工に当たっては、次の各事項に十分留意することが大切である。

- 1) 準備排水及び施工中の盛土面の排水
- 2) 盛土作業
- 3) 盛土端部の処理

X・10・8 環境管理

工事中の環境管理は、施工管理と一体として行うとともに、次の各事項に留意して適切な処置を講じ、工事が円滑に進められるようにすることが大切である。

- 1) 盛土に伴う周辺地盤の変位
- 2) 建設機械による騒音・振動
- 3) 土砂流出による水質汚濁

X・10・9 試験盛土の目的

試験盛土は、設計値と試験盛土による実測データとを比較し、実測データが設計時の考え方に適合しているかを検討することにより、合理的な設計・施工方法を見出すことを主目的とする。

X・10・10 試験盛土の方法

試験盛土の方法は、試験の目的、盛土の規模、軟弱層の特性、対策工の種類等によって異なり、一律に定められないが、盛土施工に伴う軟弱地盤の挙動及び土性の変化等を詳細に把握できる方法を用いることが大切である。

X・11 地盤の液状化

X・11・1 液状化対策の基本

開発事業等に際しては、開発事業等実施地区及びその周辺域において、地震時の液状化現象により悪影響が生じることを防止・軽減するため、液状化に対する検討を行い、適切な対策を行う必要がある。

X・11・2 液状化地盤の確認・調査

開発事業等に際しては、あらかじめ既存資料等により液状化地盤の分布状況を確認するものとする。

また、土地利用計画等を踏まえ、必要に応じて地盤調査、土質試験等を行い、開発事業等実施地区及びその周辺域の液状化地盤の分布、液状化発生の可能性に関する判定等を行うものとする。

さらに、液状化が発生すると、周辺地形等の条件によっては地盤が側方流動することがあるため、地盤調査及び土質試験のほか、周辺地形等の調査も必要になる。

X・11・3 液状化地盤の判定

液状化地盤の判定は、標準貫入試験、スクリーウエイト貫入試験、コーン貫入試験等の地盤調査結果、細粒分含有率試験結果、地下水位の測定結果等を用いて行うことを標準とする。

また、必要に応じて判定結果に基づく液状化地盤の分布を示した地図（液状化マップ）を作成する。

X・11・4 液状化対策工法の検討

開発事業等実施地区又はその周辺域に液状化地盤が存在する場合には、地震時における地盤の液状化に伴う被害及び悪影響の範囲並びに程度に関する十分な検討に基づき、土地利用計画、経済性、構造物等の重要性等を総合的に勘案して対策工の必要性及びその範囲並びに程度について検討し、適切な対策工を選定するものとする。

また、地盤の液状化による被害又は悪影響が著しい場合には、土地利用計画を再検討することも必要である。

なお、液状化対策は実施の時期として、開発事業等の実施段階で行う場合とその後の建築物等の建設段階で行う場合があり、対策の方針として、液状化の発生そのものを抑制する方法と液状化の発生を前提に建築物等の基礎構造で対応する方法、さらに、それぞれを併用する方法があるため、最も適切な対応方法について十分な検討が必要である。

X I 自然斜面等への配慮

山地・森林等では地形や地下構造が複雑な上、雨水や地下水の流出過程も複雑である。さらに、山地斜面は、土質や植生等の多様な要因の影響を受けて、微妙なバランスの上で安定性が保たれている場合もある。山地・森林等における開発事業等に際しては、このような山地・森林等の場が有する複雑性や脆弱性を考慮した対応が必要であり、盛土等により造成される地盤面のみならず、地形改変により周辺の自然斜面が不安定化する等の影響を十分に調査し、自然斜面と盛土等を含めた全体の安定を考慮する必要がある。

特に、盛土等が周辺の雨水や地下水の流出過程の改変を引き起こすことや、流域界を越えて地下水が流入する可能性があることに留意が必要である。

また、山地・森林、丘陵地等における開発事業等に際しては、土砂災害に関する法指定区域等に十分留意して、適正な土地利用を図る等、開発事業等実施地区の安全を確保する。また、関係部局との相互の連携を充実させるものとする。

X II 治水・排水対策

X II・1 治水・排水対策の基本

X II・1・1 治水・排水対策の基本的な考え方

開発事業等においては、開発事業等実施地区及び周辺に溢水等の被害が生じないように、当該地区内の雨水・地表水や地下水並びに当該地区外から流入する雨水・地表水や地下水を安全に流下させるための治水・排水対策を実施するものとする。

X II・1・2 治水・排水対策の種類

治水・排水対策は、開発事業等実施地区内の雨水（当該地区外から流入する雨水・地下水も含む。）を適切に排出し、盛土のり面及び切土のり面の侵食、崩壊、地盤面の冠水等の被害を防止するための排水対策と開発事業等に伴う流出形態の変化等による開発事業等実施地区及び下流域の洪水被害を防止するための治水対策に大別される。

治水対策は、さらに下流河川等の改修による対策と流出抑制施設による対策に分けられる。

X II・2 開発事業等実施地区内の排水施設

X II・2・1 排水施設の配置

開発事業等実施地区内の一般に次に掲げる箇所においては、排水施設の設置を検討しなければならない。

- 1) 盛土のり面及び切土のり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。）の下端
- 2) のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所
- 3) 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- 4) 湧水又は湧水のおそれがある箇所
- 5) 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- 6) 溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- 7) 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- 8) その他、地表水等を速やかに排除する必要がある箇所

X II・2・2 排水施設の規模

排水施設の規模は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるよう決定する。

なお、開発事業等実施地区内に流出抑制施設として浸透施設等を設置した場合には、必要に応じて、その効果を見込んで、排水施設の規模を定めることができる。

X II・2・3 排水施設の設計・施工上の留意事項

排水施設の設計・施工に当たっては、計画流出量を安全に排出する能力を有し、将来にわたりその機能が確保されるよう、構造上及び維持管理上十分な配慮をする必要がある。

なお、地表面が不透水性の材料で覆われるような太陽光発電施設の開発等においては、想定以上の排水により周辺斜面を不安定化させるおそれがあることから、排水施設の計画に係る流出係数の設定には注意が必要である。

X II・3 開発事業等に伴う下流河川等の治水対策

X II・3・1 治水対策の基本的な考え方

開発事業等においては、事業等実施に伴う開発事業等実施地区下流の洪水被害を防止するため、治水対策を検討することが必要である。

治水対策は、地域の自然及び社会条件、下流河川等及び周辺の状況、技術的及び経済的条件等を勘案し、当該下流河川等の管理者との調整に基づき、安全で合理的かつ効果的な規模及び方法で実施しなければならない。

X II・3・2 治水対策の種類

開発事業等に伴い必要となる治水対策は、河川等の改修により河道の流下能力を増大させる方法、流出抑制施設により洪水流出量を調節する方法及び両者の併用による方法に大別される。

X II・3・3 河川改修

X II・3・3・1 河川改修の設計上の留意事項

開発事業等に伴い必要となる河川等の改修に当たっては、当該河川等の特性、周辺の土地利用状況、下流河川等の改修状況等を勘案し、次の各事項に十分留意して設計することが必要である。

- 1) 当該水系の下流において現に実施されている河川改修事業と整合のとれた規模及び形態とすること
- 2) 開発事業等による影響が下流に及んで、洪水被害を増大させることのないよう必要な改修区間を設定すること
- 3) 河川等の管理者と十分調整を行うこと

X II・3・3・2 流量計算

河川等の改修計画の策定に当たっては、次の各事項を検討し、対象とする洪水の流量を設定する。

1) 計画高水流量の算定

河川改修計画に必要となる計画高水流量は、一般に合理式を用いて算定する。

2) 流出係数

合理式において用いる流出係数の値は、流域の地質、植生状況、将来における流域の土地利用状況等を考慮して決定する。

3) 平均降雨強度

合理式において用いる洪水到達時間内の平均降雨強度は、原則として、確率別降雨継続時間－降雨強度曲線により求める。

また、河川改修計画の降雨確率については、当該水系の下流において現に実施されている河川改修事業と整合のとれたものとなるように設定する。

X II・3・3・3 改修断面の決定

改修断面は、計画高水流量を安全に処理できるよう決定するものとする。

X II・3・4 調節（整）池

X II・3・4・1 調節（整）池の位置付け

調節（整）池は、開発事業等に伴い河川等の流域の流出機構が変化して、当該河川等の流量を著しく増加させる場合に、洪水調節のための施設として設置されるものである。

調節（整）池は、治水・排水対策において河川管理施設、下水道施設等として恒久的に管理される調節池及び下流河川改修に代わる暫定的施設とされる調整池がある。

X II・3・4・2 調節（整）池設置のために必要な調査

調節（整）池の洪水調節容量、構造、堤体の構造及び施工方法等の検討に際しては、降雨特性、地盤の特性、堤体の材料等について十分調査することが大切である。

X II・3・4・3 調節（整）池の設置位置

調節（整）池の設置位置を決定する際には、地形及び地質並びに河川及び沢の特性、基礎地盤等について十分

に把握しておくことが大切である。

X II・3・4・4 洪水調節方式

調節（整）池の洪水調節方式は、原則として自然放流方式とする。

X II・3・4・5 調節（整）池の計画

調節池の計画については、「防災調節池技術基準（案）」により、調整池の計画については、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」によることを原則とする。

X II・3・4・6 調節（整）池の構造

調節池の構造については、「防災調節池技術基準（案）」により、調整池の構造については、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」によることを原則とする。

X II・3・4・7 堤高

調節（整）池の堤高は、高さ15メートル未満とすることを原則とする。

X II・3・4・8 堤体の施工

堤体の施工については、調節池の場合は「防災調節池技術基準（案）」により、調整池の場合は「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」によることを原則とする。

X II・3・4・9 下流河川等への接続

下流河川等への接続については、土地利用、周辺の開発状況、地形等を勘案の上、下流の人家、道路等への被害が生じないように配慮するものとする。

特に、洪水吐き末端には減勢工を設けて、洪水吐きから放流される流水のエネルギーを減勢処理する必要がある。

X II・3・4・10 調節（整）池の多目的利用

調節（整）池は、公園、運動場施設等として多目的に利用できる。

なお、多目的利用に当たっては、原則として「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案）」によるものとする。

X II・3・4・11 維持管理

完成後の堤体の安定及び調節（整）池の機能を確保するため、維持管理を十分に行う必要がある。

X II・3・5 オンサイト貯留施設

X II・3・5・1 オンサイト貯留施設の設置

オンサイト貯留施設は、土地利用計画に配慮し貯留時においても利用者の安全が確保できるとともに、流出抑制機能の継続性及び良好な維持管理が可能な場所に設置するものとする。

X II・3・5・2 オンサイト貯留施設の計画及び設計

オンサイト貯留施設の計画及び設計については、「流域貯留施設等技術指針（案）」によることを原則とする。

X II・3・5・3 オンサイト貯留施設の維持管理

オンサイト貯留施設の維持管理は、設置場所の土地利用、施設の構造等に応じて適切に行うものとする。

X II・3・6 浸透型施設

X II・3・6・1 浸透型施設の選定

開発事業等において用いる浸透型施設には、井戸法による施設及び拡水法による施設がある。

開発事業等において浸透型施設を設置する場合は、設計浸透量が確実に浸透するよう、施設の種類及び構造を

選定することが必要である。

また、造成宅地及び農地等としての安全性の観点から斜面等の地形について調査し、浸透型施設の設置可能な範囲を設定する。

さらに、浸透型施設は地下水の涵養、低水流量の保全等の水循環を保全する機能を有するため、このような効果にも配慮して計画することが大切である。

ただし、浸透型施設の設置に当たっては、土壌内の水分量の増加が盛土又は斜面の崩壊を引き起こすおそれがあることを踏まえ、盛土又は斜面全体の安定性について事前に十分な検討を行い、災害の防止上支障がないことを確認する必要がある。

なお、浸透型施設のうち拡水法及び井戸法による施設の調査、計画、設計、施工及び維持管理については、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」によることを原則とする。

X II・3・6・2 地盤の浸透能力の評価

地盤調査、現地浸透試験等の結果をもとに、浸透可能範囲における地形区分面ごとの浸透能力の評価を行うとともに、浸透能力マップ等にとりまとめる。

現地浸透試験の方法、浸透能力の評価手法及び浸透能カマップの作成法は、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」によることを原則とする。

X II・3・6・3 浸透型施設の構造、施工及び維持管理

浸透型施設は、地質構成、集水区域、設置場所の土地利用等を配慮して、浸透機能が効果的に発揮できる構造形式を選定し、確実な施工を行うとともに、浸透機能を継続的に保持するために必要な維持管理を適切に行わなければならない。

X II・4 治水・排水対策における環境対策の基本的な考え方

開発事業等における治水・排水対策の検討に当たっては、土地利用計画等を勘案した上で、水循環、水辺の景観、生態系等の水に係る環境を保全するよう努めることが望ましい。

X III 工事施工中の防災措置

X III・1 工事施工中の防災措置の基本的な考え方

開発事業等においては、一般に、広範囲にわたって地形、植生状況等を改変するので、工事施工中の崖崩れ、土砂の流出等による災害を防止することが重要である。したがって、気象、地質、土質、周辺環境等を考慮して、適切な防災工法の選択、施工時期の選定、工程に関する配慮等、必要な防災措置を工事に先行して講ずるとともに、防災体制の確立等の総合的な対策により、工事施工中の災害の発生を未然に防止することが大切である。

X III・2 工事施工中の仮の防災調整池等

工事施工中においては、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないように、周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期等を勘案し、必要な箇所については、濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈澱させる機能等を有する施設を設置することが大切である。

X III・3 簡易な土砂流出防止工（流土止め工）

周辺状況、工事現場状況等により、開発事業等実施地区外へ土砂を流出させないようにするため、仮の防災調整池等によらず、ふとんかご等の簡易な土砂流出防止工（流土止め工）を用いる場合には、地形、地質状況等を十分に検討した上で、その配置及び形状を決定することが大切である。

X III・4 仮排水工

工事施工中の排水については、開発事業等実施地区外への無秩序な流出をできるだけ防ぐとともに、当該地区内への流入及び直接降雨については、のり面の流下を避け、かつ、地下浸透が少ないように、速やかに仮の防災調整池等へ導くことが大切である。

XⅢ・5 のり面からの土砂流出等の防止対策

人家、鉄道、道路等に隣接する重要な箇所には、工事施工中、のり面からの土砂の流出等による災害を防止するために柵工等の対策施設を設けることが大切である。

XⅢ・6 表土等を仮置きする場合の措置

工事施工中に、表土等の掘削土を開発事業等実施地区内に仮置きするような場合には、降雨によりこれらの仮置き土が流出したり、濁水の原因となったりしないように適切な措置を講ずることが大切である。

XⅢ・7 工事に伴う騒音・振動等の対策

工事現場周辺の生活環境に影響を及ぼし、住民への身体的・精神的影響が大きいと考えられる次の各事項については、適用法令を遵守するとともに、十分にその対策を講ずる必要がある。

- 1) 騒音
- 2) 振動
- 3) 水質汚濁、塵埃及び交通問題

XⅣ その他の留意事項

XⅣ・1 注意すべきその他の地盤

開発事業等実施地区内に、その工学的特徴について十分に配慮しなければならないような地盤が存在する場合には、その安全性等について十分な調査・検討を行うことが必要である。

XⅣ・2 建設副産物に対する基本的な考え方

開発事業等に伴う建設副産物は、その発生を抑制することが原則であるが、やむを得ない場合は、積極的に再利用又は再資源化を推進することにより資源の有効な利用確保を図るとともに、適正処理の徹底を行うことが重要である。また、他の建設工事で発生した建設発生土を有効利用することは、建設発生土の需要を拡大し、不法な盛土等の発生の防止を図る上でも重要である。

XⅣ・3 建設発生土の搬出先の明確化

建設発生土の取扱いについては、不法な盛土等の発生及び建設発生土の不適正な利用等を防止する観点から、搬出先の適正確保と資源としての有効活用を一体的に図っていくことが建設発生土の不適正処理の防止に効果的である。

公共工事においては、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等の指定利用等の徹底を図ることが重要である。その他、継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者においては、公共工事の発注者と同様に、指定利用等の取組の実施や、それが困難な場合でも元請業者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが重要である。

また、公共及び民間工事において、元請業者は資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づく再生資源利用促進計画制度により、建設発生土を一定規模以上搬出する建設工事について搬出先の明確化を図るものとする。

XⅣ・4 環境に対する配慮

開発事業等における防災措置の実施に当たっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、開発事業等実施地区及び周辺の自然環境の保全に努めるものとする。

XⅤ 施工管理と検査

XⅤ・1 施工管理

XⅤ・1・1 施工管理の基本的な考え方

工事の実施に当たっては、所定の工期内に安全かつ効率的に工事を進め、所要の品質を確保し、許可の内容に適合するよう完成させるため、適切な施工管理を行うことが大切である。

特に、工事中を含め、災害の防止のための施工管理が重要である。

XV・1・2 施工管理上の留意事項

開発事業等実施地区における災害を防止するために必要な施工管理は、気象、地形、地質等の自然条件、開発事業等実施地区の規模、資金計画等を考慮した上で、施工時期及び工程の調整、防災体制の確立等をあわせた総合的な対策を立て適切に行うことが大切である。

施工管理における主な留意事項は次のとおりである。

- 1) 常に工事の進捗状況を把握し、計画と対比しながら必要な対策をとること
- 2) 各工種間の相互調整を図り、不良箇所が発生したり、手戻りとなったりしないよう注意すること
- 3) 定期的及び必要に応じて測定、試験等を行い、災害防止のため必要な措置を確実にかつ効率的に行うこと
- 4) 降雨予測等の気象情報に注意するとともに、自然現象の変化に適切に対応して、可能な限り事前に災害防止対策を施すよう努めること
- 5) 工事の経過、計画変更、対策の内容等について図面・写真等の関係図書を整備し、工事の内容を明らかにしておくこと
- 6) 工事の進捗に応じ、適切に検査及び定期報告を実施する必要があるため、検査時期及び工程の調整を綿密に行うこと
- 7) その他、開発事業等実施地区周辺への配慮も行うこと

XV・2 検査・定期報告

XV・2・1 検査・定期報告の基本的な考え方

検査は、開発事業等が盛土規制法又は都市計画法の許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認するため、盛土及び切土工事の各段階で行う中間検査と工事完了時に行う完了検査を行うものとする。また、工事完了時までの3か月ごとに定期報告を行うものとする。

XV・2・2 検査・定期報告の方法

検査は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行われる。また、必要に応じて破壊検査が考慮される場合がある。

XV・2・2・1 中間検査

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となる。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進む必要がある。

中間検査の対象となる特定工程は、盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事の工程であり、その他各自治体が条例で定める特定工程についても対象とする。

XV・2・2・2 完了検査

完了検査は当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するものであり、本検査においては盛土及び切土の安定及び機能に影響を及ぼすことのないことを確認する必要がある。

XV・2・2・3 定期報告

定期報告は、工事完了時までの3か月ごとに、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行う。また、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、対策に応じる必要がある。

定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等に関する工事の進捗状況であり、その他各自治体が条例で定める報告事項についても対象とする。

XV・2・3 検査・定期報告に当たっての留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 開発事業者等（工事の施工者）に、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備させること
- 2) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会いを求めること
- 3) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと

- 4) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を行うこと

XVI 土石の堆積

XVI・1 土石の堆積の定義

土石の堆積とは、盛土規制法で指定される規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為である。

なお、土石の堆積の許可期間は最大5年とする。

XVI・2 土石の堆積の基本的な考え方

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適当ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とする。

堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺への安全性を確保できるよう検討する必要がある。

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下とする。ただし、堆積した土石の崩壊が生じないように設計する場合はこの限りではない。また、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置が必要である。

土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかによる周辺の安全確保及び柵等の設置が必要である。

- 1) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置
- 2) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

なお、これらの措置については、鋼矢板等その他必要な措置に代えることができる。

また、雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないように、適切な排水措置等が必要である。

XVI・3 土石の堆積の設計・施工上の留意事項

土石の堆積の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うこと。

2) 計画

周辺の安全確保が可能な堆積形状や空地、土石の崩壊に伴う流出を防止する措置を計画すること。

雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないように、適切な排水措置等を行い、堆積した土石の安定を図ること。

堆積する土石の安全な運搬経路を確保すること。

3) 土石の受け入れ

堆積する土石を受け入れる際には、土石が計画の材質であることを確認すること。

XVI・4 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

XVI・4・1 定義

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置とは、空地を設けない場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合において、堆積した土石の流出等を防止することを目的とした措置である。

XVI・4・2 種類と選定

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する代表的な措置として、次のものが挙げられる。

1) 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止すること。

措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければならない。

2) 空地を設けない場合の措置

- ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。
- ② 堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぐこと。

XVI・4・3 設計・施工方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設計・施工に当たっては、土石の最大堆積時に発生する土圧等に対して、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置に求められる性能に応じた安全性の検討が必要である。

XVI・4・4 検査方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の施工完了時には、適切な施工がされているか検査を実施する。検査方法は各基準に準拠したものとする。

XVI・5 土石の堆積の検査・定期報告

土石の堆積が許可時の最大形状内に収まっていること、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置等が適正に施工されていること、堆積行為が計画どおりに運用されていることを確認するため、工事完了時まで3か月ごとに定期的に報告を行わせる必要がある。また、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設置完了時には検査を行う必要がある。

定期報告は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書の提出により行われる。

検査・定期報告は、工事の施工全般とその後の運用に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 堆積事業者（工事の施工者）に、工事内容、堆積形状について裏付けとなる関係図書を整備させること
- 2) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会いを求めること
- 3) 堆積した土石の運用状況を正確に報告させ、計画から逸脱していないかを確認すること
- 4) 土石の除却完了時には、完了確認を実施すること
- 5) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を求めること

・申請等様式（省令様式）

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 香川県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面 の保護の方法				

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
<p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
〇〇〇		
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 香川県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日	

	カ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
借入償還金						
〇〇〇						
計						
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
〇〇〇						
〇〇〇						
計						
借入金の借入先						

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 香川県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面 の保護の方法				

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
<p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 香川県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止 のための措置				
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日			

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

※ 受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

香川県知事

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第1項
第36条第1項} の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受付欄
年 月 日
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

香川県知事

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第4項
第36条第4項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受付欄 年 月 日 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

香川県知事

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第18条第1項
第37条第1項} の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号			
2 許 可 年 月 日	年 月 日			
3 工事をしている土地の所在地及び地番				
4 工事施行者住所氏名				
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回		
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日		
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	中間検査合格証	番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日	
8 備 考				

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

香川県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3	工事を行っている 土地の面積	平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	メートル
6	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル
7	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル
		切土 立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

香川県知事

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事を行っている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し
てください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法				

	チ 崖面以外の地表面 の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止 のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>		

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大 堆積の高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大 堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地 の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超える 土地における堆積した 土石の崩壊を防止する ための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良そ 他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を防止 する措置				
ヌ 工事中の危害防止 のための措置				
ル その他の措置				

	ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
	カ 工程の概要			
8	その他必要な事項			
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 				

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法				

	チ 崖面以外の地表面 の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止 のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	変更の理由	
<p>[注意]</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>		

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大 堆積の高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大 堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地 の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える 土地における堆積した 土石の崩壊を防止する ための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良そ の他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を防止 する措置		
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置		
ル その他の措置			

	ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
	カ 工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上						
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識						
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名			見取図	
	2	許可番号	第	号		
	3	許可又は届出年月日	年	月		日
	4	工事施行者の氏名				
	5	現場管理者の氏名				
	6	盛土又は切土の高さ	メートル			
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
			切土	立方メートル		
	9	工事着手予定年月日	年	月		日
	10	工事完了予定年月日	年	月		日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先					
50センチメートル以上						

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
50センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

・申請等様式（細則様式）

第2号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書

年 月 日

工事主

様

権利者 住所

氏名

⑩

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記に係る宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく宅地造成（特定盛土等・土石の堆積）に関する工事の施行について同意します。

記

1 土地の所在地 及び地番	
2 地目	
3 地積	m ²
4 権利の種類	
5 摘要	

- 注意
- 1 4欄には、所有権、地上権、質権、賃借権等の別を記載してください。
 - 2 共有地の場合は、それぞれの持分を5欄に記載してください。
 - 3 権利者の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日

香川県知事 殿

協議申出者 職氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項（第34条第1項）の規定により協議します。

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）			
5	土地の面積	m ²			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	m ²			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	m ³		
		切 土	m ³		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				m	m
カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
			cm	m	
	キ 崖面の保護の方法				

ク	崖面以外の地表面 の保護の方法		
ケ	工事中の危害防止 のための措置		
コ	その他の措置		
サ	工事着手予定年月日	年	月 日
シ	工事完了予定年月日	年	月 日
ス	工程の概要		
11 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
<p>注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>7 9欄は、溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

土石の堆積に関する工事の協議申出書

年 月 日

香川県知事 殿

協議申出者 職氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項（第34条第1項）の規定により協議します。

1	工事主住所氏名			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）		
5	土地の面積	m ²		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	m		
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	m ²		
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	m ³		
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	オ 勾配が10分の1を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う 土地における地盤の改良 その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番 号	空地の幅	
			m	
ク	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			

ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
コ	工事中の危害防止のための措置	
サ	その他の措置	
シ	工事着手予定年月日	年 月 日
ス	工事完了予定年月日	年 月 日
セ	工程の概要	
8 その他必要な事項		
※受付欄	※決裁欄	※協議成立に当たって付した条件
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
<p>注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>		

第5号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について軽微な変更をしたので、宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項（第35条第2項）の規定により届け出ます。

1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 土地の所在地及び地番

3 変更事項

事項	変更前	変更後

4 変更の理由

第6号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

香川県知事 殿

協議申出者 職氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項（同法第35条第3項において準用する同法第34条第1項）の規定により協議します。

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）			
5	土地の面積	㎡			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	㎡			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	m ³		
		切 土	m ³		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				m	m
カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
			cm	m	

キ	崖面の保護の方法		
ク	崖面以外の地表面の保護の方法		
ケ	工事中の危害防止のための措置		
コ	その他の措置		
サ	工事着手予定年月日	年	月 日
シ	工事完了予定年月日	年	月 日
ス	工程の概要		
11	その他必要な事項		
12	変更の理由		
13	協議成立番号	第 号	
※受付欄	※決裁欄	※変更協議成立に 当たって付した条件	※変更協議成立 番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
<p>注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>7 9欄は、溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

香川県知事 殿

協議申出者 職氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項（同法第35条第3項において準用する同法第34条第1項）の規定により協議します。

1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）	
5	土地の面積	m ²	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	m	
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	m ²	
	ウ 土石の堆積の 最大堆積の土量	m ³	
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	オ 勾配が10分の1を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う 土地における地盤の改良 その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番 号	空地の幅
			m
ク	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		

ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
コ	工事中の危害防止のための措置		
サ	その他の措置		
シ	工事着手予定年月日	年 月 日	
ス	工事完了予定年月日	年 月 日	
セ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
10	協議成立番号	第 号	
※受付欄	※決裁欄	※変更協議成立に当たって付した条件	※変更協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
注意	<p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>		

工事施行者選定報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所
氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり工事施行者を選定したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条の規定により報告します。

1 許可の年月日及び番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
2 土地の所在地及び地番	
3 選 定 年 月 日	年 月 日
4 工 事 施 行 者	
ア 氏 名	建設業の許可（ ）登録第 号
イ 営 業 所 名	
ウ 郵 便 番 号	
エ 所 在 地	
オ 電 話 番 号	

第9号様式（第9条関係）

（日本産業規格A列4番）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第9条の規定により届け出ます。

1 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 土地の所在地及び地番	
3 着手年月日	年 月 日
4 担当者連絡先	氏名 事務所の所在地 電話番号

第 10 号様式（第 10 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を中止（再開・廃止）したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第10条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
中止（再開・廃止） 年 月 日	
変更の理由	
工事進捗状況 及び防災措置	

注意 中止（再開・廃止）は、該当しないものは抹消してください。

第 11 号様式（第 11 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項（第38条第1項）の規定により次のとおり報告をします。

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)			
2	土地の所在地及び地番			
3	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目
		年月日	年月日	年月日
5	報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m
6	報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³
8	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況			
9	擁壁の床掘りを完了した時の状況			
10	鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了した時の状況			
11	地下に埋設する集水管、暗渠等の配置を完了した時の状況			

- 注意 1 第4回目以降の報告を行う場合は、4欄を適宜修正して使用してください。
 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

土石の堆積に関する工事の実施状況について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項（第38条第1項）の規定により次のとおり報告をします。

1	工事主住所氏名 （法人役員住所氏名）			
2	土地の所在地及び地番			
3	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目
		年月日	年月日	年月日
5	報告の時点における 土石の堆積の高さ	m	m	m
6	報告の時点における 土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における 土石の堆積量	m ³	m ³	m ³
8	前回の報告から新たに 堆積された土石の量及び 除却された土石の量	m ³	m ³	m ³

注意 1 第4回目以降の報告を行う場合は、4欄を適宜修正して使用してください。

2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積している土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

第 13 号様式（第 14 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項（第 40 条第 1 項）の規定により届け出た宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について変更したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 14 条第 1 項の規定により届け出ます。

当初の届出年月日	
工事をしている土地の所在地及び地番	
工事をしている土地の面積	
変更事項	
変更の理由	

第 14 号様式（第 14 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

擁壁等に関する届出工事の変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 3 項（第 40 条第 3 項）の規定により届け出た擁壁等に関する工事について変更したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 14 条第 2 項の規定により届け出ます。

当初の届出年月日	
工事をしている土地の所在地及び地番	
行おうとする工事の種類及び内容	
変更事項	
変更の理由	

第 15 号様式 (第 15 条関係)

(日本産業規格 A 列 4 番)

宅地造成又は特定盛土等に関する適合証明交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	
2 許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 土地の所在地及び地番	
4 工事の検査済証 年月日及び番号	年 月 日 第 号
5 担当者連絡先	氏名 事務所の所在地 電話番号

受付印	香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)
-----	-----------------------------

(裏面)

香川県証紙欄
(消印してはならない。)

(本様式で貼りきれないときは別紙を追加してください。)

(裏面)

香川県証紙欄
(消印してはならない。)

・参考様式

○参考様式として掲示している以下の様式については、現在準備中のため、整い次第、追加します。
(許可申請等を急ぐ等で必要な場合は、お手数おかけしますが、別途ご相談ください。)

- ・事前相談書 (4.2)
- ・周知措置報告書 (5.1)
- ・設計者経歴書 (5.3)
- ・誓約書 (5.4)
- ・事業経歴書 (5.4)
- ・工事の施行に関する同意者一覧 (5.6)